



標茶町

標茶町地域防災計画

標茶町防災会議

-目次-

総則編

第1章 総則

第1節 計画の目的等	1-1
第1 防災計画の目的	1-1
第2 用語の定義	1-1
第3 計画の効果的促進	1-2
第4 防災計画の構成	1-3
第5 計画の修正要領	1-3
第6 他の法令に基づく計画との関係	1-4
第7 計画の習熟	1-4
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務	1-4
第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	1-4
第2 住民の責務	1-8
第3節 標茶町の地勢と気象	1-8
第1 位置及び面積	1-8
第2 地勢	1-9
第3 地質	1-9
第4 気象	1-9
第5 災害記録	1-10

第2章 防災組織

第1節 目的	2-1
第2節 防災会議	2-1
第1 組織	2-1
表1 防災会議組織図	2-1
第2 運営	2-2
第3 防災会議の所掌事務	2-2
第3節 災害警戒本部	2-2
第1 設置	2-2
第2 設置基準	2-2
第3 組織	2-2
第4 本部の運営	2-2
第5 業務分担	2-2
第6 廃止基準	2-2
第4節 災害対策本部	2-3
第1 設置	2-3
第2 設置基準	2-3
第3 本部設置の通知	2-3
第4 組織	2-4
表2 災害対策本部組織図	2-4
第5 部長の職務代理者の順位	2-5
第6 本部の運営	2-5
第7 業務分担	2-5
第8 標示板等の掲示等	2-8
様式1 標示板	2-8
様式2 腕章	2-8

様式 3 標旗	2-9
第 9 設置場所	2-9
第10 廃止基準等	2-9
第11 現地災害対策本部	2-9
第 5 節 非常配備体制	2-10
第 1 非常配備の基準	2-10
表 3 非常配備基準及び配備体制	2-10
第 2 本部職員等に対する伝達方法	2-11
表 4 平常勤務時の伝達系統図（庁内放送等）	2-11
表 5 休日または退庁後における警備員による伝達系統図（電話等）	2-11
第 3 配備体制確立の報告	2-12
第 4 現場連絡員	2-12
第 5 消防機関に対する伝達	2-12
表 6 消防機関への伝達系統図	2-12
第 6 注意配備体制下の活動	2-12
第 7 第 1 非常配備体制下（災害警戒本部）の活動	2-12
第 8 第 2 非常配備体制下（災害対策本部）の活動	2-12
第 9 第 3 非常配備体制下（災害対策本部）の活動	2-13
第 6 節 住民組織等への協力要請	2-13
第 1 協力要請事項	2-13
第 2 協力要請先	2-13
第 3 住民に対する伝達方法	2-13
第 4 地域情報連絡員	2-13

災害対策共通編

第3章 災害予防計画

第1節	目的	3-1
第1節	第1 水防区域等	3-1
第1節	第2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(一覧表)	3-2
第1節	第3 危険物・爆発物等貯蔵所所在一覧	3-3
第2節	防災知識普及計画	3-7
第2節	第1 職員等に対する防災教育	3-7
第2節	第2 一般住民に対する防災知識の普及	3-7
第2節	第3 普及の時期	3-8
第3節	防災訓練計画	3-8
第3節	第1 訓練実施機関	3-8
第3節	第2 防災訓練の実施	3-8
第4節	自主防災組織の育成等に関する計画	3-9
第4節	第1 自主防災組織の編成(編成例)	3-9
第4節	表7 自主防災組織の編成例	3-9
第4節	第2 自主防災組織の活動内容	3-9
第4節	第3 防災思想の普及徹底	3-11
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	3-11
第5節	第1 食料等の確保	3-11
第5節	第2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	3-11
第5節	第3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結	3-12
第6節	避難体制整備計画	3-12
第6節	第1 避難誘導體制の構築	3-12
第6節	第2 指定緊急避難場所(一時的に避難するグラウンド等)の確保等	3-13
第6節	第3 指定避難所(一定の期間避難生活をする場所)の確保等	3-14
第6節	第4 指定緊急避難場所、指定避難所の整備	3-15
第6節	第5 避難所の管理運営体制の整備	3-15
第6節	第6 避難誘導體制の整備	3-15
第6節	第7 被災者の把握	3-16
第6節	第8 防災上重要な施設の管理及び避難計画	3-17
第6節	第9 公共用地等の有効活用への配慮	3-17
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	3-17
第7節	第1 安全対策	3-17
第7節	第2 避難行動要支援者の避難支援	3-17
第7節	第3 外国人に対する対策	3-19
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	3-19
第8節	第1 防災会議構成機関	3-19
第8節	第2 町、北海道及び防災関係機関	3-19
第8節	第3 通信施設の整備の強化	3-20
第9節	消防計画	3-20
第9節	第1 目的	3-20
第9節	第2 消防機関の組織及び機構	3-20
第9節	表8 消防組織表	3-21
第9節	表9 標茶消防団機構図	3-22
第9節	第3 火災予防計画	3-22
第9節	第4 火災警報及び伝達計画	3-23
第9節	表10 火災気象通報伝達図	3-23
第9節	表11 消防信号	3-24

第5節	召集及び出動	3-24
第6節	消防相互応援計画	3-25
第7節	救急計画	3-25
第8節	教育訓練	3-25
第9節	その他	3-25
第10節	釧路川標茶地区水害タイムライン	3-26
第1節	標茶町の災害対応と「釧路川標茶地区水害タイムライン」との位置づけと関係性	3-26
第11節	業務継続計画	3-27
第1節	業務継続計画（BCP）の概要	3-27
第2節	業務継続計画（BCP）の策定	3-27
第3節	防災拠点機能の整備に関する計画	3-28

第4章 災害応急対策計画

第1節	目的	4-1
第2節	応急措置実施計画	4-1
第1節	応急措置の実施責任者	4-1
第2節	町の実施する応急措置	4-1
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	4-3
第1節	気象等に関する情報の発表・受理・伝達等	4-3
第2節	異常現象を発見した場合の措置等	4-9
表12	災害情報等連絡系統図	4-10
第3節	地域情報連絡員	4-10
第4節	気象警報等の伝達系統及び方法	4-10
表13	気象予警報伝達系統図	4-11
表14	関係機関等の連絡先一覧	4-12
第5節	被害状況等の収集及び報告	4-13
様式4	災害情報	4-15
様式5	被害状況報告(速報 中間 最終)	4-17
表15	被害状況判定基準	4-19
第4節	災害通信計画	4-23
第1節	災害通信系統	4-23
第2節	電話通信施設の利用	4-23
第3節	専用通信施設の利用	4-25
第4節	通信途絶時の連絡方法	4-25
第5節	災害広報計画	4-26
第1節	災害情報等の収集方法	4-26
第2節	災害情報等の発表方法	4-26
第3節	罹災者相談所の開設	4-27
第6節	避難対策計画	4-27
第1節	避難措置、実施責任者	4-27
第2節	避難措置における連絡、助言、協力及び援助	4-28
第3節	避難情報の発令及び周知	4-29
第4節	避難の誘導等	4-31
第5節	避難行動要支援者の避難行動支援	4-32
第6節	避難路及び避難場所等の安全確保	4-33
第7節	被災者の生活環境の整備	4-33
第8節	指定緊急避難場所の開設	4-33
第9節	指定避難所の開設	4-33
第10節	指定避難所の運営管理等	4-34
様式6	避難者世帯名簿	4-36

様式 7	避難所収容台帳	4-37
様式 8	避難所用物品受払簿	4-37
様式 9	避難所設置及び収容状況	4-38
表 16	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	4-39
表 17	指定福祉避難所	4-40
表 18	指定緊急避難場所・指定避難所位置図	4-41
第 11 節	広域一時滞在	4-42
第 12 節	救出計画	4-43
第 7 節	食料供給計画	4-44
第 1 項	食料の供給	4-44
第 2 項	炊き出しの実施	4-44
第 3 項	避難行動要支援者対策	4-45
第 4 項	供給の費用及び期間	4-45
第 8 節	衣料、生活必需品等物資供給計画	4-45
第 1 項	実施責任者及び実施の基準	4-45
第 2 項	供与又は貸与の対象者	4-45
第 3 項	供与又は貸与の方法	4-45
様式 10	世帯構成別被害状況	4-46
様式 11	物資受払簿	4-46
様式 12	物資供与及び受領書	4-47
第 4 項	供与又は貸与物資の種類	4-47
第 5 項	費用及び期間	4-47
第 9 節	給水計画	4-48
第 1 項	実施責任者	4-48
第 2 項	給水の方法	4-48
第 3 項	給水施設の応急復旧	4-48
第 4 項	給水応援の要請	4-48
第 5 項	住民への周知	4-48
第 6 項	給水資機材保有状況	4-48
第 7 項	防災井戸設置場所	4-49
第 8 項	費用及び期間	4-49
第 10 節	上下水道施設対策計画	4-49
第 1 項	上水道	4-49
第 2 項	下水道	4-49
第 11 節	医療及び助産計画	4-50
第 1 項	実施責任者	4-50
第 2 項	医療及び助産の対象者	4-50
第 3 項	医療及び助産の実施	4-50
第 4 項	応急救護所の設置	4-51
第 5 項	医療機関等の状況	4-51
第 12 節	防疫計画	4-51
第 1 項	実施責任者	4-51
第 2 項	防疫の実施組織	4-52
第 3 項	感染症の予防	4-52
第 4 項	患者等に対する措置	4-53
第 5 項	避難所等の防疫指導	4-53
第 6 項	防疫用薬剤の調達	4-53
第 13 節	清掃計画	4-54
第 1 項	実施責任者	4-54
第 2 項	清掃の方法	4-54
第 3 項	ゴミの収集、処理の方法	4-55

第4	し尿の収集、処理の方法	4-55
第5	死亡獣畜の処理方法	4-55
第6	飼養動物の取扱	4-55
第7	野外共同便所の設置	4-55
第14節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	4-55
第1	実施責任者	4-55
第2	行方不明者の捜索	4-55
第3	変死体の届け出	4-56
第4	遺体の収容処理方法	4-56
第5	遺体の埋葬	4-56
第6	行方不明の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間	4-56
第7	火葬場の状況	4-56
第8	墓地の所在地	4-57
第15節	障害物除去計画	4-57
第1	実施責任者	4-57
第2	障害物の除去の対象	4-57
第3	除去の方法	4-58
第4	応援の要請	4-58
第5	障害物の集積場所	4-58
第6	障害物の保管等	4-58
第7	費用及び期間	4-58
第16節	輸送計画	4-58
第1	実施責任者	4-58
第2	緊急輸送道路ネットワーク	4-58
第3	輸送の方法	4-58
第4	輸送の範囲	4-59
第5	緊急輸送業務に従事する車両の表示	4-59
	様式13 標章	4-60
	様式14 緊急通行車両確認証明書	4-60
第6	費用の期限及び期間	4-61
第7	輸送状況の記録	4-61
	様式15 輸送記録簿	4-61
第17節	労務供給計画	4-61
第1	実施責任者	4-61
第2	民間団体への協力依頼	4-61
第3	作業の種類	4-62
第4	労務者の雇上げ	4-62
第5	費用及び期間	4-63
第18節	文教対策計画	4-63
第1	実施責任者	4-63
第2	被害状況等の把握	4-63
第3	応急教育対策	4-63
第4	教職員の確保	4-64
第5	教科書及び学用品の調達並びに支給	4-64
第6	学校給食等の措置	4-65
第7	衛生管理対策	4-65
第8	文化財に対する措置	4-65
第9	費用及び期間	4-66
第19節	住宅対策計画	4-66
第1	実施責任者	4-66
第2	実施の方法	4-66

第3	住宅の応急修理	4-67
第4	災害公営住宅の建設	4-67
第5	資材の斡旋、調達	4-68
第20節	被災宅地安全対策計画	4-68
第1	危険度判定の実施の決定	4-68
第2	危険度判定の要請	4-68
第3	判定士の業務	4-68
第4	危険度判定実施本部の業務	4-68
第5	事前準備	4-69
第21節	災害警備計画	4-69
第1	災害に関する警察の任務	4-69
第2	災害警備	4-69
	表19 警察からの災害情報等連絡系統図	4-70
第3	事前措置に関する事項	4-70
第4	避難に関する事項	4-70
第5	応急措置に関する事項	4-70
第6	救助に関する事項	4-70
第7	災害時における災害情報の収集に関する事項	4-70
第8	災害時における広報	4-70
第9	災害時における通信計画に関する事項	4-71
第10	交通規制に関する事項	4-71
第22節	応急飼料対策計画	4-71
第1	実施責任者	4-71
第2	実施の方法	4-71
第23節	自衛隊派遣要請計画	4-72
第1	災害派遣要請基準	4-72
第2	災害派遣要請要領	4-72
第3	災害派遣部隊の受入体制	4-72
第4	派遣部隊到着の処理	4-73
第5	派遣部隊の撤収要請	4-73
第6	経費等	4-73
	様式16 自衛隊災害派遣要請について	4-74
	様式17 自衛隊災害派遣の撤収について	4-75
第24節	災害ボランティアとの連携活動	4-76
第1	基本方針	4-76
第2	実施機関(責任者)	4-76
第3	実施要領	4-77
	表20 ボランティア活動に係る連絡調整図	4-78
第25節	職員応援派遣計画	4-78
第1	要請権者	4-79
第2	要請手続等	4-79
第3	派遣職員の身分取扱	4-79
第26節	消防防災ヘリコプター要請計画	4-79
第1	基本計画	4-80
第2	実施責任者	4-80
第3	実施方法	4-80
第4	消防防災ヘリコプターの活動内容	4-80
	表21 消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー	4-81
第5	ヘリコプター発着可能地(発着場所)	4-81
第27節	広域応援(受援)計画	4-81
第1	実施機関	4-81

第2 実施内容	4-82
第28節 救急医療対策計画	4-82
第1 救急医療の対象と範囲	4-82
第2 救急医療に関する組織	4-82
第3 関係機関の業務の大綱	4-83
第4 集団救急医療体制	4-84
第5 応援要請	4-84
第6 救急医療活動報告書の提出	4-84
第7 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統	4-84
表22 災害通報の伝達系統	4-85
表23 傷病者等の搬送系統	4-85
第8 経費の負担及び損害賠償	4-86
第9 傷病者の把握	4-86
様式18 傷病者に対する認識票	4-86
様式19 救急状況調書	4-87
様式20 記録集計表	4-87
第29節 災害救助法の適用と実施	4-87
第1 実施体制	4-87
第2 救助法の適用基準	4-87
第3 救助法の適用手続き	4-88
第4 救助の実施と種類	4-88
第5 基本法と救助法の関連	4-90

第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針	5-1
第1 実施責任者	5-1
第2 復旧工事の実施	5-1
第2節 復旧事業計画の概要	5-1
第3節 災害復旧予算措置	5-2
第4節 激甚災害に係る財政援助措置	5-2
表24 事業別国庫負担及び補助率	5-2
第5節 応急金融対策	5-3
第1 農林業者に対する応急融資	5-3
第2 生活確保資金融資	5-3
第6節 罹災証明書の交付	5-4
第1 町	5-4
第2 消防機関	5-4
様式21 罹災証明書	5-5
第7 被害者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	5-6
第1 被災者台帳の作成	5-6

個別災害対策編

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定	6-1
第1 組織及び活動	6-1
第2節 災害予防計画	6-1
第1 地震に強いまちづくり推進計画	6-1
第2 土砂災害予防計画	6-2
第3 雪害対策計画	6-2
第4 消防計画	6-2
第5 建築物等災害予防計画	6-2
第6 防災訓練計画	6-2
第7 防災知識普及計画	6-3
第8 避難計画	6-3
第9 自主防災組織等の育成	6-3
第10 災害時要援護者対策計画	6-3
第11 積雪・寒冷対策計画	6-3
第12 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	6-4
第13 住民の心構え	6-4
第3節 災害応急対策計画	6-5
第1 応急活動体制	6-5
第2 災害広報計画	6-6
第3 地震火災等対策計画	6-11
第4 避難対策計画	6-12
第5 救助、救出計画	6-12
第6 食料供給計画	6-13
第7 衣料、生活必需品等供給計画	6-13
第8 住宅対策計画	6-13
第9 給水計画	6-13
第10 生活関連施設対策計画	6-13
第11 医療及び助産計画	6-14
第12 防疫計画	6-14
第13 廃棄物処理等計画	6-14
第14 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	6-14
第15 災害警備及び交通応急対策計画	6-14
第16 輸送計画	6-15
第17 被災建築物安全対策計画	6-15
表25 被災建築物の応急危険度判定フロー図	6-15
第18 文教対策計画	6-16
第19 自衛隊災害派遣要請計画	6-16
第20 防災ボランティア活用計画	6-16
第21 消防防災ヘリコプター要請計画	6-17
第22 広域応援(受援)計画	6-17

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則	7-1
第1 推進計画の目的	7-1
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	7-1
第2節 災害対策本部等の設置等	7-1
第1 災害対策本部等の設置	7-1

第2	災害対策本部等の組織及び運営	7-1
第3	災害応急対策要員の参集	7-1
第3節	地震発生時の応急対策等	7-2
第1	地震発生時の応急対策	7-2
第2	資機材、人員等の配備手配	7-3
第3	他機関に対する応援要請	7-3
第4	地域防災力の向上	7-3
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	7-3
第1	建築物、構造物等の耐震化	7-4
第2	避難地の整備	7-4
第3	避難路の整備	7-4
第4	消防用施設の整備等	7-4
第5	緊急輸送を確保するため必要な道路の整備	7-4
第6	通信施設の整備	7-4
第5節	防災訓練計画	7-4
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	7-4
第1	町職員に対する教育	7-4
第2	住民に対する教育・広報	7-5
第3	児童生徒に対する教育・広報	7-5
第4	防災上重要な施設管理者に対する教育・広報	7-5
第5	自動車運転者に対する教育・広報	7-5
第6	相談窓口の設置	7-6

第8章 雪害対策計画

第1	除雪路線の実施分担	8-1
第2	異常降雪時における除雪	8-1
第3	通信施設の雪害対策	8-1
第4	電力施設の雪害防止対策	8-1
第5	交通途絶地区の緊急対策	8-1
第6	積雪時における消防対策	8-1
第7	なだれ防止対策	8-1
第8	警戒体制	8-1

第9章 積雪・寒冷対策計画

第1	積雪対策の推進	9-1
第2	避難対策措置等	9-1
第3	交通の確保	9-1
第4	雪に強いまちづくりの推進	9-2
第5	寒冷対策の推進	9-2

第10章 融雪災害対策計画

第1	気象情報の把握	10-1
第2	水防区域内の警戒	10-1
第3	道路の除雪	10-1
第4	水防資器材の整備、点検	10-1
第5	水防思想の普及徹底	10-1

第11章 土砂災害対策計画

第1	現況	11-1
第2	予防対策	11-1
第3	警戒体制	11-2
第4	避難及び救助	11-2
第5	土砂災害警戒情報	11-2

第12章 水防計画

第1	水防責任の大綱	12-1
第2	水防組織と機構	12-1
第3	隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援	12-2
表26	隣接市町水防管理団体との協力応援系統図	12-2
第4	重要水防区域及び水防施設	12-3
第5	気象警報等の通信連絡	12-5
表27	雨量水位観測通報系統図	12-6
第6	水防信号の指定	12-7
第7	水防活動	12-7
第8	避難計画	12-8
表28	洪水時に情報伝達を行う要配慮者利用施設	12-9
表29	指定河川洪水予報伝達系統図	12-9
第9	報告	12-9
様式22	水防活動実施報告書	12-10
第10	水防管理	12-11
第11	洪水避難マップ（洪水ハザードマップ）	12-11

第13章 林野火災災害対策計画

第1	組織	13-1
第2	気象情報対策	13-1
表30	林野火災対策における気象情報伝達系統図	13-1
第3	林野火災予防思想の普及対策	13-2
第4	林野火災予防対策	13-2
第5	林野火災消防対策	13-3
表31	林野火災発生通報の系統図	13-3

第14章 事故災害対策計画

第1節	航空災害対策計画	14-1
第1	情報通信	14-1
表32	発生地点が明確な場合の情報通信連絡系統図	14-1
表33	発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）の情報通信連絡系統図	14-1
第2	災害広報	14-2
第3	応急活動体制	14-2
第4	搜索活動	14-3
第5	災害拡大の防止	14-3
第6	救助救出及び医療救護活動等	14-3
第7	消防活動	14-3
第8	避難措置	14-3
第9	行方不明者の搜索及び遺体の収容	14-3
第10	交通規制	14-3
第11	防疫及び廃棄物処理等	14-3
第12	自衛隊派遣要請	14-3
第13	広域応援（受援）	14-3
第2節	道路災害対策計画	14-4
第1	情報通信	14-4
表34	道の管理する道路の場合の情報通信連絡系統図	14-4
表35	町の管理する道路の場合の情報通信連絡系統図	14-4
第2	災害広報	14-5
第3	応急活動体制	14-5

第4	搜索活動	14-5
第5	災害拡大の防止	14-5
第6	救助救出及び医療救護活動等	14-5
第7	消防活動	14-5
第8	避難措置	14-5
第9	行方不明者の搜索及び遺体の収容	14-5
第10	交通規制	14-5
第11	防疫及び廃棄物処理等	14-5
第12	自衛隊派遣要請	14-5
第13	広域応援(受援)	14-6
第3節	危険物等災害対策計画	14-6
第1	基本方針	14-6
第2	危険物の定義	14-6
第3	情報通信	14-6
	表36 危険物災害の場合の情報通信連絡系統図	14-7
第4	災害広報	14-7
第5	応急活動体制	14-7
第6	搜索活動	14-7
第7	災害拡大の防止	14-7
第8	救助救出及び医療救護活動等	14-7
第9	消防活動	14-7
第10	避難措置	14-7
第11	行方不明者の搜索及び遺体の収容	14-8
第12	交通規制	14-8
第13	防疫及び廃棄物処理等	14-8
第14	自衛隊派遣要請	14-8
第15	広域応援(受援)	14-8
第4節	大規模な火事災害対策計画	14-8
第1	情報通信	14-8
	表37 大規模な火事災害の場合の情報通信連絡系統図	14-8
第2	災害広報	14-8
第3	応急活動体制	14-9
第4	搜索活動	14-9
第5	災害拡大の防止	14-9
第6	救助救出及び医療救護活動等	14-9
第7	消防活動	14-9
第8	避難措置	14-9
第9	行方不明者の搜索及び遺体の収容	14-9
第10	交通規制	14-9
第11	防疫及び廃棄物処理等	14-9
第12	自衛隊派遣要請	14-9
第13	広域応援(受援)	14-9

資料編

第15章 例規・協定

第1節 例規	15-1
第1 標茶町防災会議条例	15-1
第2 標茶町災害対策本部条例	15-3
第3 標茶町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱	15-4
第2節 協定	15-10
第1 北海道広域消防相互応援協定	15-12
第2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	15-16
第3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	15-18
第4 北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	15-24
第5 災害発生時における標茶町と町内郵便局の協力に関する協定	15-26
第6 防災情報の共有に係る協定書	15-28
第7 標茶町防災対策の推進に資する協力体制に関する協定	15-33
第8 標茶町防災対策の推進に資する建築分野等での協力体制に関する協定	15-34
第9 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	15-36
第10 災害等の発生時における標茶町と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定	15-38
第11 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	15-40
第12 災害時協力協定書	15-43
第13 災害時における生活関連物資供給等に関する協定	15-45
第14 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	15-47
第15 釧路管内8市町村防災基本協定	15-49
第16 災害時の応援に関する協定	15-52
第17 緊急時における輸送業務に関する協定書	15-55
第18 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	15-57
第19 標茶町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン) の連携に関する協定	15-59
第20 次亜塩素酸水溶液の提供に関する協定書	15-61
第21 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	15-62
第22 大規模災害時における相互協力に関する基本協定	15-64

総則編

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的等

第1 防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、標茶町防災会議が作成する計画であり、標茶町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的、迅速的確に実施するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- (1) 標茶町の区域内に所在し、若しくは区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務、又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- (2) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に必要な防災組織に関すること。
- (3) 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等、災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫及び食糧供給等、災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs※）」の主にゴール11及び13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2 用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防災会議	標茶町防災会議
本部（長）	標茶町災害対策本部（長）

町防災計画	標茶町地域防災計画
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災
防災関係機関	標茶町防災会議条例（昭和38年標茶町条例第2条）第3条第5項に定める委員の属する機関
要配慮者	災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者

第3 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

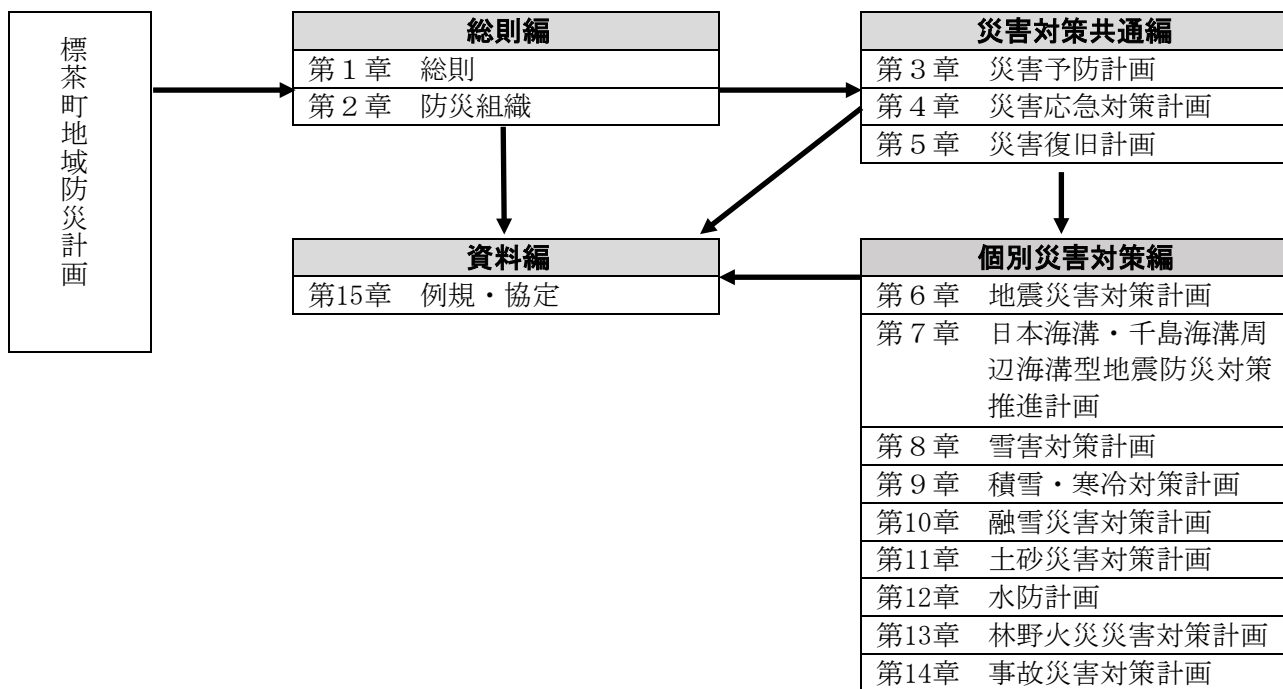
さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

本町は、町民・自治会・事業者などと連携し、防災・減災に向け取り組みを進め、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。

第4 防災計画の構成

標茶町地域防災計画は、「総則編」「災害対策共通編」「個別災害対策編」の3編で構成される。各編の記載内容・範囲については、次のとおりである。

計画の構成	記載内容・範囲
総 則 編	町、防災関係機関及び町民等の災害に対する取組みについて、その基本方針を定める。
災害対策共通編	浸水被害及び過去の大規模地震災害等の教訓を災害対策の基本とし、予防・応急・復旧計画を定める。また、災害状況に応じて、町、防災関係機関及び町民等が、いつ、何を、どのように行動すべきかを明らかにする。
個別災害対策編	地震、雪害、積雪・寒冷、融雪、土砂災害対策、水防、林野火災対策、事故災害対策から構成される。基本的には「災害対策共通編」を準用するが、それぞれの災害の特殊要素に応じた必要事項について本編で定める。
資 料 編	本町で定めている防災関連の例規また締結している協定を資料として登載する。



第5 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- (1) 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- (2) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (3) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (4) 新たな計画を必要とするとき。
- (5) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (6) その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。なお、防災会議で決定

した修正結果は、北海道知事に報告するものとする。

第6 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって標茶町地域防災計画は、「災害対策基本法」のほか、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）と関連性・整合性を有する。

第7 計画の習熟

各機関は、平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務

第1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 標茶町

機関名	事務又は業務
標茶町	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事務を行うこと。 2 本部の設置及び組織の運営を行うこと。 3 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防措置の実施に関すること。 4 防災上必要な教育及び訓練を行うこと。 5 防災思想の普及を行うこと。 6 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の調査、報告を行うこと。 7 救難、救助、防疫等被害者の救助を行うこと。 8 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 避難指示、誘導及び収容に関すること。 10 災害時の清掃、防疫、保健衛生、環境衛生、食品衛生に関すること。 11 文教、輸送、交通規制等に関すること。 12 災害時要支援者の擁護に関すること。 13 災害ボランティアの活動環境の整備に関すること。 14 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
標茶町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

標茶町立病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急医療、助産を行うこと。 2 被災時の病人等の収容、保護をすること。 3 災害時、医療防疫対策について協力すること。 4 緊急医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、救急医療活動を実施すること。
--------	--

2 消防機関

機関名	事務又は業務
釧路北部消防事務組合 標茶消防署 標茶消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動を行うこと。 2 水防活動を行うこと。 3 災害時における住民の生命、財産の保護に関すること。 4 その他消防業務に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
釧路開発建設部 釧路河川事務所 弟子屈道路事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 3 直轄河川の維持管理並びに災害復旧に関すること。 4 直轄砂防事業に関すること。 5 洪水予報（气象台と共同）、水防警報の発表に関すること。 6 一般国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること。 7 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 8 補助事業に係る指導、監督に関すること。 9 住民に対する水防思想の普及に関すること。 10 被害の拡大を防ぐ為の緊急対応の実施等支援に関すること。
北海道財務局 釧路財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における民間金融機関に対する緊急措置の指示及び要請。 2 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
釧路地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署 標茶森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 林野火災の予防対策に関すること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 災害時において、公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。 4 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。

4 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第27普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 2 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開並びに応急医療、防疫、給水及び通信の支援等を行うこと。 3 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

5 北海道

機関名	事務又は業務
釧路総合振興局 地域創生部地域政策課 防災係	<ol style="list-style-type: none"> 1 釧路総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災に関する組織の整備を図り、災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 災害時における塵芥収集、し尿の汲み取り業務に対し標茶町に指導助言を行うこと。
釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 2 水防活動の技術指導に関すること。 3 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を図ること。
釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における水道施設の復旧及び死亡獣畜処理の業務に対し標茶町に指導助言を行うこと。 2 災害時における防疫措置に関すること。 3 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 4 災害時における医療救護活動を推進すること。 5 食品衛生の指導、監視に関すること。
釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査及び報告に関すること。 2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。 3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。

6 北海道警察

機関名	事務又は業務
弟子屈警察署 標茶駐在所 磯分内駐在所 塘路駐在所	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報の収集、人身の安全のための広報活動の実施、及び予・警報の伝達についての協力をする事。 2 災害関係機関が行う危険地域居住者の避難誘導、被災者の救助活動の協力及び遺体の検死を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持及び災害に伴う各種犯罪の予防取締を行うこと。 4 その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。 5 災害警備本部の設置運営に関する事。 6 危険物に対する保安対策に関する事。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

7 指定公共機関

機関名	事務又は業務
標茶郵便局 磯分内郵便局 塘路郵便局 虹別郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 2 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を行うこと。 3 郵便の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
NHK釧路放送局	1 気象予警報、災害情報及び防災知識の普及等、災害広報に関すること。
NTT東日本 北海道東支店 釧路営業支店	1 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。 2 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、必要に応じ電報・電話の利用制限を実施し、重要通話の確保を図ること。
北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店 弟子屈ネットワークセンター	1 災害時における電力の円滑な供給及び電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 電力施設の災害復旧見込み等の周知を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社標茶駅	1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救援物資等の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
日本赤十字社北海道支部標茶分区	1 災害時における救援物資の供給に関すること。 2 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。

8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
(一社)釧路市医師会	1 災害時における医療関係機関の連絡調整並びに応急医療及び助産に関すること。
(一社)北海道薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
(公社)北海道獣医師会	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
標茶町農業協同組合	1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員等に対する資金の融資及び斡旋を行うこと。 3 農業生産資材及び生活物資の確保・斡旋を行うこと。
北海道ひがし農業共済組合釧路中部事業センター	1 農作物、家畜の被害調査及び報告並びに診療に関すること。 2 被災組合員に対する災害補償を円滑に行うこと。
一般運送業者	1 災害時における救助物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行う。
(福)標茶町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する世帯厚生資金の融資斡旋 2 ボランティアの受け入れに関すること。
標茶町商工会	1 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。 2 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。

標茶町森林組合	1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員等に対する融資及び斡旋を行うこと。
一般病院・診療所等	1 災害時における医療防疫対策について協力すること。
危険物関係施設の管理者	1 所管施設の災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
標茶町内各建設業者	1 災害時における労働力、資材、機械等の協力を行うこと。
標茶町女性団体連絡協議会	1 避難所の開設協力に関すること。 2 炊事等の全面協力をすること。
町内会・地域会 自主防災組織	1 行政区自衛用組織及び災害の通報、連絡、調査に関すること。 2 災害時における情報の伝達、被災者の救助、炊き出し等について協力すること。

第2 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力の関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時要支援者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要支援者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第3節 標茶町の地勢と気象

第1 位置及び面積

本町は、東経144度14分から144度47分、北緯43度00分から43度37分、釧路管内の北東に位置

し、川上郡の南東にあり、東は野付郡別海町並びに厚岸郡厚岸町に、西は阿寒郡鶴居村に接し南は釧路郡釧路町に隣接し、北は川上郡弟子屈町に境して、その面積は1,099.37平方kmに及んでいる。

第2 地勢

北端は千島火山脈に連なるが、一般に山岳は少なく河川に沿って平野があり概ね丘陵起伏の地形をなしている。河川は大きなものに釧路川があり数条の支流を合して本町の中央部を流れ釧路平野を過ぎて太平洋に注ぎ、北部の西別川は西別岳山ろくに源を發し、根室平野を過ぎてオホーツク海に、南部には厚岸町との境界添いに別寒辺牛川が流れ太平洋にそれぞれ注いでいる。

また、南東の阿歴内川は阿歴内原野を曲折して周囲約20km、面積12.75平方kmに及ぶ塘路湖に注いでいる。

第3 地質

釧路川東部は摩周系火山灰地帯であり、下部は第4紀古層扇状堆土であり、土壌は摩周火山灰層で概ね砂壤土型である。また、西部は摩周系火山灰豊積被覆し、下層は第3期層に属し、一部凝灰岩、砂岩、あるいは第4紀古成層も見受けられる。

第4 気象

本町の気候は、春、夏は冷涼で日照が少ない。しかし、10月から3月にかけては日照も多くなる。秋は比較的好天が続くが、冬は積雪が少なく、寒さも厳しく地下凍結が甚だしい。

〔気象概況：平年値（年・月ごとの値）〕

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010
1月	44.3	-8.2	-1.6	-15.8
2月	24.9	-7.5	-1.2	-15.1
3月	58.7	-2.5	2.7	-8.7
4月	74.0	3.5	9.7	-2.3
5月	100.3	8.7	15.4	2.7
6月	90.2	12.7	18.6	8.1
7月	122.0	16.4	21.4	12.5
8月	136.7	18.5	23.6	14.6
9月	155.9	15.0	20.5	9.9
10月	100.7	8.7	15.4	2.2
11月	75.2	1.7	8.3	-4.8
12月	51.8	-4.9	1.5	-11.7
年	1033.7	5.2	11.2	-0.7

資料：「気象庁ホームページ」

観測所：標茶地域気象観測所

第5 災害記録

本町地域内に発生した過去の主なる災害は、次の表のとおりである。

1 火災(損害額2,000千円以上の火災)

年月日	出火場所	出火原因	被害状況	損害額 (千円)
昭 25. 3. 15	日甜磯分内工場	コンロの加熱	資材倉庫1棟198坪 全焼	5,800
28. 5	標茶市街中心街	残火の不始末	罹災世帯102戸460名に のぼり延3,526.42坪焼 失	179,024
31. 2. 4	標茶町国保病院	ストーブの加熱	延198坪焼失	10,373
39. 8. 22	加納木工場	タバコの火	延363㎡の工場全焼	8,000
42. 1. 27	標茶町農業共済組合	ルンペンストーブの 過熱	事務所延292㎡全焼	10,090
43. 6. 2	旭町劇場	不明	劇場延250㎡全焼	6,400
46. 10. 21	旭町 太陽自動車修理工場	ファンモーターの加 熱	工場の事務所検住宅 延105.37㎡全半焼	7,113
50. 3. 3	上オソベツ山内金作	マッチの火遊び	住宅延15.29㎡全焼	5,210
51. 1. 24	中茶安別北2線13番地	給湯用ボイラーの火 源漏洩	酪農場延304.155㎡全焼	20,637
51. 2. 3	熊牛原野15線西2番地	プロパンガスのコン ロ	クリーニング店及び住宅 延258.95㎡全焼	13,772
51. 3. 16	中茶安別原野基線37-5 番地	ルンペンストーブの 過熱	住宅延141.615㎡全焼	8,966
53. 1. 11	標茶17番地24	子供の火遊び	住宅延145㎡全焼	10,855
53. 5. 15	塘路国鉄沿線	不明	林野	5,898
53. 11. 5	雷別	不明	住宅延73㎡全焼	9,112
54. 8. 1	標茶10番地	不明	店舗延468㎡半焼	40,931
54. 12. 11	虹別	不明	倉庫延842㎡全焼	28,406
55. 6. 5	西標茶157番地	不明	住宅延113㎡全焼	7,553
56. 1. 5	虹別61線136番地	不明	養畜舎延268㎡半焼	40,722
56. 5. 21	中茶安別原野	不明	住宅延114㎡全焼	7,264
56. 7. 30	標茶10番地	不明	店舗延79㎡部分焼	14,353
56. 10. 8	阿歴内	電灯が可燃物に接触	養畜舎延396㎡全焼	9,750
57. 9. 30	西標茶67番地	自然発火	養畜舎延424㎡全焼	24,000
58. 10. 25	熊牛原野東2番地21	ティボトルの加熱防 止不良	住宅延62㎡全焼	6,110
59. 2. 13	ルルラン3番地	石油バーナーの火 が、もれた石油に引 火	作業場延156㎡全焼	9,194
59. 7. 9	下オソツ別661番地	タバコの火の不始末	住宅延93㎡全焼	11,110
59. 10. 1	上多和11番地	裸電球が牧草に接触 発火	養畜舎延491㎡全焼	15,805
59. 10. 25	中御卒別番外地	不明	養畜舎延491㎡全焼	6,534
60. 1. 16	旭町31番地	不明	店舗併用住宅延88㎡全 焼	17,601
60. 1. 25	オソツベツ414番地6	不明	養畜舎延186㎡全焼	7,972
61. 12. 22	虹別原野62線146番地	不明	住宅延105㎡全焼	7,957
62. 4. 29	標茶682番地 (虹別開花)	ゴミ焼きの拡大	D型ハウス292㎡全焼	4,402
62. 7. 26	阿歴内原野基線191	落雷	住宅45㎡全焼	10,022

年月日	出火場所	出火原因	被害状況	損害額 (千円)
62.11.1	虹別原野 448 番地	牧草の自然発火	D型ハウス 297 m ² 全焼	3,754
63.4.23	上オソベツ原野 136 番地	不明	D型ハウス 185 m ² 全焼	3,475
63.10.21	ルルラン 37 番地	不明	住宅 56 m ² 全焼	4,986
63.12.11	中茶安別原野 220	溶接機の火花の飛び火	D型ハウス 194 m ² 全焼	2,074
63.12.26	虹別原野 381 番地の 4	トーチランプの使用 方法誤り	養畜舎 213 m ² 全焼	5,706
平 1.3.19	西熊牛原野 32 番地の 8	風呂の空たき	住宅 36 m ² 半焼	3,182
1.9.4	熊牛原野 14 線東 2 番地	ガスコンロの使用方 法誤り	住宅 63 m ² 半焼	5,802
1.10.10	上多和原野基線 52 番地	牧草の自然発火	牧草	2,880
1.11.4	標茶 287 番地 2	ガスコンロの輻射熱	住宅 2 戸 96 m ² 全半焼	6,212
1.12.31	ルルラン 39 番地 161	灯油ストーブの使用 方法誤り	住宅 82 m ² 全焼	8,255
2.10.13	開運町河川敷地(中村組)	不明	発電機	6,300
2.10.19	ルルラン 115 番地	子供の火遊び (ライター)	住宅 16 m ² 半焼	2,656
2.12.18	塘路原野北 7 線 49 の 15	廃油ストーブ取扱い 誤り	倉庫兼作業場 383 m ² 全焼	88,602
3.8.14	塘路 32 番地 77	灯油バーナー使用誤 り	住宅 2 戸 39 m ² 全・部分 焼	5,022
3.12.5	上茶安別基線 13 番地	不明	納屋 194 m ² 全焼(D 型ハ ウス)	2,442
4.3.20	熊牛原野 16 線西 1 番地	ローソクの火の転倒	住宅 113 m ² 全焼	9,049
4.5.7	中オソベツ 21 番地	ゴミ焼の拡大	納屋 194 m ² 全焼	2,763
5.3.1	ルルラン 40 番地	放火の疑い	倉庫 113 m ² 全焼	2,027
5.8.26	栄 159 番地	放火の疑い	住宅 97 m ² 全焼	2,903
5.8.29	熊牛原野 13 線東 15 番地 5	放火の疑い	住宅 177 m ² 全焼	8,598
5.9.29	標茶 145 番地 1	接着剤の可燃性ガス にタバコの火が引火	住宅 38 m ² 部分焼	4,264
5.10.15	中オソベツ原野 90 番地 2	電気溶接機の熱によ りトラックから出 火、建物に拡大	納屋(D型ハウス) 292 m ² 全焼	2,137
6.7.9	上沼幌基線 117 番地	不明	住宅 102 m ² 全焼	2,411
6.11.14	虹別原野 435 番地	不明	牛舎 329 m ² 全焼 牛 35 頭焼死	15,431
7.2.15	標茶 816 の 1	風呂場ボイラーの輻 射熱により壁内から 出火	住宅 58 m ² 全焼	4,407
8.1.18	標茶 10 番地	石油ストーブに可燃 物が落下	店舗 181 m ² 全焼 農耕用特殊器械	21,364
8.5.3	熊牛原野 14 線西 2 番地	不明	農耕用特殊車両 1 台	4,559

※平成9年度以降の記録は年度毎の集計値とする。

年度	件数	被害状況	損害額 (千円)
平成9年度	3件	住宅全焼2件、住宅半焼1件	26,598
平成10年度	2件	住宅全焼、店舗部分焼	21,814
平成11年度	2件	椎茸培養室全焼、養畜舎半焼	24,130
平成12年度	1件	住宅全焼及び車両焼損	5,326
平成13年度	4件	住宅半焼、納屋全焼、車両焼損、 寺院(本堂)全焼・会館部分焼	86,953
平成14年度	2件	住宅全焼2件	17,893
平成15年度	5件	旧牛舎全焼、工場全焼、納屋全焼、 廃屋全焼、パーベキューハウス全焼	34,712
平成16年度	3件	住宅全焼、住宅半焼、納屋全焼	19,009
平成19年度	2件	作業棟他3棟全焼、住宅全焼	7,352
平成20年度	1件	店舗併用住宅半焼	14,869
平成21年度	3件	住宅全焼、作業場半焼、車両焼損	9,915
平成22年度	1件	住宅全焼	6,728
平成23年度	1件	住宅部分焼・車庫全焼	3,049
平成24年度	1件	養畜舎全焼	11,016
平成25年度	1件	住宅全焼	3,630
平成26年度	2件	牛舎半焼、養畜舎半焼	11,451
平成27年度	1件	事務所全焼	2,529
平成28年度	8件	住宅全焼、牛舎全焼、車庫全焼、その建物全焼、 その他建物半焼、車両、橋部分焼	32,967
平成29年度	2件	休憩所半焼、車両	233
平成30年度	8件	住宅全焼、林野、畜舎全焼、物置全焼・倉庫部分 焼、車両	21,060
令和元年度	3件	住宅ぼや、車両	1,356
令和2年度	2件	林野、住宅	284

2 水害・風害・雪害

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
昭28.4.28	全域	大雨により各所に道路決壊があり土木被害大	3,800
28.5.29	〃	暴風雨により道路及び橋梁の被害	5,660
28.9.25	〃	台風により農作物に被害大	2,084
29.9.26	〃	〃	6,775
33.7.23	〃	大雨により道路・橋梁等に被害大	5,125
35.3.12	〃	連続雨量124.5mmに融雪を伴い土木、農業、林業関係に甚 大な被害	14,464
37.8.3	〃	大雨により道路、河川、農作物に被害大	2,423
37.8.20	〃	台風により農作物、土木関係に被害大	14,519

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
38. 8. 15	〃	大雨により農作物被害大	16, 827
39. 8. 25	〃	大雨により各所で道路決壊	11, 335
54. 4. 8	〃	大雨と融雪により住宅、土木関係に被害大 床上浸水 37 棟、床下浸水 101 棟等	373, 448
54. 10. 20	〃	大雨(約 170mm)により道路・橋梁・家屋等に被害大・道路被害 122 箇所、床上浸水 7 戸、床下浸水 11 戸等	90, 000
56. 8. 23	〃	台風 15 号による風により家屋等の倒壊・停電	5, 996
56. 10. 22～ 23	〃	台風 24 号による大雨により道路・橋梁に被害大	9, 200
58. 4. 2	〃	大雨と融雪により河川・道路に被害大 河川決壊 21 箇所	1, 041, 500
58. 8. 19	〃	台風 5 号により河川・道路に被害	32, 000
60. 4. 4～5	弥栄・開運町 上オソベツ	大雨と融雪により河川と橋梁に被害	98, 000
60. 9. 7～8	虹別・美幌・ 磯分内・沼幌	大雨により道路決壊	17, 100
61. 9. 4	阿歴内・茶安 別・磯分内	大雨により各所に道路決壊・農業用水路工決壊	63, 244
62. 3. 24	全域	降雨・融雪による道路決壊・ヤマメ養殖池決壊	3, 300
63. 4. 11～ 20	沼幌・オソベ ツ・磯分内	大雨と融雪による道路河川の決壊	45, 000
63. 5. 13	全域	大雨による道路、水路工の決壊	48, 500
63. 10. 30	〃	暴風雨による住宅、病院の屋根トタン板剥離	5, 874
平 2. 11. 9	〃	低気圧により道路に被害大	33, 208
3. 8. 21	〃	大雨により道路、上水道、町施設に被害	8, 937
3. 9. 28	桜町	台風 19 号により公共施設に被害	3, 821
4. 8. 9	全域	集中豪雨により農業用施設、林地に被害大	178, 000
4. 9. 11	〃	台風 17 号により道路に被害	5, 196
5. 8. 28	中チャンベ ツ・オソベツ	台風 11 号により道路に被害	17, 000
9. 8. 10	全域	大雨による道路に被害	3, 000
10. 9. 16	〃	台風 5 号により道路等に被害	68, 970
10. 9. 22	〃	台風 7 号により道路に被害	4, 650
13. 9. 13	〃	台風 13 号により道路に被害	2, 000
14. 10. 1	〃	台風 21 号により道路・町施設に被害	3, 300
15. 8. 10	〃	台風 10 号により道路に被害	123, 500
16. 1. 16	〃	暴風雪により生乳廃棄、営農施設の被害、家畜の死病	112, 621
16. 8. 31	〃	台風 16 号により住宅、営農施設に被害	860
16. 9. 7	〃	台風 18 号により住宅、商店、営農施設に被害	8, 490
17. 9. 8	〃	台風 14 号により営農施設に被害	3, 620
19. 1. 7	〃	暴風雪により営農施設に被害	3, 030
19. 9. 7	〃	台風 9 号により営農施設に被害	3, 500
22. 1. 5	〃	暴風雪により営農施設に被害	不明
24. 4. 3	〃	強風により営農施設に被害	7, 630
24. 5. 6	〃	雷雨により営農施設に被害	9, 820
26. 2. 16～ 20	〃	暴風雪による生乳の廃棄	2, 805
26. 12. 16 ～19	〃	暴風雨により営農施設に被害	2, 700

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
27. 1. 30～ 2. 4	全域	暴風雪による生乳廃棄の被害	164
27. 2. 14～ 2. 18	〃	暴風雪による農業施設・生乳廃棄の被害	3,419
27. 8. 10	〃	大雨により排水路、町道に被害	25,200
27. 10. 1	〃	暴風雨により営農施設に被害	21,900
27. 10. 7	〃	台風23号により営農施設に被害	31,100
28. 8. 17	〃	台風7号により営農施設に被害	155,790
28. 8. 21	〃	台風11号により道路、河川に被害(避難勧告発令)	82,537
30. 3. 9～ 10	〃	大雨・融雪により住宅浸水・農業施設に被害 (避難指示発令)	4,850
令 2. 3. 10	〃	大雨・融雪により住宅浸水被害(避難指示発令)	

3 農業被害(冷害・雹害)

年月日	被害場所	被害状況	損害額 (千円)
昭 28	全域	6～8月の低温、悪天候	61,895
31	〃	〃	248,686
32	〃	〃	85,478
39. 6. 24	阿歴内全域	農作物被害大	2,702
39	全域	くもり、雨天多く低温、35%減収	105,465

4 地震

年月日	被害場所	被害状況 (M: マグニチュード)	損害額 (千円)
昭 30. 9. 5	釧路川 二本松橋	(震源: 釧路沖 M5. 8) 釧路市幣舞町(旧): 震度4 中央部約7m落下	3,800
37. 4. 23	全域	(震源: 十勝沖 M7. 1) 釧路市幣舞町(旧): 震度4 特に簡易軌道被害	12,438
62. 1. 14	標茶市街	(震源: 十勝地方南部 M6. 6) 釧路市幣舞町(旧): 震度5 ナメコ床落下	2,200
平 5. 1. 15	全域	(名称: 平成5年(1993年)釧路沖地震 M7. 5) 釧路市幣舞町(旧): 震度6 烈震により上・下水道、家屋損壊等全町的に被害	3,370,605
6. 10. 4	〃	(名称: 平成6年(1994年)北海道東方沖地震 M8. 2) 釧路市幣舞町(旧): 震度6 上水道、道路、橋梁、家屋等に被害	784,400
15. 9. 26	〃	(名称: 平成15年(2003年)十勝沖地震 M8. 0) 釧路市幸町(旧): 震度5強 道路、農業用水道に被害	159,309
16. 11. 29	〃	(名称: 平成16年(2004年)釧路沖地震 M7. 1) 釧路市幸町(旧): 震度5強 家屋、道路、水道、商品に被害	3,994
16. 12. 6	〃	(名称: 平成16年(2004年)根室半島南東沖地震 M6. 9) 釧路市幸町(旧): 震度5弱 営農施設に被害	300
30. 9. 6	〃	(名称: 平成30年(2018年)北海道胆振東部地震 M6. 7) 釧路市幸町(旧): 震度4 乳用牛1293頭に乳房炎発症、生乳廃棄1443t、宿泊キャンセル6,154千円、商品・設備被害13,765千円	145,628

総則編

第2章 防災組織

第2章 防災組織

第1節 目的

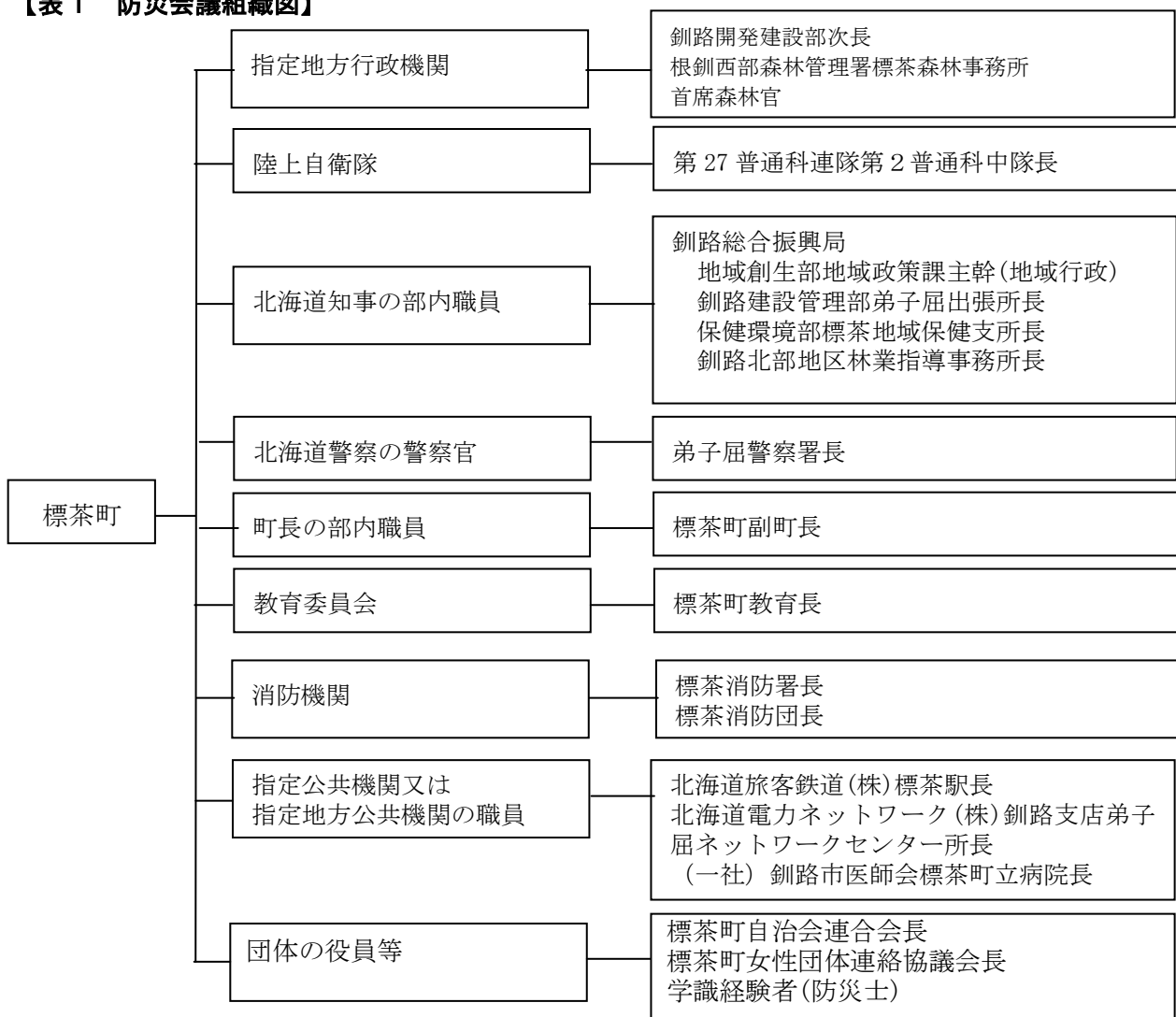
災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第2節 防災会議

第1 組織

防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく標茶町防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、標茶町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、防災関係機関相互間の連絡調整を任務とする。防災会議の組織は次のとおりである。

【表1 防災会議組織図】



第2 運営

標茶町防災会議条例の定めるところによる。

参照：第15章 例規・協定 第1節 例規 第1 標茶町防災会議条例

第3 防災会議の所掌事務

標茶町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 標茶町の地域防災計画を作成、及びその実施を推進する。
- (2) 標茶町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、町防災会議の権限に属する事務。

第3節 災害警戒本部**第1 設置**

町長は、災害対策本部の設置に至らない程度の災害・事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、次に定める設置基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 設置基準

第1非常配備体制の時で、災害対策本部の設置を要するまでもないと考えられ、以下のような場合に災害警戒本部を設置する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその警戒を必要とする時
- (2) 震度4の地震が発生した時及び町内に相当の被害が発生するおそれがある時
- (3) 気象・地象・水象について情報又は警報の気象情報が発表された時

第3 組織

災害警戒本部の組織は、本部長を町長、副本部長を副町長・教育長とし、本部構成員は災害対策本部の組織に準ずる。

第4 本部の運営

1 本部会議

災害警戒本部会議は、災害警戒本部長が必要と認めた場合に開催し、災害対策本部に準じて本部構成員で構成する。

2 災害警戒本部の庶務

災害警戒本部の庶務は、総務対策部総務班において処理する。

第5 業務分担

災害警戒本部の業務分担及び庶務は、災害対策本部が設置された場合に準ずる。

第6 廃止基準

災害警戒本部長は、災害の発生のおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害対策本部が設置されたときに、災害警戒本部を廃止する。

第4節 災害対策本部

第1 設置

町長は、標茶町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認められるときは基本法第23条の規定に基づき次のように災害対策本部を設置し、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、防災活動を推進する。

参照：第15章 例規・協定 第1節 例規 第2 標茶町災害対策本部条例

第2 設置基準

基本法第23条第1項の規定により、第2種～第3種非常配備体制の時で、以下のように災害対策本部の設置を要するような場合に災害対策本部を設置する。

- (1) 気象・地象・水象について情報又は警報を受け、非常配備及び避難指示・高齢者等避難の処置をとる必要がある時。
- (2) 震度5弱以上が発生した時及び町内に相当の被害が発生するおそれがある時。
- (3) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要する時。

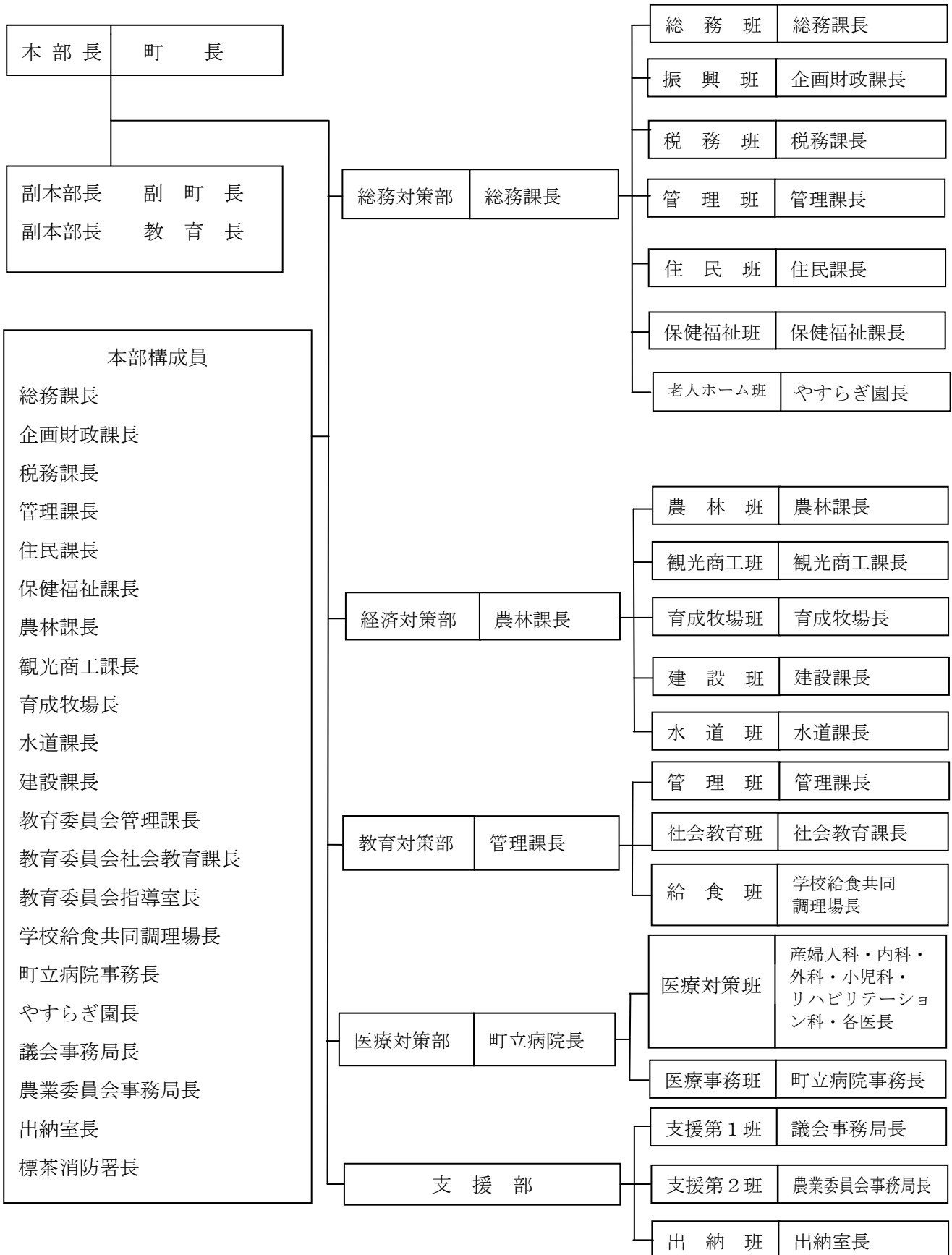
第3 本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次に掲げるものに通知及び公表する。

- (1) 北海道知事（釧路総合振興局長）
- (2) 所轄警察署長（標茶駐在所）
- (3) 釧路北部消防事務組合消防長（標茶消防署長）
- (4) 庁内職員
- (5) 本部員
- (6) 防災会議構成機関
- (7) 住民
- (8) その他防災関係機関

第4 組織

【表2 災害対策本部組織図】



第5 本部長の職務代理者の順位

本部長不在時の職務代理者を、次のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

第6 本部の運営

1 本部会議

- (1) 災害対策本部会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、災害対策本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部構成員で構成する。
- (2) 災害対策本部会議は、本部長（本部長不在時は、職務代理者の順位に基づく）が招集する。
- (3) 災害の規模及び態様により、本部長（本部長不在時は、職務代理者の順位に基づく）は職務遂行上特に必要と認めた本部構成員により、会議を開催することができる。

2 災害対策本部の庶務

災害対策本部の庶務は、総務対策部総務班において処理する。

3 その他

その他、災害対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

第7 業務分担

災害対策本部の各部各班の業務分担は、次のとおりとする。

1 総務対策部

班	対策事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関すること。 2 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 3 防災会議に関すること。 4 各防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 特別警報及び気象予警報等の収集及び伝達に関すること。 6 災害情報の収集及び伝達に関すること。 7 災害時の非常通信計画の作成と実施に関すること。 8 庁内の非常配備体制に関すること。 9 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関すること。 10 各地域（町内会・自主防災組織等）との連絡に関すること。 11 自衛隊派遣要請に関すること。 12 受援に関すること。 13 救助法の適用業務に関すること。 14 職員の非常招集に関すること。 15 職員等の食料・寝具・災害出動用被服の調達及び配布に関すること。 16 職員の被害状況調査に関すること。 17 災害時の防犯に関すること。 18 災害時における交通安全に関すること。 19 各部（班）との連絡調整に関すること。 20 罹災証明書の発行に関すること。 21 その他、他の部に属さないこと。

振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現地等の住民広報・公聴・連絡・伝令・通信等に関する事。 2 災害復旧と総合計画の調整に関する事。 3 災害統計に関する事。 4 災害現地の視察対応に関する事。 5 中央関係機関に関する要望書及び資料調整に関する事。 6 災害予算及び決算に関する事。 7 再開応急及び復旧対策に要する資金計画に関する事。 8 災害応急対策等に関する資材・物品の購入及び経理に関する事。 9 災害の記録に関する事。 10 災害情報の発表等の報道機関との連絡・対応に関する事。 11 被害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関する事。 12 住民組織の出動要請に関する事。
税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般被害（人的被害・住家被害・非住家被害）の調査に関する事。 2 被災者名簿の作成に関する事。 3 被災者の徴税減免措置に関する事。
管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に必要な施設の整備に関する事。 2 町有財産の警防及び応急対策に関する事。 3 町有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 4 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関する事。 5 応急対策及び復旧の資材人員、食料等の輸送に関する事。 6 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関する事。 7 土木建設用機械の確保・運用に関する事。
住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の火葬に関する事。 2 被災地の塵芥、汚物、死亡獣畜の処理及び環境衛生保持に関する事。 3 災害時の公害発生予防及び応急対策等に関する事。
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難誘導に関する事。 2 避難施設の開設計画及び実施に関する事。 3 炊き出し及び食品等の給付に関する事。 4 被災者の救助計画及び実施に関する事。 5 救護施設の設置計画及び実施に関する事。 6 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関する事。 7 義援金品の受付、配布に関する事。 8 救援物資に関する調達、給与に関する事。 9 児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 10 行方不明者の捜索に関する事。 11 日赤救護機関との連絡調整に関する事。 12 保健所及び医療機関等との連絡調整に関する事。 13 所管医療施設の被害調査及び応急対策等に関する事。 14 災害時の医療品、その他衛生資材の確保及び供給に関する事。 15 罹災相談及び被災者の健康管理指導に関する事。 16 保育園児の避難誘導及び災害時の保育園の管理運営に関する事。 17 老人・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 18 災害時の医療及び助産に関する事。
老人ホーム班	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入園者の避難誘導に関する事。 2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。

2 経済対策部

農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設及び農作物等の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 農地及び農業施設の災害復旧対策に関する事。 3 被災農家の援護に関する事。 4 農作物の防疫に関する事。 5 農業協同組合等との連絡調整に関する事。 6 家畜の被害調査及び応急対策に関する事。 7 家畜の防疫及び衛生に関する事。
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> 8 林業施設及び林産物の被害調査及び応急対策等に関する事。 9 林業被害の災害復旧対策に関する事。 10 被災林野及び林産物の防疫に関する事。 11 町有林の被害調査及び災害対策に関する事。 12 山火予消防に関する事。 13 森林管理署等関係機関との連絡調整に関する事。 14 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 15 その他農業災害に関し各班に属さない事。
観光商工班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急食糧の確保・供給に関する事。 2 商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 3 罹災商工業者の援護及び経営指導に関する事。 4 災害時の消費物資の確保に関する事。 5 災害時の物価対策に関する事。 6 労務相談及び労務者の雇上げに関する事。 7 災害時の危険物の保安に関する事。 8 観光施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。
育成牧場班	<ul style="list-style-type: none"> 1 牧畜の救助計画及び被害計画に関する事。 2 牧畜の被害調査に関する事。 3 牧畜の防疫及び衛生に関する事。
建設班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路橋梁及び河川の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 2 交通不能個所の調査及び運行路線の確保に関する事。 3 除雪に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 災害応急資材の確保、輸送及び配分に関する事。 6 関係河川の水位雨量の情報収集に関する事。 7 水防技術の指導に関する事。 8 災害時における都市計画事業の立案に関する事。 9 災害時の都市計画街路改良工事の設計に関する事。 10 都市計画施設、公園施設等の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 11 建築物の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 12 被害住宅復興資金に関する事。 13 応急仮設住宅の設置に関する事。 14 災害時における住宅等の応急修理に関する事。 15 災害時の建設用資材の確保、供給に関する事。 16 被災地の住宅建築指導に関する事。
水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における非常応急給水に関する事。 3 下水道施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 4 被災地の水道料金等の減免等に関する事。

3 教育対策部

管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 災害時における児童・生徒の避難誘導に関する事。 4 罹災児童・生徒に対する学用品・教科用図書等の給与に関する事。 5 罹災学校の医療及び防疫に関する事。 6 災害時の学校経営指導に関する事。
社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 2 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関する事。 3 社会教育施設入場者の避難誘導に関する事。 4 文化財等の保護及び応急対策等に関する事。
給食班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における学校給食の確保に関する事。 2 共同給食調理上施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。

4 医療対策部

医局班	1 災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療及び助産に必要な医薬品、衛生資材の確保に関すること。 3 医療班の編成及び巡回診療に関すること。 4 医療救護所の運営に関すること。 5 医療対策本部の設置における医療部隊の編成及び運営に関すること。
医療事務班	1 医療施設の警防及び災害復旧対策に関すること。 2 医療部隊の出動等、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関すること。 3 その他医療活動の実施に伴う事務に関すること。

5 支援部

支援第1班 支援第2班	1 緊急時における各班の業務の協力に関すること。
出納班	1 災害時における出納事務に関すること。

第8 標示板等の掲示等

1 標示板（標旗）の掲出

災害対策本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表わす「標示板（様式1）」を掲出するものとする。

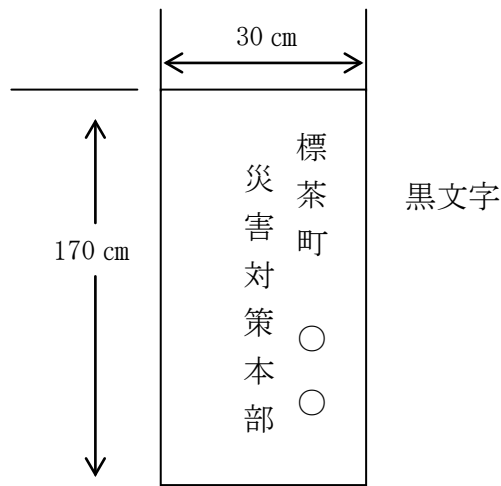
2 腕章の着用

災害対策本部に従事するものは、担当を表す「腕章（様式2）」を着用することとする。

3 標旗の表示

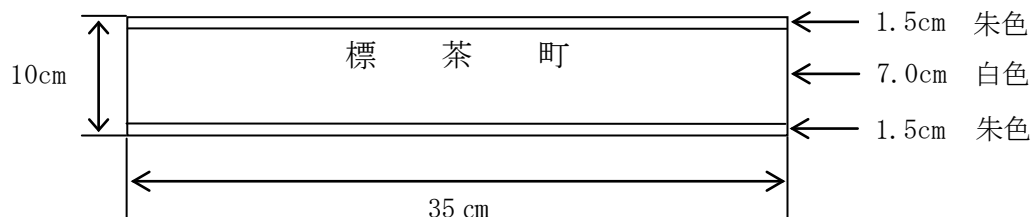
災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、「標旗（様式3）」を表示するものとする。

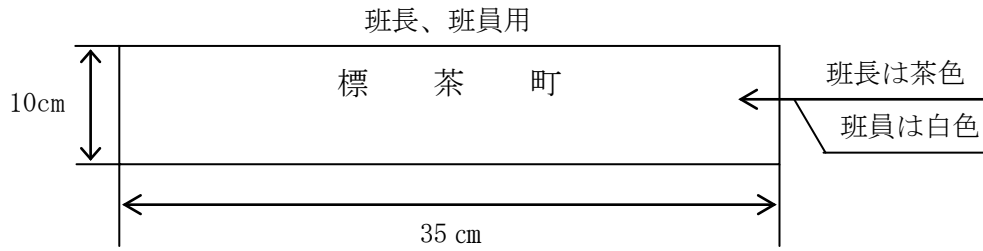
【様式1 標示板】



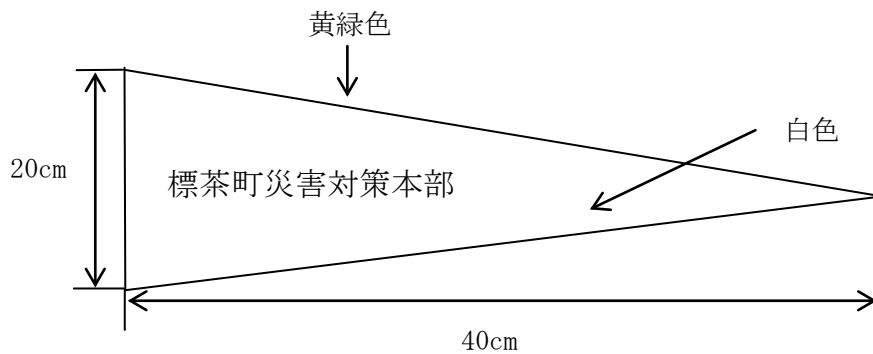
【様式2 腕章】

本部長、副本部長、本部構成員





【様式3 標旗】



第9 設置場所

本部は、役場庁舎内に置くものとする。ただし、役場庁舎が被災した場合等、町対策本部を役場庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の別な施設をあらかじめ指定する。また、町の区域外へ避難が必要で、町の区域内に対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

第10 廃止基準等

1 廃止基準

町長は、災害の発生のおそれなくなったときあるいは、若しくは災害対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

2 災害対策本部を廃止の通知

災害対策本部を廃止したときは、災害対策本部を設置した取扱いに準ずる。

第11 現地災害対策本部

1 設置

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2 組織等

現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 廃止

本部長は、被災地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地対策本部を廃止する。

第5節 非常配備体制

第1 非常配備の基準

- 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速かつ強力で推進するため、非常配備体制をとるものとする。
- 2 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は「表3 非常配備基準及び配備体制」のとおりとし、配備の決定は町長又は本部長が行う。

【表3 非常配備基準及び配備体制】

非常配備基準及び配備体制

設置区分	体制	配備基準		配備内容	配備要員
		風・水・土砂・雪害等	地震災害		
	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報で警報が発表されたとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。 		情報収集及び連絡活動等を行い、状況により次の体制に円滑に移行できる体制	総務課職員
災害警戒本部	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報で警報又は土砂災害警戒情報が発表され、状況の悪化が予想されるとき。 ○大規模事故が発生したとき。 ○その他災害警戒本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度4の地震が発生したとき。 ○その他災害警戒本部長が必要と認めたとき。 	情報収集及び連絡活動等を行い、災害警戒及び災害の発生とともに応急対策を開始できる体制	災害警戒本部の本部長・副本部長・本部構成員及び必要に応じた職員を配備する。
災害対策本部	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○局地的な災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ○大規模事故が発生し住民対策が必要なとき。 ○その他災害対策本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○その他災害対策本部長が必要と認めたとき。 	状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制又は災害の発生とともにそのまま直ちに応急活動ができる体制	全職員
	第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報で特別警報が発表された時。 ○広域にわたる災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ○予想されない重大な災害が発生したとき。 ○その他災害対策本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度5弱以上の地震が発生し広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 ○その他災害対策本部長が必要と認めたとき。 	総力をあげてそれぞれの災害応急活動ができる体制又は災害応急出動に従事する体制	全職員

〔備考〕 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

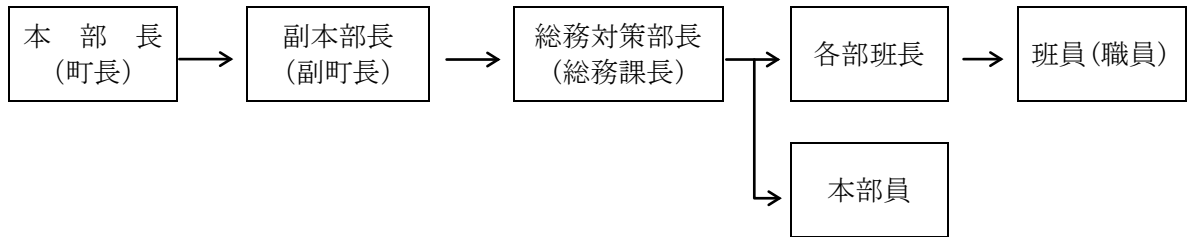
第2 本部職員等に対する伝達方法

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

災害警戒本部設置基準又は災害対策本部設置基準に基づき、本部が設置された場合、本部長の指示により総務対策部長(総務課長)は各対策部長に対し、庁内放送等により第1非常配備、第2非常配備、更には第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡をして指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

【表4 平常勤務時の伝達系統図(庁内放送等)】



2 休日又は退庁後の伝達

(1) 警備員による非常伝達

警備員は、次の情報を受信したときは、速やかに総務対策部長に連絡することとする。

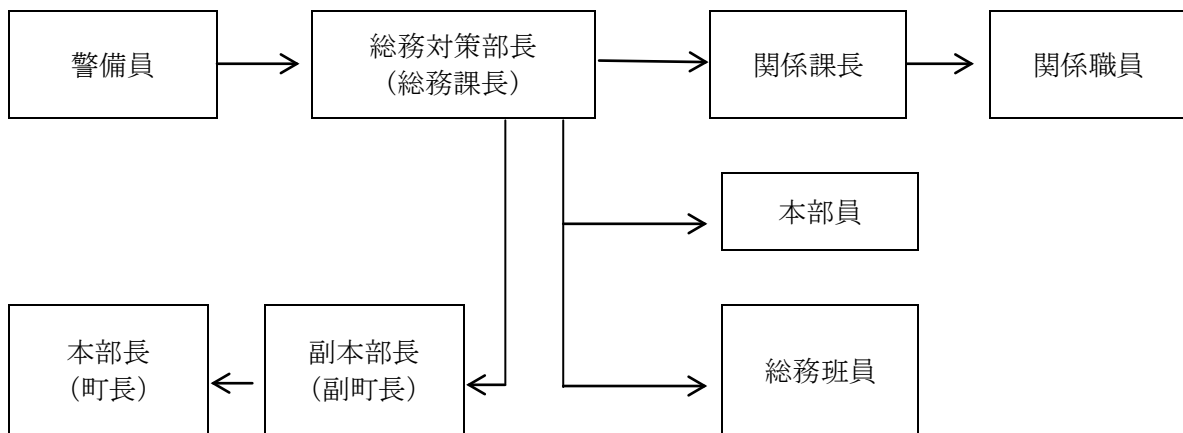
ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ 災害が発生し若しくは発生するおそれのある異常現象の通報があったとき。

(2) 消防署からの非常伝達

消防署に同様の通報があった場合は、総務対策部長に連絡して必要な指示を受け必要に応じて関係部長に通知するものとする。

【表5 休日または退庁後における警備員による伝達系統図(電話等)】



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

第3 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各対策部長は所管に係わる配備体制を整えたときは、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

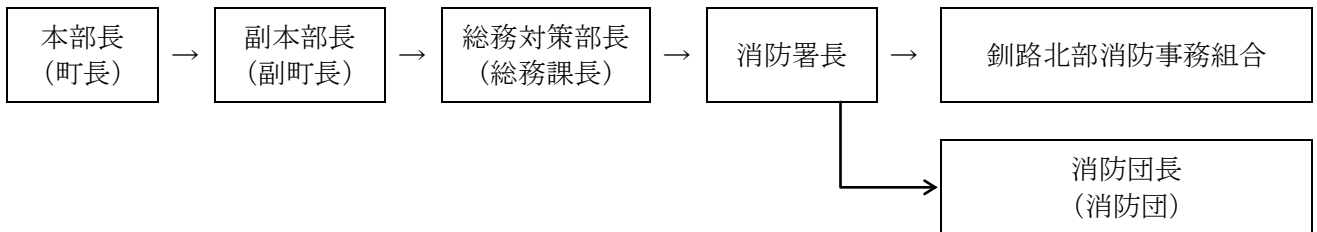
第4 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により各対策部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、所属対策部長に報告し、指示を受け現場での指揮監督を行うものとする。

第5 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。

【表6 消防機関への伝達系統図】



第6 注意配備体制下の活動

- 1 注意配備体制下において、総務課長は、鉏路地方气象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。
- 2 第1非常配備体制に円滑に移行できる体制に努める。

第7 第1非常配備体制下(災害警戒本部)の活動

- 1 総務班長(総務課長)は、災害警戒本部長の配備指令を受け、各班長(各課長)に連絡する。
- 2 総務班長(総務課長)は、鉏路地方气象台、その他関係機関と連絡をとり、気象、その他災害に関する情報を収集し災害警戒本部長に報告するとともに各班長(各課長)に連絡する。
- 3 各班長(各課長)は、情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に必要な指示を行うものとする。
- 4 第1非常配備につく職員は、各自の所属する班(課)の所在場所に待機するものとし、災害警戒本部における各部長の判断により人数を増減するものとする。

第8 第2非常配備体制下(災害対策本部)の活動

- 1 災害対策本部の機能を円滑ならしめるために、必要に応じて災害対策本部会議を開催する。
- 2 各部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。
- 3 総務班長(総務課長)は、関係課長及び防災会議構成機関と相互に連絡し、客観情勢を判断するとともに緊急措置について本部長に報告するものとする。
- 4 各班長の措置をとり、その状況を災害対策本部長に報告するものとする。
 - (1) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせるものとする。
 - (2) 装備、物資、資器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地(被災予定地)へ配備するものとする。
 - (3) 関係課及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化するものとする。

第9 第3非常配備体制下(災害対策本部)の活動

各班(課)所属職員全員をもって災害対策活動に全力を集中するとともに、各課長はその活動状況を本部長に報告するものとする。

第6節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害対策本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、町長は、各住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

第1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導
- (2) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (3) 避難所の管理運営及び罹災者の世話
- (4) 義捐金品の募集及び整理
- (5) 本部が行う人員、物資の輸送
- (6) 災害情報収集と本部への連絡に関すること
- (7) その他救援活動に必要で、町長が協力を求めた事項

第2 協力要請先

住民組織及び団体の名称	代表者氏名	連絡先
各町内会組織	各町内会長等	各会長宅
標茶町女性団体連絡協議会	会長	会長宅
その他住民組織及び団体	各代表者	各代表者宅

第3 住民に対する伝達方法

住民に対する伝達方法は、「第4章災害応急対策計画 第3節災害情報等の収集・伝達計画」によるほか、地域情報連絡員に対しても行うものとする。

第4 地域情報連絡員

地域情報連絡員は、各町内会長等をもって充てる。

災害対策共通編

第3章 災害予防計画

第3章 災害予防計画

第1節 目的

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る必要がある。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。さらに、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道及び防災関係機関と連携のもと、災害危険区域における災害予防策を講じる。なお、災害危険区域等は、次のとおりである。

第1 水防区域等

（国河川）国土交通大臣（釧路開発建設部）が水防警報を行う河川の区間

水系	河川名	河川位置	水防警報区
釧路川	幹川	河口より 46.20km	(左岸)弟子屈町字弟子屈原野146番3地先から支川オソベツ川合流点まで (右岸)弟子屈町字鑑別原野43線西19番1地先から支川オソベツ川合流点まで

（道河川）洪水氾濫危険区域図作成河川

級種	水系名	河川名	延長 (km)
1級	釧路川	久著呂川	32.3
1級	釧路川	アレキナイ川	7.9
1級	釧路川	チョクベツ川	3.0
1級	釧路川	ホマカイ川	4.2
1級	釧路川	モアレキナイ川	6.8
1級	釧路川	コッタロ川	1.5
1級	釧路川	ヌマオロ川	17.9
1級	釧路川	オソベツ川	26.3
1級	釧路川	シロンド川	1.5
1級	釧路川	クニクンナイ川	1.2
1級	釧路川	チョウマナイ川	1.7
1級	釧路川	多和川	11.0
1級	釧路川	ボン多和川	2.5
1級	釧路川	オタツニウシ川	1.8

1級	鈷路川	磯分内川	11.5
2級	西別川	ポンベツ川	9.1

第2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(一覧表)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	川上	常盤町	I-9-87-2808	H25. 3. 1	○	○
急傾斜地の崩壊	茅沼	茅沼	II-9-70-2164	H22. 3. 26	○	○
急傾斜地の崩壊	開運7丁目	開運7丁目1	II-9-69-2163	H22. 3. 26	○	○
急傾斜地の崩壊	開運	開運7丁目2	III-9-48-801		○	○
急傾斜地の崩壊	旭町	旭町	III-9-49-802		○	○
土石流	茅沼	茅沼沢川	I-92-0200	H22. 3. 26	○	○
土石流	字阿歴内原野基線	ポンモアレキナイ川	II-92-0210		○	-
土石流	字上チャンベツ	上チャンベツ沢川	I-92-0191		○	-
土石流	字コッタロ 、字クチョロ原野	下久著呂1の沢川	II-92-0010		○	○
土石流	字コッタロ 、字クチョロ原野	下久著呂2の沢川	II-92-0020		○	○

第3 危険物・爆発物等貯蔵所所在一覧（令和4年1月現在）

（単位 ℓ）

事業所名	所在地	危険物製造所等の別	貯蔵・取扱品名数量
平野産業株式会社 茶 488-6111 開 485-2239	開運	給油取扱所	ガソリン 19,200 軽油 19,200 灯油 19,200 廃油 1,960
	中茶安別	給油取扱所	ガソリン 15,000 軽油 10,000 灯油 5,000
	開運	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 4,000 重油
	〃	〃	灯油 (混載) 軽油 3,600
大和商事株式会社 485-2603	開運	給油取扱所	ガソリン 20,000 軽油 20,000 灯油 20,000 廃油 1,880
	〃	一般取扱所	灯油 15,000 重油 15,000
	〃	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 4,000 重油
	〃	〃	灯油 (混載) 軽油 3,750
	〃	〃	灯油 4,000 重油
(株)越崎商店 486-2337	磯分内	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 4,000 重油
	〃	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 2,000 重油
標茶町農業協同組合 開 485-2627 虹 488-2133	虹別	給油取扱所（セルフ）	ガソリン 20,000 軽油 30,000 灯油 10,000 廃油 1,950
	開運	給油取扱所（セルフ）	ガソリン 48,000 軽油 22,000
	開運	地下タンク貯蔵所	灯油 10,000
	〃	移動タンク貯蔵所	灯油 4,000 軽油 重油
	〃	移動タンク貯蔵所	灯油 4,000 軽油 重油
ホクレン農業協同組合連合会 (JAOC) 485-2627	開運	地下タンク貯蔵所	灯油 294,000 軽油 294,000 重油 98,000

事業所名	所在地	危険物製造所等の別	貯蔵・取扱品名数量
	開運	一般取扱所	灯油 72,000 軽油 12,000 重油 8,000
株式会社LNJ道東 本社 0155-62-3211	開運	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 6,000 重油
	〃	〃	灯油 (混載) 軽油 6,000 重油
	〃	〃	灯油 軽油 8,000 重油
	〃	〃	灯油 4,000 軽油 又は 重油 6,000
	〃	〃	灯油 軽油 4,000 重油
	〃	〃	灯油 軽油 8,000 重油
	〃	〃	灯油 軽油 6,000 重油
	〃	〃	灯油 4,000 軽油
	〃	〃	灯油 軽油 6,000 重油
	丸越産業株式会社 485-2405	常盤	自家用の給油取扱所
〃		移動タンク貯蔵所	軽油 2,000
大栄運輸有限会社 485-2833	富士	自家用の給油取扱所	軽油 10,000
岡村産業有限会社 486-2359	磯分内	自家用の給油取扱所	軽油 30,000 灯油 10,000
	〃	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 4,000

事業所名	所在地	危険物製造所等の別	貯蔵・取扱品名数量
田中燃料店 485-2455	川上	一般取扱所	灯 油 10,000
	〃	移動タンク貯蔵所	灯 油 2,000
マルコメ商事株式会社 485-2053	平和	地下タンク貯蔵所	灯 油 50,000
	〃	一般取扱所	灯 油 20,000
	富士	移動タンク貯蔵所	灯 油 3,600
雪印メグミルク株式会社 486-2246	磯分内	一般取扱所	軽 油 14,880
	〃	屋外タンク貯蔵所	軽 油 28,000
日東ネット株式会社道東工場 485-1671	平和	一般取扱所	キシレンエチル ベンゼン 4,000
	〃	屋外貯蔵所	キシレンエチル ベンゼン 50,000
京大フィールド 科学教育研究センター 485-2637	多和	屋内貯蔵所	ガソリン 600 灯油・軽油 1,900 グリース 200
標茶町立病院 485-2135	開運	地下タンク貯蔵所	重 油 25,000
標茶小学校 485-2009	川上	地下タンク貯蔵所	重 油 7,000
標茶中学校 485-2047	常盤	地下タンク貯蔵所	灯 油 8,000
特別養護老人ホームやすらぎ園 485-3501	川上	地下タンク貯蔵所	重 油 10,000
標茶町軽費老人ホーム駒ヶ丘荘 485-2558	川上	屋外タンク貯蔵所	A 重 油 4,500
標茶町学校給食共同調理場 485-2470	川上	地下タンク貯蔵所	灯 油 10,000
標茶町農業者トレーニングセンター 485-2434	常盤	地下タンク貯蔵所	重 油 5,000
標茶下水終末処理場 485-2983	桜	地下タンク貯蔵所	灯 油 4,000
標茶町ふれあい交流センター 485-1000	開運	地下タンク貯蔵所	重 油 6,000
標茶高等学校 485-2001	常盤	地下タンク貯蔵所	重 油 10,000
標茶高等学校 黎明寮 485-3449	常盤	地下タンク貯蔵所	重 油 6,000
さくら保育園・幼稚園 485-2426	桜	地下タンク貯蔵所	灯 油 3,000
あすなろ道路	南標茶	屋外タンク貯蔵所	重 油 20,000
ホクレン農業協同組合連合会 ホクレン釧路クレーンステーション 486-2827	磯分内	屋外タンク貯蔵所	重 油 10,000
	〃	屋外タンク貯蔵所	重 油 6,000

事業所名	所在地	危険物製造所等の別	貯蔵・取扱品名数量
ダイセルファインケム株式会社 中標津営業所 0153-73-3005	虹別	屋内貯蔵所	サイベスト 250,000
荒井貨物株式会社 485-2037	平和	給油取扱所	軽油 20,000
株式会社日野組 485-1036	平和	移動タンク貯蔵所	灯油 (混載) 軽油 4,000
エアウォーターライフソリューション (株) 標茶サービスセンター 485-5500	常盤	移動タンク貯蔵所	灯油 3,000
株式会社 エフシーエス 485-1938	多和	屋外タンク貯蔵所	重油 8,000
クリーンセンター 485-1430	開運	屋外タンク貯蔵所	灯油 3,000

第2節 防災知識普及計画

防災関係機関は、職員及び住民に対して防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に十分配慮し、地域において災害時要援護支援者を支援する体制が確立されるよう努める。

第1 職員等に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動手引等印刷物の配付

2 教育の内容

- (1) 町防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第2 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

1 普及の方法

- (1) 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練等を実施して防災上必要な知識の普及に努める。

社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の各種研修会等の社会教育活動の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

- (2) 広報媒体等による普及

- ア 町広報紙の活用
- イ 新聞の活用
- ウ 印刷物の活用
- エ 映画、ビデオ、スライドの活用
- オ 広報車の巡回による普及

- (3) 防災訓練の参加普及

2 普及の内容

- (1) 町防災計画及び同計画による各機関の防災体制

- (2) 災害に関する一般的知識
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 平素の心得
 - ア 住宅の点検
 - イ 応急救護
 - ウ 非常食料の準備
 - エ 避難
 - オ 火災の防止
- (5) 災害発生時の心得
 - ア 場所別、状況別の心得
 - イ 避難の心得
 - ウ 被災した場合の心得
- (6) その他必要な事項

第3 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 防災訓練計画

この計画は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、基本法第48条の規定に基づき町長が単独で又は関係機関と緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施し、防災についての知識及び技術向上と住民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

第1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

第2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議の上訓練計画を作成し実施するものとする。

1 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

2 実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実地訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広

報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

(3) 避難訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。また新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下の災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

(4) 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

(6) 総合訓練

あらゆる災害を想定してこれらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

(7) その他災害に関する訓練

林野火災、地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

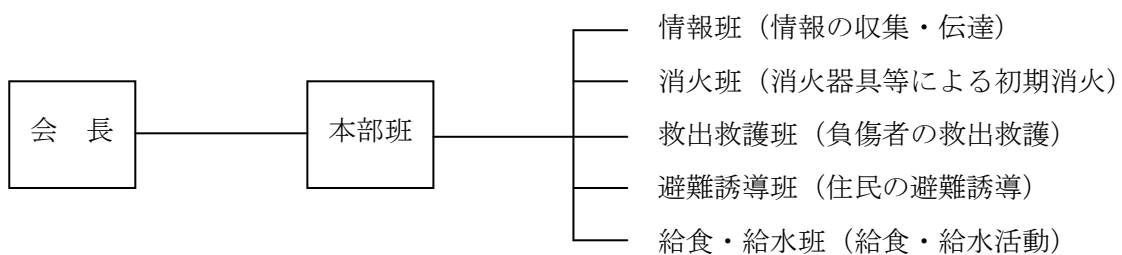
第4節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震等の災害発生の防止並びに災害発生時の被害を最小限に収めるためには、防災関係機関のほか、自主組織による平常時及び災害発生時の防災活動が必要である。

そのため十分なる防災意識のもと、特に独居老人、身体障害者等の災害時要支援者の安全の確保、保護救済避難誘導など自発的防災活動ができる家庭、地域、職場等の自主組織づくりを推進し、「自分の家族や財産は、自分で守る。」という意識の普及を図る。

第1 自主防災組織の編成(編成例)

【表7 自主防災組織の編成例】



第2 自主防災組織の活動内容

自主防災体制の整備は、自主的活動目標を定め、平常時及び災害時における自主防災活動が行われるよう指導するものとする。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃

から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を町民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあ

るときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示・高齢者等避難が出された場合には、町民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、町民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第3 防災思想の普及徹底

自治会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとなる。なお、自治会及び事業所等によるモデル自主防災組織の育成もあわせて指導強化に努める。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時は、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常に困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。また、要配慮者向けの物資等の確保にも努める。

第1 食料等の確保

- 1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。
- 2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分（推奨1週間分）の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。
- 3 備蓄する食料について、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮するものとする。
- 4 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄する。
- 5 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等の衛生資材を備蓄する。
- 6 停電に備え、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成17年度に建設した水防センター（河川防災ステーション）を核とし、備蓄物資の被災者への提供を迅速・円滑に進めるため、令和2年に市街地の標茶町農業者トレーニングセンター横に防災備蓄倉庫を整備した。

1 備蓄倉庫の概要

(1) 水防センター（河川防災ステーション内）

所在地 標茶町旭4丁目22番地2
 完成年月日 平成18年3月31日
 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
 規模 1棟 144.0㎡

(2) 防災備蓄倉庫（標茶町農業者トレーニングセンター横）

所在地 標茶町川上10丁目47番地（標茶町農業者トレーニングセンター敷地内）
 完成年月日 令和3年3月25日
 構造 平屋建てプレハブユニット
 規模 14.40㎡×2棟=28.80㎡

2 市街地以外の備蓄拠点づくり

市街地以外の避難所にも一定程度の備蓄食料等・資機材を備蓄する必要があることから、避難所ごとの備蓄計画を策定するとともに避難所ごとの防災資機材及び非常用食料等の整備に努めるものとする。

第3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、町のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本町の地域特性から、冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期しているところである。

参照：第15章 例規・協定 第2節 協定

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する事項は、この計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかわる応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 5 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 7 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所（一時的に避難するグラウンド等）の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類（①地震②洪水・内水氾濫③崖崩れ、土石流及び地滑り④大規模な火事）ごとに、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 指定避難所（一定の期間避難生活をする場所）の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町長は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が確保されること。
 (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能限り確保されること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 (2) 老人福祉センターや障害福祉施設等を活用し、一般の指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した指定福祉避難所を指定する。
 (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 指定緊急避難場所、指定避難所の整備

災害時における住民の安全を確保するため、新たに指定緊急避難場所、指定避難所を整備、改修する場合にあつては、大規模な災害に備え火災の延焼防止、耐震化・耐火化、救護・救援活動のための施設設備等の防災対策を考慮し整備にあたるように努める。

第5 避難所の管理運営体制の整備

災害時において、速やかに避難所の開設が行えるよう、あらかじめ施設の管理者と協議し、休日・夜間における避難所開設時の連絡方法及び管理運営体制の整備に努める。

第6 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努める。

そのため、職員は、「第3章災害予防計画 第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備に当たって、次のとおり実施する。

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示、高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準(発令基準)を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準(発令基準)について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。そして、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で、「危険な場所から全員避難」とするとともに避難が完了する等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

(1) 避難誘導を必要とする場合は、町(保健福祉課)の統括のもと、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。特に要配慮者、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

(2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把

握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始する。

- (3) 避難に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の指定緊急避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

4 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

5 避難情報の伝達体制の整備

町は、避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。
- (5) 緊急速報メールにより伝達する。

6 要配慮者に対する避難誘導體制及び指定緊急避難場所等の指定・整備

町は、要配慮者が適切に避難できるよう、次の点に留意し、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

町は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、対象者の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立に努めるものとする。その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも個人情報の扱いには十分留意する。

(2) 高齢者等避難の活用

町は、要配慮者が安全に避難できるよう、高齢者等避難を活用する。特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

第7 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

第8 防災上重要な施設の管理及び避難計画

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第9 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多いので、町及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

第2 避難行動要支援者の避難支援

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

前項の規定による名簿の作成に必要な限度で、関係部局が保有する要配慮者に関する情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

2 名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 65歳以上の者のみで構成する世帯の者

- (2) 要介護度3以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳の交付を受けている者のうち、区分Aの判定を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (6) 前各号のほか、災害時に支援が必要であると町長が認める者

3 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

4 避難支援等関係者への名簿の提供

- (1) 災害発生時等において避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認める場合は、自衛隊、北海道警察、民生児童委員などの地域の避難支援等関係者に対し、名簿を提供できるものとする。
- (2) 災害の発生に備え、消防機関に対し、名簿を提供できるものとする。

5 名簿の更新に関する事項(地域包括支援センター)

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものになるよう、適宜更新するものとする。

6 名簿情報の保護に関する事項

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害に関する予報若しくは警報の通知を受け、又は知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。また、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

8 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人、又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

第3 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣及び防災意識等の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう努めるとともに、住民登録等、様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪問外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

参照：第15章 例規・協定 第1節 例規 第3 標茶町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における災害情報等の収集・伝達体制の整備等については、次のとおりである。

第1 防災会議構成機関

- 1 町及び防災会議構成機関は、災害情報等の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 町及び防災会議構成機関は、災害情報等に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町防災計画に掲載するよう努める。
- 3 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、北海道及び防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民との情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システム（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認などを行い、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割り当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所を選定に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 消防計画

第1 目的

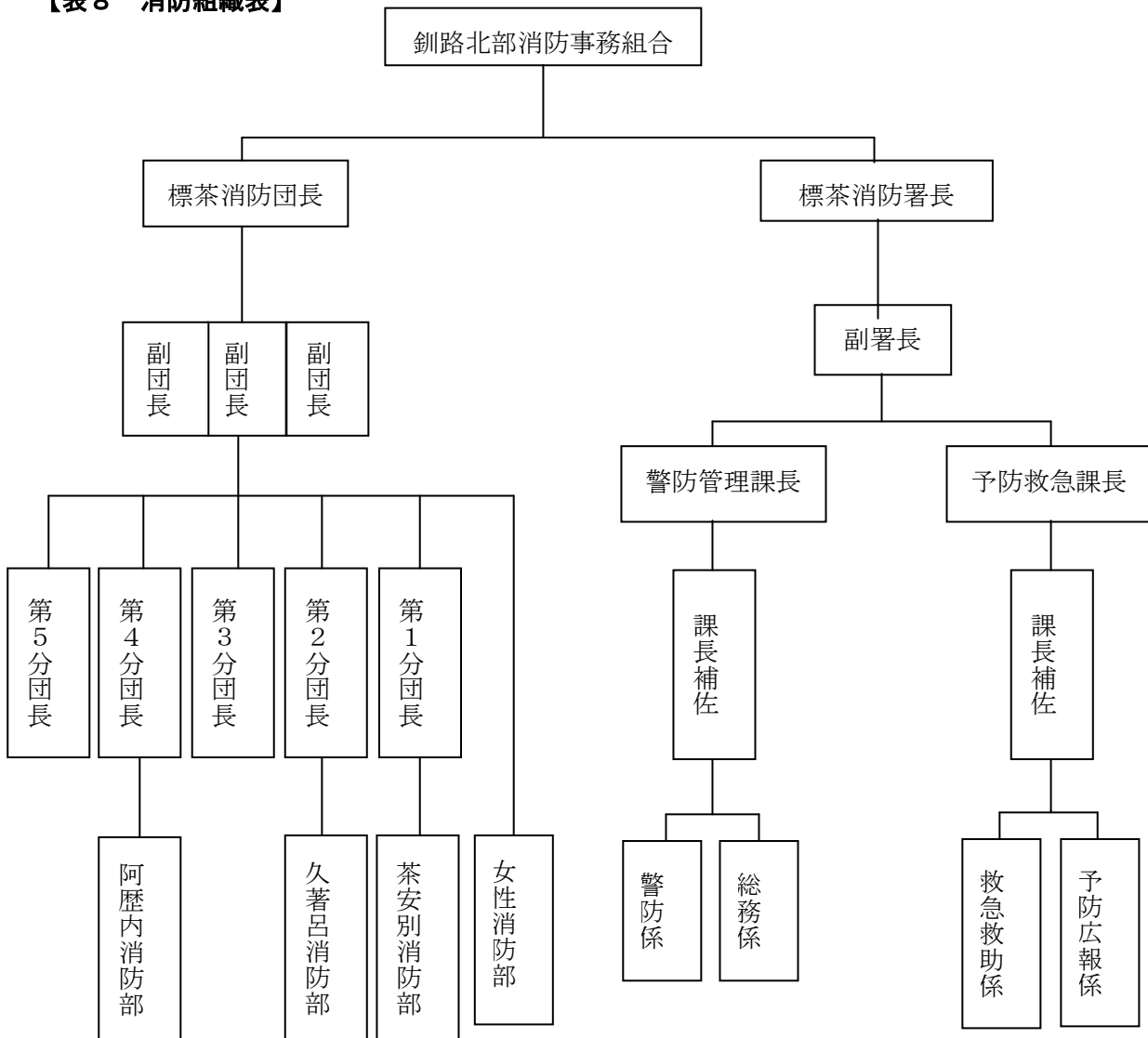
この計画は、消防組織法及び消防法に基づき、標茶町において大規模な火災又は爆発が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等を定めるものである。

第2 消防機関の組織及び機構

消防事務所は、地方自治法第284条に基づく一部事務組合である釧路北部消防事務組合において共同処理するものとし、その組織は次のとおりである。

1 消防組織

【表8 消防組織表】



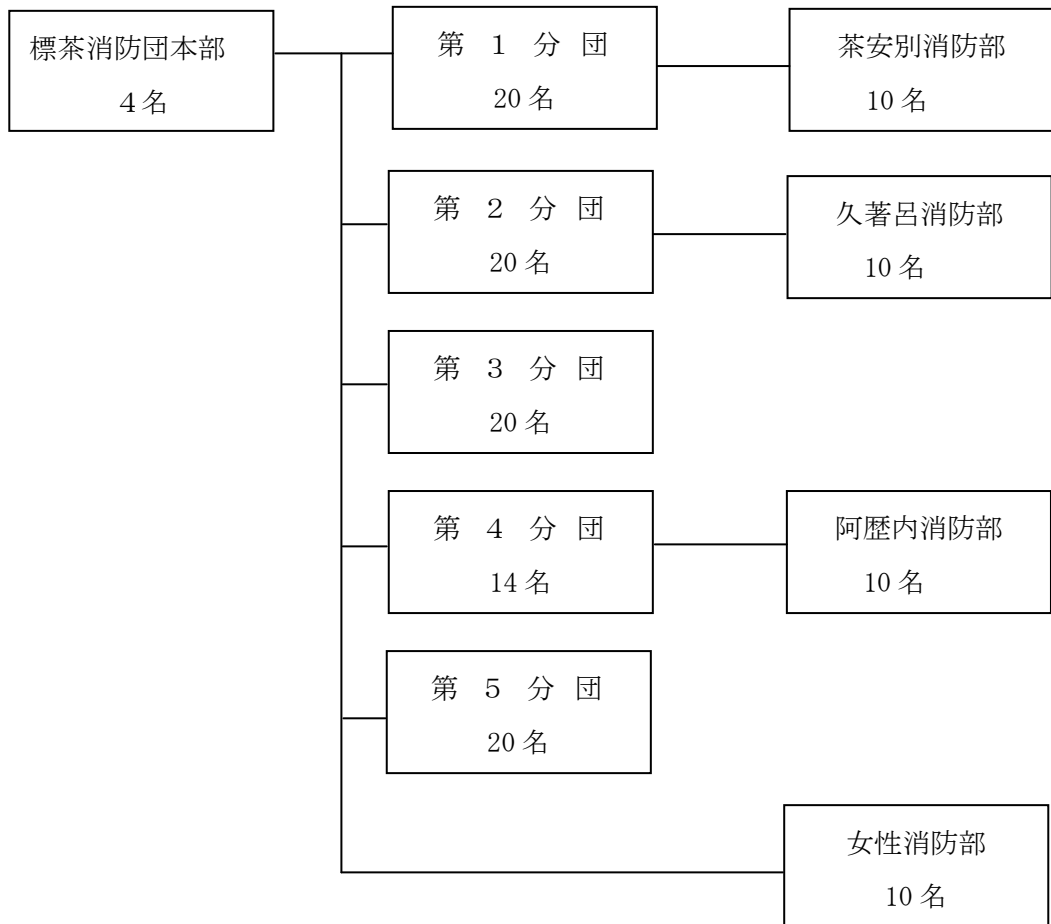
2 標茶消防署の機構

令和3年4月末現在

機関名	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	事務職員	計	定員
消防署		6	8	2	3	7		26名	26名

3 標茶消防団の機構(人数は定数)

【表9 標茶消防団機構図】



第3 火災予防計画

火災を未然に防止するため、町民に対して広報等により随時警戒心の喚起を図るとともに、次により防火思想の普及を推進する。

1 諸行事による防火思想の普及

火災予防運動を年2回実施し、街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

2 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物の管理体制の強化を図る。

3 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭自宅の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

(1) 定期査察

(2) 特別査察

(3) 随時査察

4 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

第4 火災警報及び伝達計画

1 火災気象通報

(1) 通報種類

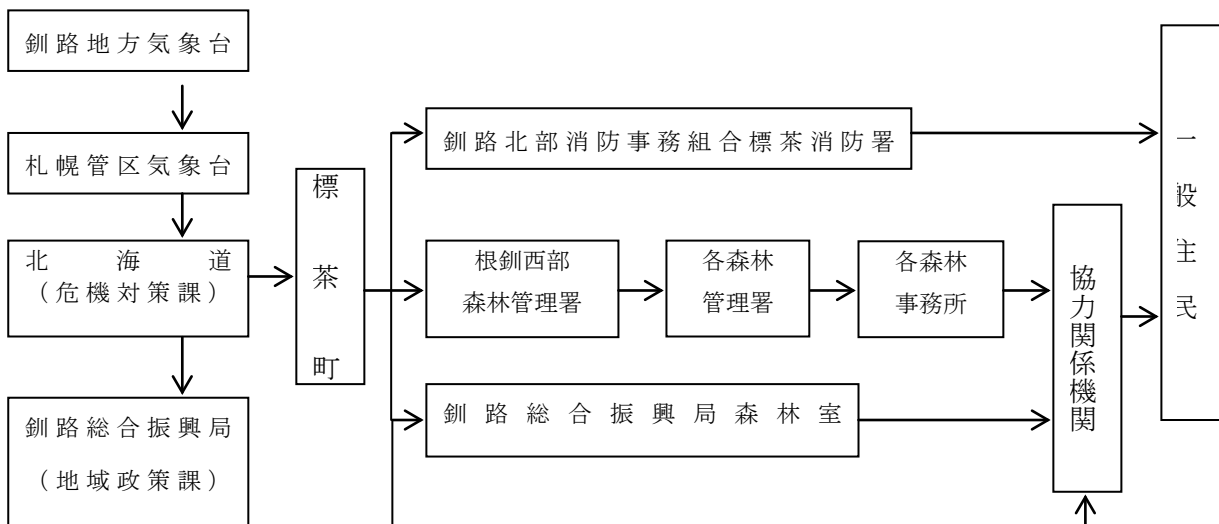
火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台が発表し北海道へ通報する。北海道から釧路総合振興局と市町村に伝達される。通報を受けた釧路総合振興局長は、標茶町長に通報するものとする。
林野火災気象通報	林野火災気象通報は、上記火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了を持って行なう。

(2) 火災気象通報基準

実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは平均風速 12m/s 以上が予想される場合とする。通報基準の平均風速は陸上を対象とした予想である。また、平均風速が基準以上の予想であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(3) 伝達図

【表10 火災気象通報伝達図】



2 火災警報発令基準

町長は、前記の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

ただし、実効湿度 68%以下で最小湿度 42%以下、若しくは野火風速で 10m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

3 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防法施行規則第34条の規定による消防信号、広報車、放送による拡声伝達等により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

【表 11 消防信号】

		消防信号					
方法 信号別	種別	余韻防止付きサイレン信号			その他の信号		
火災信号	近火信号	●—●	休止	●—●	休止	●—●	
	出場信号 団出動区域内	約3秒	約2秒	約3秒	約2秒	約3秒	
	応援信号 団特命応援出動時	●—●	休止	●—●	休止	●—●	
		約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	
	鎮火信号	● ● ●	● ● ●	● ● ●			
		1点2点の斑打					
林野火災信号	出場信号 団出動区域内	●—●	休止	●—●	休止	●—●	
	応援信号 団特命応援出動時	約10秒	約2秒	約10秒	約2秒	約10秒	
火災警報信号	火災警報発令信号	●—●	休止	●—●	休止	●—●	
	火災警報解除信号	約30秒	約6秒	約30秒	約6秒	約30秒	
		●—●	休止	●—●	休止	●—●	
		約10秒	約3秒	約10秒	約3秒	約10秒	
演習招集信号	演習招集信号	●—●	休止	●—●	休止	●—●	
		約15秒	約6秒	約15秒	約6秒	約15秒	
備考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続機関は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。						

第5 招集及び出動

- 1 火災等の災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、消防長又は消防署長及び消防団長は、状況を判断し、ただちに必要な消防職団員を招集するものとする。
- 2 上記の招集は、消防無線、サイレン、電話、その他により行う。

3 火災時における警防部隊の出動区分は、次のとおりとする。

地域区分		偵察出動	第1種出動	第2種出動	第3種出動	第4種出動
標茶町	市外地域	消防署1隊	消防署2隊 所轄分団1隊	消防署全隊 所轄分団全隊	消防署全隊 消防団全隊	第3出動に加え、組合内からの出動は3隊
	その他の地域	消防署1隊 所轄分団1隊	消防署2隊 所轄分団1隊 所轄消防部1隊	消防署全隊 所轄分団1隊 所轄消防部1隊		
備考		火災であるか判別できない通報があったとき、それを確認するための出動	火災の状況が初期の段階で他へ延焼のおそれが小さいとき	建物密集危険地帯又は大規模な建物等の火災で延焼拡大の危険が大きいとき	強風等における火災で大火になる危険が大きいとき	大火災が発生し、防御が広範囲におよぶとき

※各出動区分の出動隊数は、状況により必要と認めたときは逐次増隊するものとする。

第6 消防相互応援計画

火災、その他の災害を鎮圧するため、応援隊の要請及び派遣を必要とする場合は、北海道広域消防相互応援協定に基づき行うものとする。

参照：第15章 例規・協定 第2節 協定 第1 北海道広域消防相互応援協定

第7 救急計画

救助、救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会及び関係機関との連携を図り、救助、救急活動の万全を期する。

第8 教育訓練

消火活動及び火災予防指導を効果的に行うため次の教育訓練を実施し、消防職団員の資質の向上を図る。

1 委託教育

国又は道の設置する消防訓練機関に消防職団員を派遣する。

2 職場教育

消防職員に対し所属長が研修必要度に応じて毎年教養訓練計画をたてて随時実施する。

3 初任教養

新任の消防職団員に対し、サービスに必要な基礎知識の教養を行う。

4 特別教養

法令改正等により特に消防長が必要と認めた場合に実施する。

5 団及び分団教養

消防団又は分団ごとに訓練計画をたて、団員の教養訓練を行う。

6 消防演習

訓練の成果を確認し技術の向上を図るため、災害を想定した総合的な消防演習を計画的に実施する。

第9 その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、釧路北部消防事務組合消防計画によることとする。

第10節 釧路川標茶地区水害タイムライン

第1 標茶町の災害対応と「釧路川標茶地区水害タイムライン」との位置づけと関係性

台風等の風水害は、いつ起こるかわからない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには時間に猶予があり、先を見越した計画的な対応が可能となり被害を軽減できることから、「第3章 災害予防計画」並びに「第4章 災害応急対策計画」に災害行動を補完するため、気象状況及び水位情報等に係る時間軸をカテゴリー別に区分したステージを設けて、発災前から段階的に対応できるよう、住民・団体・関係機関・標茶町災害対策本部の組織間などと連携を図り、被害の最小化を目指すものとして「釧路川標茶地区水害タイムライン」を位置づける。

また、町防災計画の補完的な役割を果たす各種マニュアルや計画（※）とともに、釧路川標茶地区水害タイムラインは、時系列による事前防災行動だけでなく、防災関係機関との連携強化や災害行動の漏れを防ぐためのチェックリストとしての役割を果たすものである。なお、釧路川標茶地区水害タイムラインの運用にあたっては、「標茶町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）の連携に関する協定（第15章 例規・協定 第2節 協定 第19）」に基づき、「釧路川標茶地区水害タイムライン」の評価、改善等を行う。

この「釧路川標茶地区水害タイムライン」の運用に合わせて、町民は、自助となる「マイ・タイムライン（家族等のタイムライン）」や自主防災組織等の共助となる「コミュニティ・タイムライン」の作成に努めることにより「自らの命は自らが守る」という水防災意識の向上を目指し、水害の被害の軽減を図る。

※ 具体の災害対応は、主に標茶町地域防災計画、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）に示すものである。

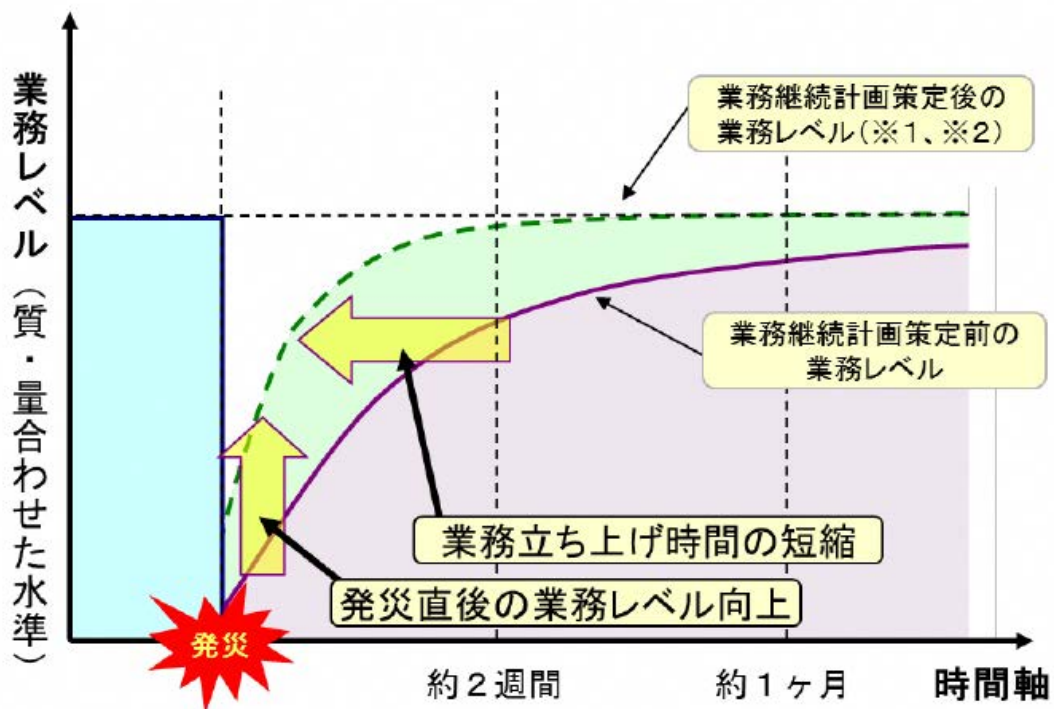
第11節 業務継続計画

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、別冊「業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を策定する。

第1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

■業務継続計画の作成による業務改善のイメージ■



資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府）

第2 業務継続計画(BCP)の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。特に、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

第3 防災拠点機能の整備に関する計画

町は、災害発生時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。

1 防災拠点の整備の概要

災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

2 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。本町の場合、役場庁舎は浸水想定区域になっておらず、避難行動はもとより、救出活動や復旧活動などの応急対策活動の対応に適していると考えられる。ただし、耐震性の課題があり、次の施設を災害時応急対策の拠点となる「役場庁舎の代替拠点」と指定し整備を行う。

(1) 標茶町武道館（標茶町常盤9丁目15番地）

役場庁舎が罹災した際の防災体制や消防体制や救急救命体制の強化を行う。また役場庁舎の代替となる防災拠点として災害対策本部を設置する。役場庁舎の代替施設として各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

(2) コンベンションホール「ういず」（標茶町旭2丁目6番地）

役場庁舎及び標茶町武道館のいずれもが罹災した場合の代替施設とする。

災害対策共通編

第4章 災害応急対策計画

第4章 災害応急対策計画

第1節 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と被災者の保護を図るための災害応急対策は本計画に定めるところによる。

第2節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、又、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

第1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| (1) 道知事 | (基本法第70条) |
| (2) 警察官等 | (基本法第63条第2項) |
| (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 | (基本法第77条) |
| (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 | (基本法第80条) |
| (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 | (基本法第62条) |
| (6) 水防管理者(町長)、消防機関の長(消防長)等 | (水防法第17条及び第21条) |
| (7) 消防長又は消防署長等 | (消防法第29条) |
| (8) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | (基本法第63条第3項) |

第2 町の実施する応急措置

1 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づく措置を取らなければならない。

3 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

(1) 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「工作物等」という）を使用し若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときはその通知事項を標茶町公告式条例（昭和25年標茶町条例第15号）を準用して、町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び種類
- ウ 所在した場所
- エ 処分した期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 他の市町村長等に対する応援の要求等

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることが出来る。また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(2) 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することが出来る。

6 住民に対する緊急従事指示等

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることが出来る。（基本法第65条）

(2) 町長及び消防長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることが出来る。（水防法第17条）

(3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることが出来る。（消防法第29条第5項）

(4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることが出来る。（消防法第35条の7第1項）

(5) 町長は、前各号の応急措置との業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃失又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するために取り扱う、気象、水象（地震に密接に関連するものを除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）等に係る情報等の発表・受理・伝達、異常現象発見者の措置等、並びに災害応急対策等の実施のために必要な災害情報及び被害状況報告（以下、本節において「災害情報等」という。）の収集、伝達等についての計画は、次のとおりである。

第1 気象等に関する情報の発表・受理・伝達等

1 気象等に関する情報の発表等

(1) 予報区

予報区は、我が国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区からなっている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれており、発表される情報について、本町が該当する予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

区分	名称
府県予報区名（担当気象官署）	釧路・根室・十勝地方（釧路地方気象台）
一次細分区域名 ※1	釧路地方
市町村等をまとめた地域 ※2	釧路中部
二次細分区分 ※3	標茶町

※1 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※2 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

※3 二次細分区域は、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）。

(2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。また、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」が発表される。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して警戒を呼び掛けて行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼び掛けて行う予報

ア 種類及び概要

(ア) 気象等に関する特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

(注) 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 気象等に関する警報

種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等避難の警戒レベル3に相当
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等避難の警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

(ウ) 気象注意報

種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛ける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、船体への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため、農作物等への著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(エ) 気象情報等

種類	発表基準等
地方気象情報 府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表
台風に関する 気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表
記録的短時間 大雨情報	府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。 ※大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）： https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html ※大雨警報（浸水害）の危険度分布： https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html ※洪水警報の危険度分布： https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 ※高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）： https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/

2 指定河川洪水予報（釧路川）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。釧路川水系については釧路地方気象台と釧路開発建設部が共同で発表する。河川名及び標題等は下表のとおりである。

(1) 指定河川及び担当

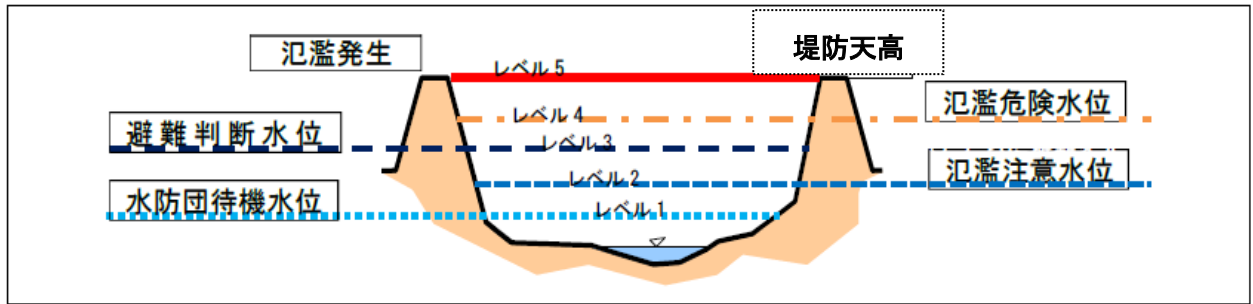
標茶町に係る河川は次のとおりである。

水系名	河川名	担 当
釧路川	釧路川	釧路地方気象台、釧路開発建設部

(2) 種類と標題及び概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	基準地点の水位が「氾濫危険水位」に達したとき、「氾濫危険水位」以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令判断の参考とする。避難指示が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が「氾濫危険水位」に達すると見込まれるとき、「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難発令の判断の参考とする。高齢者等避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、「氾濫注意水位」以上で、かつ「避難判断水位」未満の状態が継続しているとき、「避難判断水位」に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

■水位観測地点の水位と洪水危険度レベルについて■



危険度レベル	洪水予報の標題(種類)	発表基準	水位の名称及び水位	町・住民に求められる行動
レベル5	氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫発生(レベル5)	(氾濫発生) —	住民の避難完了
レベル4(危険)	氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位(レベル4)に到達	氾濫危険水位(特別警戒水位)	町は避難指示の発令を判断 発令発出の場合、住民の避難完了
レベル3(警戒)	氾濫警戒情報(洪水警報)	避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達することが見込まれる場合	避難判断水位	町は高齢者等避難の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し、避難を判断
レベル2(注意)	氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇するおそれがある場合	氾濫注意水位(警戒水位)	水防団出動
レベル1	—	—	水防団待機水位	水防団待機

※洪水予報では「釧路川・新釧路川氾濫注意情報」等、河川名は「釧路川・新釧路川」で発表される。

3 気象警報等の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて標茶町に発表される気象警報等の種類及び基準は、次のとおりである。

令和3年6月8日現在

発表官署		釧路地方気象台	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 119
	洪水	流域雨量指数基準	久著呂川流域=14.6 アレキナイ川流域=10.2 オソベツ川流域=19.1 磯分内川流域=14.2 西別川流域=11.1
		指定河川洪水予報による基準	釧路川・新釧路川[標茶]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
	注意報	大雨	表面雨量指数
土壌雨量指数基準			78
洪水		流域雨量指数基準	久著呂川流域=11.6 アレキナイ川流域=8.1 オソベツ川流域=15.2 磯分内川流域=11.3 西別川流域=8.8
		指定河川洪水予報による基準	釧路川・新釧路川[標茶]
強風		平均風速	12m/s
風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間の降雪の深さ 25cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧		視程	200m
乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ		①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温		4月～10月：（最高気温） 平年より 8℃以上低い日が 2日以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より 7℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm

《用語説明》

- ・土壌雨量指数：雨がしみ込んで土壌中に溜まる量（土砂災害のリスク）＝土砂災害警戒情報に反映
- ・表面雨量指数：雨がしみ込まず地表面に溜まる量（浸水害のリスク）＝大雨警報（浸水害）に反映

・流域雨量指数：雨が上流域から集まり河川を流れ下る量（洪水害のリスク）＝洪水警報に反映

注1) 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

注2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

注3) 土壌雨量指数基準値は1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

注4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

注5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「釧路川・新釧路川[標茶]」は、洪水警報においては「指定河川である釧路川・新釧路川に発表された洪水予報において、標茶基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「標茶基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

第2 異常現象を発見した場合の措置等

1 発見者の通報

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町役場、警察（駐在所を含む）、消防署（消防団を含む）又は地域情報連絡員（各町内会長等）のうち、最も近いところに通報するものとする。

2 警察官等の通報

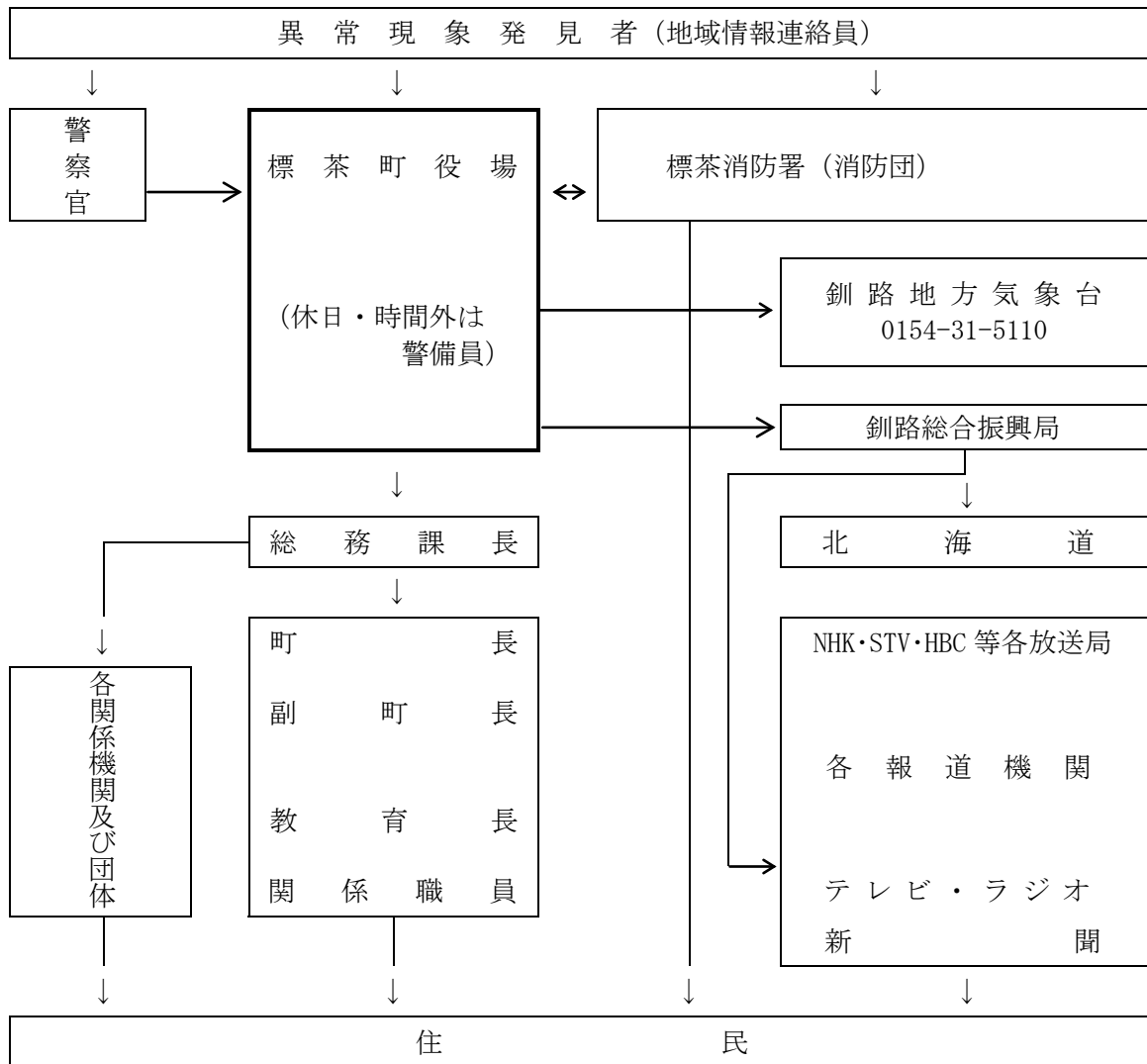
発見者から通報を受けた警察官、消防署員（消防団員）、地域情報連絡員は、直ちにこれを町役場に通報するものとする。

3 町から各関係機関及び住民への通報

- (1) 町長は、住民、警察官又は消防署員（消防団員）、地域情報連絡員から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ知事（釧路総合振興局長）及び釧路地方気象台等関係機関に通報しなければならない。
- (2) 住民に対する災害情報の周知は、広報車、報道機関等により、徹底を図るものとする。
- (3) 住民、警察官又は消防署員（消防団員）、地域情報連絡員から災害情報等の通報を受理したときは、速やかに総務課長に報告しその指示により処理するものとする。休日及び時間外については警備員が受理し、速やかに総務課長に報告するものとする。

(4) 災害情報等連絡系統図

【表12 災害情報等連絡系統図】



第3 地域情報連絡員

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各地域町内会長等を地域情報連絡員とする。地域情報連絡員の任務は次のとおりとする。

- (1) 地区内の防災に関する情報の通報
- (2) 災害情報の収集及び伝達についての協力
- (3) 応急対策についての協力
- (4) 被害状況調査等についての協力

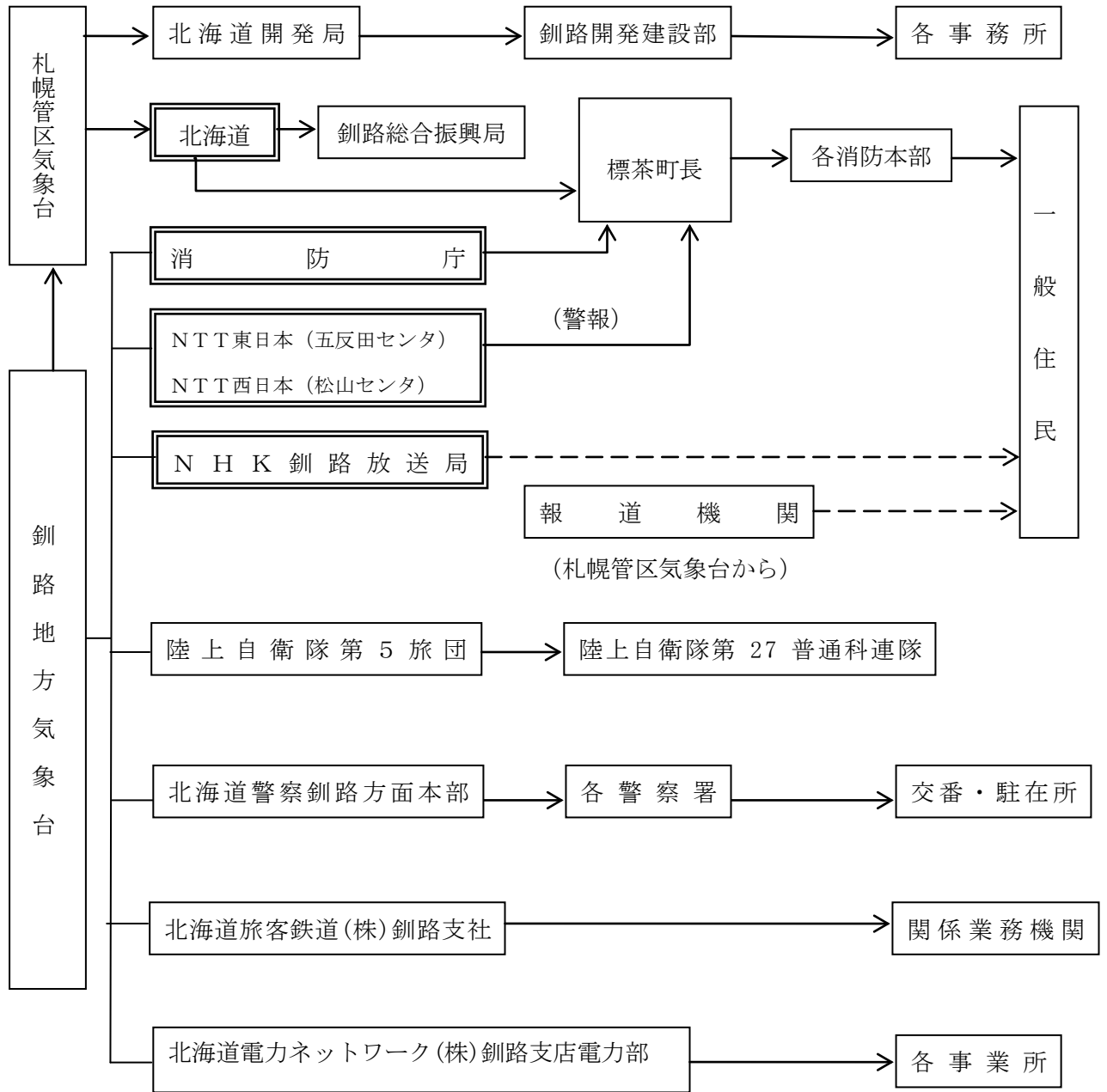
第4 気象警報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する予警報及び道(総合振興局)が発する対策通報を受けたときは、電話、無線、その他最も有効な方法により関係機関に通報し、又は伝達するものとする。また、休日、時間外の場合、警備員は総務課長に連絡するものとする。

表13 気象予警報伝達系統図

表14 関係機関等の連絡先一覧

【表13 気象予警報伝達系統図】



---> 放送・無線

二重線で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先

【表 14 関係機関等の連絡先一覧】

関 係 機 関 名	連絡先の 代表者名	所 在 地	電 話 番 号
標茶町教育委員会	教 育 長	標茶町常盤8丁目8番地	485-2111
釧路北部消防事務組合標茶消防署	署 長	標茶町旭4丁目6番2号	485-2021
釧路開発建設部弟子屈道路事務所	所 長	弟子屈町鈴蘭4丁目4番地1号	482-2327
釧路開発建設部釧路河川事務所	所 長	釧路市幸町10丁目3番地	0154-21-5500
釧路地方气象台	台 長	釧路市幸町10丁目3番地	0154-31-5146 (平日のみ) 0154-31-5110 (24時間対応)
根釧西部森林管理署標茶森林事務所	首席森林官	標茶町川上10丁目35番地	485-2077
陸上自衛隊釧路駐屯地 第27普通科連隊第2普通科中隊	中 隊 長	釧路町別保112番地	0154-40-2011
釧路総合振興局	局 長	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9144 地域政策課防災係
釧路総合振興局釧路建設管理部 弟子屈出張所	所 長	弟子屈町桜丘3丁目4番地10号	482-2147
釧路総合振興局保健環境部 標茶地域保健支所	支 所 長	標茶町常盤8丁目1番地	485-2155
釧路総合振興局産業振興部 釧路農業改良普及センター	所 長	標茶町常盤8丁目5番地	485-2514
弟子屈警察署	署 長	弟子屈町中央2丁目9番地28号	482-2110
弟子屈警察署標茶駐在所	所 長	標茶町常盤8丁目7番地	485-2151
弟子屈警察署磯分内駐在所	駐 在 員	標茶町字熊牛原野15線西1番地 46	486-2004
弟子屈警察署塘路駐在所	駐 在 員	標茶町字塘路原野北7線51番地	487-2151
標茶郵便局	局 長	標茶町旭1丁目3番6号	485-2322
磯分内郵便局	局 長	標茶町字熊牛原野15線西1番地 16	486-2300
塘路郵便局	局 長	標茶町字塘路原野北7線51番地 87	487-2300
虹別郵便局	局 長	標茶町字虹別原野67線105番地 27	488-2461
NHK釧路放送局	局 長	釧路市幣舞町3丁目8番地	0154-43-2040
N T T東日本北海道東支店釧路営業 支店	支 店 長	釧路市黒金町9-2	0154-21-3203
北海道電力ネットワーク(株)釧路支店 弟子屈ネットワークセンター	所 長	弟子屈町朝日1丁目7番地11号	482-2019
北海道旅客鉄道株式会社標茶駅	駅 長	標茶町旭1丁目1番1号	485-2018
社団法人釧路市医師会標茶町立病院	院 長	標茶町開運4丁目1番地	485-2135
標茶町農業協同組合	代 表 理 事 組 合 長	標茶町開運9丁目6番地	485-2101
北海道ひがし農業共済組合標茶家畜 診療所	所 長	標茶町開運10丁目25番地	485-2187
標茶町商工会	会 長	標茶町旭2丁目5番3号	485-2264
標茶町森林組合	代 表 組 合 長 理 事	標茶町川上5丁目20番地	485-2566
標茶町社会福祉協議会	会 長	標茶町川上10丁目1番地	485-2503

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49012
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5017	5010

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）
N T T 回線	電話	03-5353-7514
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5010

被害状況等の報告【北海道・釧路総合振興局報告先】

報告先		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部地域政策課
N T T 回線	日 中	011-204-5900	0154-43-9144
	夜 間	011-231-4314 (FAX)	0154-42-2116 (FAX)
北海道総合行政 情報ネットワーク （道防災無線）	日 中	町、道出先機関は 衛星専用電話機（FAX）より	町、道出先機関は 衛星専用電話機（FAX）より
	夜 間	6-6-210-22-729	6-6-710-2191

（注）北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

第5 被害状況等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講じるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、又は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。また、関係のある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

災害情報等報告取扱要領

第1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1 人的被害、住宅被害が発生したもの。
- 2 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- 3 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- 4 災害が、当初軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、当町が軽微であっても総合振興局全体が報告を要すると認められるもの。
- 5 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- 6 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- 7 その他特に指示のあった災害。

第2 報告の種類

1 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「災害情報（様式4）」により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

2 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住宅を除く）については除く。

- (1) 速報 被害発生後、直ちに「被害状況報告（速報 中間 最終）（様式5）」により、件数のみ報告すること
- (2) 中間報告 被害状況が判明次第、「被害状況報告（速報 中間 最終）（様式5）」により報告すること。なお、報告内容に変更が生じた時は、その都度報告すること。ただし、報告の時期について特に指示があった場合は、その指示による。
- (3) 最終報告 応急措置が完了した場合は、事後15日以内に「被害状況報告（速報 中間 最終）（様式5）」により報告すること。

3 その他の報告

災害の報告は、災害情報、被害状況報告のほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

4 報告の方法

- (1) 緊急時における災害情報及び被害状況報告の速報及び中間報告は、電話又は無線等により報告するものとする。
- (2) 被害状況報告のうち、最終報告については「被害状況報告（速報 中間 最終）（様式5）」により報告するものとする。

5 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、「被害状況判定基準(表15)」のとおりとする。

6 災害情報等連絡責任者

責任者：総務課長

代理者：総務課交通防災係長

【様式4 災害情報】

災 害 情 報

報 告 時 間	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量		
	河 川 水 位		
	風 速		
	そ の 他		
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路		
	鉄 道		
	電 話		
	水 道 (飲 料 水)		
	電 気		
	そ の 他		
(1) 災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	(名 称)		
	(設 置 日 時) 月 日 時 分 設 置		
(2) 災 害 救 助 法 適 用 の 状 況	地 区 名	被 害 棟 数	罹 災 世 帯
	(救 助 実 施 内 容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避難場所	人 員	時 間	
		避難指示					
		高齢者等 避 難					
		自主避難					
	(4) 自衛隊派遣要 請の要否						
	(5) その他措置の 状況						
	(6) 応急対策出動 人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市 町 村 職 員		名			
		消 防 職 員		名			
		消 防 団 員		名			
そ の 他 (住 民 等)			名				
	計		名				
そ の 他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別様に記載し報告すること。

【様式5 被害状況報告（速報 中間 最終）】

被害状況報告（速報 中間 最終）

						月 日 時現在						
災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因							
災害発生場所												
発信	機関（市町村）名			発受信日時		月 日 時 分						
	職・氏名			受信機関								
	発信日時			受信者								
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等		被害金額(千円)		
①人的被害	死者				※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	農業被害	共同利用施設		個所			
	行方不明						営農施設					
	重傷						畜産被害					
	軽傷						その他					
計						計						
②住家被害	全壊	棟				⑤土木被害	道	河川				
		世帯						海岸				
		人						砂防設備				
	半壊	棟					道路					
		世帯					橋梁					
		人					小計					
	一部破損	棟					市町村	河川				
		世帯						道路				
		人						橋梁				
	床上浸水	棟					工事	小計				
		世帯						港湾				
		人						漁港				
	床下浸水	棟					下水道					
		世帯					公園					
		人					崖くずれ					
	計		棟				計					
		世帯										
		人										
③非住家被害	全壊	公共建物		棟								
		その他		棟								
	半壊	公共建物		棟								
		その他		棟								
	計	公共建物		棟								
		その他		棟								
④農業被害	農地	田				⑥水産被害	漁船	沈没流出				
		畑						破損				
	農作物	田					計					
		畑					漁港施設					
	農業用施設						共同利用施設					
							その他施設					
						漁具（網）						
						水産製品						
						その他						
						計						

項 目			件数	被害金額(千円)	項 目			件数	被害金額(千円)	
⑦ 林業被害	道 有 林	林 地			⑩ 公立 文教 被害	小 学 校				
		治山施設				中 学 校				
		林 道				高 校				
		林 産 物				そ の 他 文 教 施 設				
		そ の 他				計				
		小 計				⑪ 社 会 教 育 施 設				
	一 般 民 有 林	林 地			⑫ 施 社 会 福 祉	公 立				
		治山施設				法 人				
		林 道				計				
		林 産 物			⑬ そ の 他	都 市 施 設				
		そ の 他				空 港				
		小 計								
	計									
	⑧ 衛 生 被 害	水 道				⑬ そ の 他				
病 院		公 立								
		個 人								
一般廃棄物処理施設										
計										
⑨ 商 工 被 害	商 業				被 害 総 額					
	工 業									
	そ の 他									
	計									
参 考	異常現象等の状況									
	交通通信水道等の状況									
	応急対策出動人員(延)			市町村職員	名	消防職員	名	消防団員	名	その他(住民等)
摘 要										

【表 15 被害状況判定基準】

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することが出来ないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、町と警察の調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヵ月未満のものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎共に半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則として寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に、親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を</p>

		乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することが出来ない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具等を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の損害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2)埋没とは、粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5 cm以上流入した状態をいう。 (3)埋没等の「等」とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物の農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた損害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう (2)倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合等又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

⑤ 土木被害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍施設・干場・船揚場等をいう。
	その他の施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
⑦ 林業被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。	

⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産施設等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商業被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他項目で扱う)
⑪ 社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫ 社会福祉施設		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、運行が不能となったもの及び、流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話回線をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の個所数をいう。
	都市施設	街路灯の都市施設をいう。
		上記の項目以外のものでも特に報告を要するものと思われるもの。

第4節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び被害報告等の通信連絡並びに災害応急対策に必要な指揮指令の伝達の方法については、次に定めるところによる。

第1 災害通信系統

1 住民から本部に対する連絡

第1系統	————	N T T回線電話使用（一般用電話）
第2系統	————	N T T回線電話使用（専用電話）
第3系統	————	無線通信施設利用（アマチュア無線等）
第4系統	————	伝令（自動車又は自転車使用）
第5系統	————	伝令（徒歩）

2 本部から釧路総合振興局他各関係機関に対する連絡

第1系統	————	N T T回線電話使用
第2系統	————	北海道総合情報ネットワーク
第3系統	————	伝令（自動車又は自転車使用）
第4系統	————	伝令（徒歩）

第2 電話通信施設の利用

1 普通電話（携帯電話、自動車電話を含む）による連絡

2 非常電話又は緊急通話による連絡

非常電話又は緊急通話の取り扱いは、N T T加入電話等利用規定に基づき、あらかじめN T T東日本北海道東支店の承認を受けた番号（役場 消防）の加入電話をもって関係機関に通報するものとする。

(1) 電気通信事業法及び東日本電信電話㈱の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生する恐れがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要す事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急取扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1)水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体（前項の表及び本表1～6(2)に掲げるものを除く。）相互間

3 電報による通信（非常電報）

災害時において緊急を要するために電報を発信する場合は、発信人は「非常電報」である旨を電報電話局に告げ、又は電報発信紙の余白欄外に「非常」と朱書きして差し出すものとする。また、加入電話から申し込む場合は、115番へ申し込む。

(1) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は非常扱いの通話と同じ	他は非常扱い通話と同じ

4 無線電話による連絡

N T Tの電話線が使用不能の場合は、N T Tが設置する災害連絡用無線電話（役場総務課）により連絡する。（N T T東日本北海道東支店釧路営業支店の交換に電話先接続を依頼する。）

第3 専用通信施設の利用

(1) 無線通信施設

施設名	種類	免許人	設置場所
北海道総合情報ネットワーク	固定局 (標茶町役場)	北海道	総 務 課
防災行政無線	固 定 局 移 動 局	標茶町	総 務 課 建 設 課 水 道 課 管 理 課 農 林 課 教 育 委 員 会 公 民 館 育 成 牧 場
消防業務無線	基地局(消防署) 移動局(携帯局) (車載型) 固定局	釧路北部消防事務組合	標 茶 消 防 署

(2) 警察業務専用電話

各駐在所の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(3) その他、北海道地区非常無線通信協議会（事務局：釧路総合振興局総務課通信係）が定める機関別通信系統により、無線通信局の協力を求めて行う。

第4 通信途絶時の連絡方法

前記通信系統等をもって連絡を行うことが出来ないとき又は著しく困難であるときは、衛星携帯電話・アマチュア無線による災害支援組織等との協力、臨機応変な措置を講ずる。

なお、衛星携帯電話の配備状況は次の通りとする。

配備場所	配備用途	保有台数
標茶町役場	災害対策本部用	1台
標茶町役場	被災現地用	1台

第5節 災害広報計画

災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集方法

- (1) 情報収集派遣による災害現場の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

第2 災害情報等の発表方法

1 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て、総務対策部長がこれに当たる。

2 住民に対する広報の方法及び内容

一般住民及び被災者に対する広報活動は災害時の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。

- (1) 新聞・ラジオ・テレビ等の利用
- (2) 広報紙・チラシの利用
- (3) 広報車の利用
- (4) 国等からの緊急連絡放送を含めた消防署放送設備等の利用
- (5) 地区情報連絡責任者
- (6) エリアメール・標茶町情報配信メール・フェイスブック等

3 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- (1) 災害の種別・名称及び発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難指示の状況
- (6) 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- (7) 本部の設置及び廃止に関すること。

4 対策本部職員に対する周知

総務班は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

5 各関係機関に対する周知

総務班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

第3 罹災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、町役場内に罹災者相談所を開設し、罹災者の相談に応ずるものとする。

第6節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置についての計画は、次のとおりである。

第1 避難措置、実施責任等

1 避難措置

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、火山噴火等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、避難指示等の措置を行う。措置に当たっては、住民の迅速かつ円滑な避難の実施に努めるとともに、高齢化等の現状を踏まえ、特に、避難に時間を要する避難行動要支援者に対する対策の充実・強化を重視する。このため、避難指示に加え、避難行動要支援者等に早めの段階からの避難行動開始を求める高齢者等避難を、時機を失することなく発令する。また、一般住民に対しても、必要に応じ適時に避難準備や自主的な避難を呼び掛ける等、柔軟かつ、的確な措置に努める。なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

2 避難措置の実施責任及び内容

(1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立ち退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

イ 町長は、避難のための立ち退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 水防管理者（町長）が、避難のための立ち退きの指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに釧路総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

オ 町は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、避難指示等を対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（釧路総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。また、知事（釧路総合振興局長）は、洪水、地すべり以外の災害においても町が行う避難、立ち退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ 知事（釧路総合振興局長）は、災害発生により町長が避難のための立ち退きの指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

（3）警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、（1）のイにより町から要請があったとき、又は町長が指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。その場合直ちに町長に通知する。

イ 警察官は、災害による危険が切迫したとき、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

（4）自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）

イ 他人への土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（釧路総合振興局）、北海道警察本部（弟子屈警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

（1）町

町は、避難のための立ち退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方气象台、釧路河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

（2）国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。なお、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

3 協力、援助

北海道警察本部（弟子屈警察署等）は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

第3 避難情報の発令及び周知

1 高齢者等避難、避難指示区分の基準

	発令状況	判断基準	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要支援者等、特に避難行動に時間を要する者また、計画された避難場所までの距離が遠い者の避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令される前の段階において、次の状況が確認されたとき。 <ul style="list-style-type: none"> ①地震等による火災が発生し、広範囲に延焼すると予想されたとき。 ②河川が一定時間後に警戒水位に達すると予想されなお水位が上昇すると予想されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備対象地域の要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 避難準備情報対象地域の上記以外の者は、家族等との連絡・非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 前兆現象の発生や、現在の切迫した現況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、河川の流域等、地域の特殊性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生し、さらに人的被害の危険性がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> 地震等による火災が延焼拡大の恐れがあるとき。 河川等が警戒水位に達したとき又は警戒水位に達すると予想され、なお水位が上昇すると予想され、人的被害等が予想されるとき。 土砂災害警戒情報の発表及び前兆現象などから地滑り、がけ崩れ、住宅崩壊による人的被害が発生すると予想されたとき。 火災、洪水（浸水）、土砂災害、なだれ等による被害の危険性が切迫していると判断されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域の住民等は、計画された指定緊急避難場所への避難行動を開始 避難支援が必要な要支援者を再確認の上、必要があり次第、速やかに避難行動を開始 高齢者等避難の発令後で避難中、避難準備中の住民等は確実な避難行動を直ちにとる。 まだ避難していない避難指示対象地域の住民等は直ちに避難行動に移るとともに、その暇が無い場合は、自分及び家族、そばにいる人達とともに、人的被害及び生命を守るための最低限度の行動をとる。

注) 要支援者とは、高齢者、幼児、負傷者など傷病者等災害発生時において、特に優先的に対応が必要と思われる者

■警戒レベルと住民がとるべき行動及び避難情報等■

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 ※1
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者は立ち退き避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

※1 可能な範囲で発令

2 避難情報の周知

(1) 周知内容

ア 緊急安全確保(近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示)、避難指示又は高齢者等避難の理由及び内容

イ 避難場所及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 非常持出品等その他の注意事項

(ア) 非常持出品は、必要最小限にする。(食料・水筒・タオル・ティッシュペーパー・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)

(イ) 避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末(消火、ガスの元栓の閉め等)を徹底し、火災が発生しないようにする。

(ウ) 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

(2) 周知方法

災害情報の伝達担当である総務班(総務課)は、次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。場合によっては、2つ以上の方法を併用し、周知する。

ア 防災行政無線による伝達

住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線により伝達する。

イ 広報車による伝達

町・標茶消防署・弟子屈警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

ウ ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し指示を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

エ 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

オ 伝達員による個別伝達

避難指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想される場合は、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

カ 地域への伝達依頼

自治会及び住民組織等に対して、電話等により伝達を依頼する。

キ 北海道防災情報システム等

北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報サイト等を活用して周知する。

3 発令及び周知に当たっての留意事項

町は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、その発令及び周知に当たっては、広報担当である総務班（総務課）が、標茶消防署・弟子屈警察署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について留意の上実施する。

- (1) 生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮すること。
- (2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図ること。
- (3) 特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮すること。

第4 避難の誘導等

1 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に保健福祉班（保健福祉課））、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。また、町職員、消防職員、消防団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 避難経路の設定

町は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

3 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。また、被災者保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対応

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

2 北海道の対応

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。また、災害発生時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たって、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知を図る。

第9 指定避難所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、次の事項に留意の上、必要に応じて指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。また、必要に応じ、要配慮者のため、指定福祉避難所を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。（「指定緊急避難場所・指定避難所（表16）」、「指定福祉避難所（表17）」）

- 1 開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める。
- 2 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 3 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該

災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第10 指定避難所の運営管理等

1 指定避難所の運営

町は、次の事項に留意の上、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担が掛からないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (1) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努める。なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。
- (2) 避難所における食事や物資の配付など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。
- (3) 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- (4) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (5) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保するよう配慮する。
- (6) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて道と連携し、旅

館やホテル等への移動を避難者に促す。

- (9) 災害の規模等に鑑みて必要に応じて道と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
- (10) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- (11) 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

2 避難所の開設状況の記録

町は、避難所における受入状況及び「本章 第8節衣料・生活必需品等物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

避難者世帯名簿（様式6）その他の避難所での使用が想定されるものについては、あらかじめ様式を印刷の上、各避難所に保管する。

(1) 避難者世帯名簿

【様式6 避難者世帯名簿】

避難者世帯名簿

[避難所名]

No.

住所					親族その他への連絡先 (氏名・住所・電話番号)	住所			
世帯主氏名						氏名			
電話番号						続柄			
入所世帯の状況	ふりがな氏名	年齢	生年月日	続柄	性別	職業(勤務先)	入所日時	退所日時	
			M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男女		月 日 時	月 日 時	
			M. T. S. H 年 月 日		男女		月 日 時	月 日 時	
			M. T. S. H 年 月 日		男女		月 日 時	月 日 時	
			M. T. S. H 年 月 日		男女		月 日 時	月 日 時	
			M. T. S. H 年 月 日		男女		月 日 時	月 日 時	
			M. T. S. H 年 月 日		男女		月 日 時	月 日 時	
備考欄									

注1 一世帯ごとに記入すること。

注2 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注3 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- ・世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等、またはアレルギーの状況など
- ・退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号

(2) 避難所収容台帳

【様式7 避難所収容台帳】

避難所収容台帳

					避難所	
管理者 印	月日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 目	数 量		
		人				
計 (日間)						

- (注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入する。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

(3) 避難所用物品受払簿

【様式8 避難所用物品受払簿】

避難所用物品受払簿

品 名			単 位			
月 日	摘 要	受	払	残	備 考	

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 「計」欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

(4) 避難所設置及び収容状況

【様式9 避難所設置及び収容状況】

避難所設置及び収容状況

避難所の 名称	所 在	種 別	開設時期		実人 員	開設 日数	延人 員	備 考
			月 日から	月 日まで				
			月 日から	月 日まで	人	日間	人	
			月 日から	月 日まで				
			月 日から	月 日まで				
			月 日から	月 日まで				
			月 日から	月 日まで				
合計	既存建物	件						
	野外仮設	件						

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

3 道（釧路総合振興局）に対する報告

(1) 町長が、避難指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（釧路総合振興局長経由）に報告する。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 発令理由
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

(2) 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（釧路総合振興局長）に報告する。

- ア 避難場所開設の日時、場所及び施設名
- イ 開設期間の見込み
- ウ 開設箇所数及び受入人員（避難所の名称及び当該受入人員）
- エ 炊き出し等の状況

4 関係機関への連絡

町長が避難指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

- (1) 弟子屈警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

【表 16 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表】

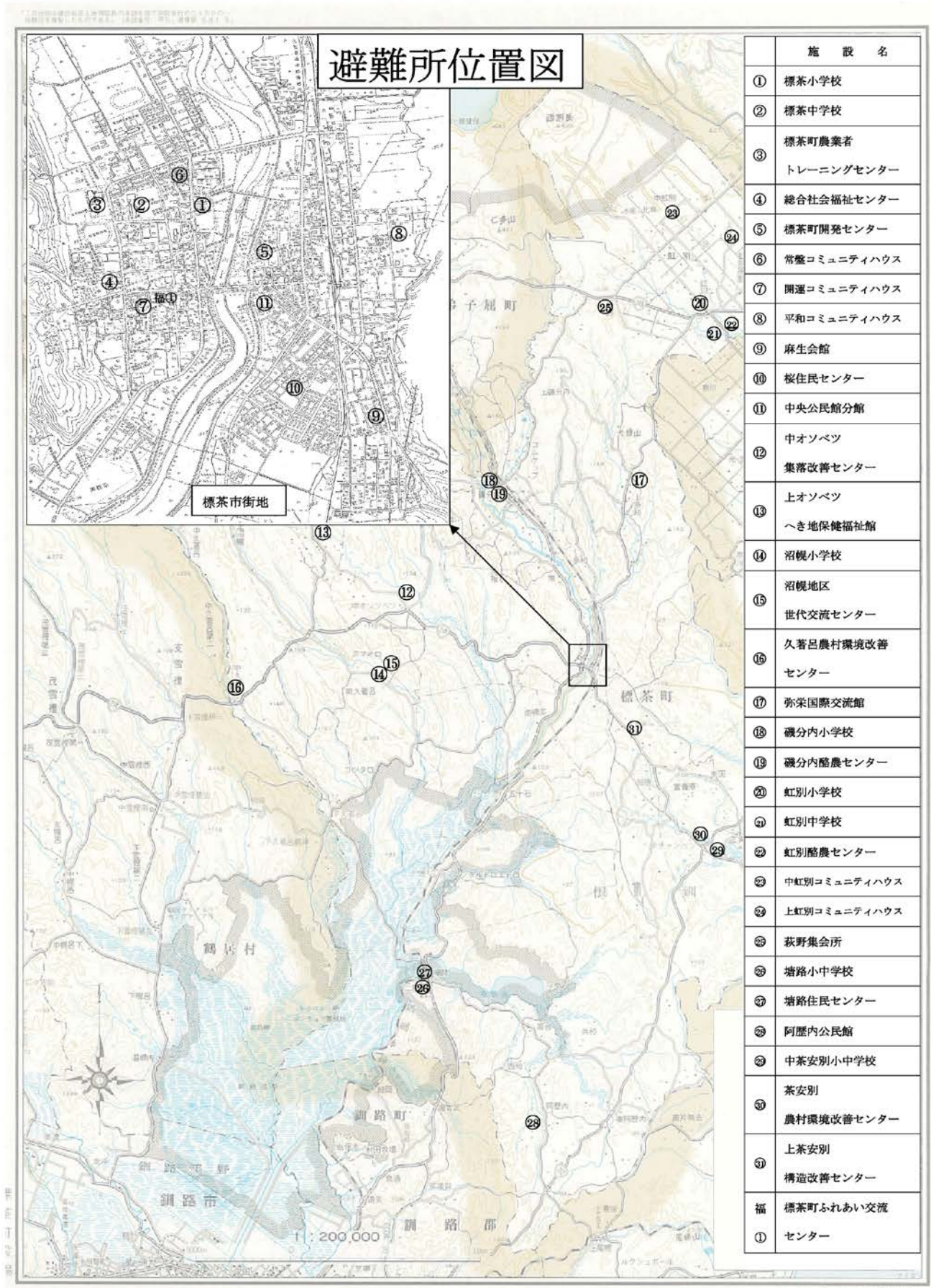
番号	施設名	所在地	指定緊急避難場所 (対象となる異常現象の種類)					指定 避難所	収容 人員
			洪水	土砂 災害	地震	内水 氾濫	大規模 火災		
1	標茶小学校	川上1丁目24番地	○	○	○	○	○	○	600
2	標茶中学校	常盤9丁目1番地	○	○	○	○	○	○	600
3	農業者トレーニングセンター	川上10丁目47番地	○	○	○	○	○	○	500
4	総合社会福祉センター	川上10丁目1番地	○	○	○	○	○	○	300
5	開発センター(中央公民館)	旭2丁目6番1号	×	○	○	×	○	○	500
6	常盤コミュニティハウス	常盤8丁目36番地	○	○	○	○	○	○	50
7	開運コミュニティハウス	開運7丁目13番地	○	○	○	○	○	○	50
8	平和コミュニティハウス	平和8丁目70番地	×	○	○	×	○	○	40
9	麻生会館	麻生5丁目36番地	○	○	○	○	○	○	50
10	桜住民センター	桜9丁目32番地	×	○	○	×	○	○	80
11	中央公民館分館	富士4丁目24番地	×	○	○	×	○	○	50
12	中オソベツ集落改善センター	字オソベツ 575 番地 8	○	○	○	○	○	○	50
13	上オソベツへき地保健福祉館	字上オソベツ原野 基線 42 番地 6	○	○	○	○	○	○	60
14	沼幌小学校	字ヌマオロ原野 60 番地 1	○	○	○	○	○	○	50
15	沼幌地区世代交流センター	字ヌマオロ原野 60 番地 10	○	○	○	○	○	○	50
16	久著呂農村環境改善センター	字クチョロ原野 256 番地	○	○	○	○	○	○	100
17	弥栄国際交流館	字上多和原野基線 44 番地 19	○	○	○	○	○	○	55
18	磯分内小学校	字熊牛原野 15 線西 3 番地 1	○	○	○	○	○	○	100
19	磯分内酪農センター	字熊牛原野 15 線西 1 番地 1	○	○	○	○	○	○	150
20	虹別小学校	字虹別原野 67 線 108 番地 1	○	○	○	○	○	○	100
21	虹別中学校	字虹別原野 67 線 103 番地 4	○	○	○	○	○	○	150
22	虹別酪農センター	字虹別原野 66 線 104 番地 1	○	○	○	○	○	○	150
23	中虹別コミュニティハウス	字虹別原野 704 番地	○	○	○	○	○	○	60
24	上虹別コミュニティハウス	字虹別原野 705 番地 4	○	○	○	○	○	○	40
25	萩野コミュニティハウス	字虹別 470 番地 1	○	○	○	○	○	○	50
26	塘路小中学校	字塘路 8 番地 1	○	○	○	○	○	○	100

番号	施設名	所在地	指定緊急避難場所 (対象となる異常現象の種類)					指定 避難所	収容 人員
			洪水	土砂 災害	地震	内水 氾濫	大規模 火災		
27	塘路住民センター	字塘路 147 番地 2	○	○	○	○	○	○	100
28	阿歴内公民館	字阿歴内原野基線 136 番地 30	○	○	○	○	○	○	150
29	中茶安別小中学校	字中チャンベツ原野 基線 35 番地 2	○	○	○	○	○	○	50
30	茶安別農村環境改善センター	字中チャンベツ原野 基線北 1 線 38 番地 4	○	○	○	○	○	○	150
31	上茶安別構造改善センター	字チャンベツ原野基 線 13 番地 10	○	○	○	○	○	○	50

【表 17 指定福祉避難所】

番号	施設名	収容人員	給食施設	給水施設	所在地	避難対象地区
1	標茶町ふれあい交流センター	80	有	有	開運 4 丁目 2 番地	全地域

【表 18 指定緊急避難場所・指定避難所位置図】



北海道地図株式会社訓路支店

第11 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。
なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。
- (2) 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、あらかじめ釧路総合振興局長を通じて知事へ報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めることができる。
- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。あわせてその内容を公示し、被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行う。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。
また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (3) 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告

及び公示するとともに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、公示するとともに、内閣理大臣に報告する。

(8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第12 救出計画

1 救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事に委任を受けた場合を含む）は、警察官、消防機関等の協力を得て、救出を行うものとする。

2 他機関への救出の要請

町長は、本部のみでの救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求めらるものとする。さらに災害が甚大で、隣接市町村等の応援でも救出実施が困難な場合は、「本章 第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、総合振興局長に自衛隊の派遣要請をするものとする。

3 救出を必要とする者

災害のため、現に生命身体が危険の状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するとき。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 台風、地震等により、倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合

(4) 山崩れ、地滑り等により、生き埋めとなった場合及び自動車、飛行機等の大事故が発生した場合

(5) その他、町長が必要と認めた場合

4 救出に必要な機械器具

救出に必要な機械器具については、災害の種類に応じ、町の土木機械、消防機械及び消防等の救急自動車などを出動させるものとする。

第7節 食料供給計画

この計画は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食、調味料の確保と、供給の確実を期することを目的とする。

第1 食料の供給

1 実施責任者

供給の責任者は、町長（本部長）であるが、救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。主要食料の確保は、保健福祉班があたる。

2 供給の対策を必要とする場合

- (1) 被災者に対し、食料の給食を行う必要がある場合
- (2) 被災による供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

3 供給の方法及び手続等

食料の供給は、町の備蓄している食料及び町内業者から調達できる食料を供給し、必要に応じ炊き出しを実施する。供給にあたっては、被害の状況、被災者の状況を考慮し、状況に応じた供給を実施する。なお、救助法が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、知事又は町長は、農林水産省農産局長及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

第2 炊き出しの実施

1 実施責任者

炊き出しの供与は、町長（本部長）が行うが、その事務は保健福祉班があたる。また、その他の避難施設等における炊き出しは必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。避難所が数箇所開設され、そこに配達する人員・車両等が必要な場合の細部の統制は、総務班・管理班が保健福祉班と協力して実施する。

2 協力団体

標茶町赤十字地域奉仕団等

3 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容されている者
- (2) 住家が被害を受けて炊事のできない者

(3) 災害応急対策に従事している者

4 炊出し食料の配布先

避難収容所開設場所及び災害応急対策を実施している作業現場又は災害対策本部等

5 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「本章 第6節避難対策計画」で定めた避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

6 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の米飯提供者から購入し供給する。

7 米穀が不足する場合の措置

町長は、災害が発生した場合又はそのおそれのある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について釧路総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

8 副食調味料の調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者から購入して行うものとする。なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、釧路総合振興局を経由して知事に対して、そのあつせんを要請する。

第3 避難行動要支援者対策

食料の供給にあたっては、高齢者、乳幼児等の避難行動要支援者に対し十分配慮する。乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店等より調達する。

第4 供給の費用及び期間

食料供給等は、救助法の定めに準じて行うものとする。

参照：第15章 例規・協定 第2節 協定

第8節 衣料、生活必需品等物資供給計画

この計画は、災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の確保、供給並びに物資の供給を迅速確実に実施することを目的とする。

第1 実施責任者及び実施の基準

被災者に対する供（貸）与物資の調達は本部長（町長）が行い、配分については住民班が担当するが、救助法が適用された場合は、供（貸）与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第2 供与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全焼（壊）、流出、埋没、半壊（焼）及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

第3 供与又は貸与の方法

1 物資購入及び配分計画

- (1) 住民班は、総務対策部が作成する「世帯構成員別被害状況(様式 10)」を基に救援物資を調達する。また、これらの物資について配分計画を立て、供(貸)与に当たる。
- (2) 社会福祉施設に対し、災害時要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行なう。
 - ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - イ 被災施設への応援、支援活動を考慮して確保する。

【様式 10 世帯構成員別被害状況】

世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
	全 壊 (焼)												
流 出													
半 壊 (焼)													
床上浸水													

2 物資の調達

物資の調達は本部長(担当 住民班)が行い、町内で調達困難な場合は、近隣市町又は知事に依頼し調達する。

3 物資の供与又は貸与

住民班は、区域毎に物資の総責任者を定め、各地域の地区責任者の協力を求め「物資受払簿(様式 11)」「物資供与及び受領書(様式12)」により迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、救助法による援助物資とその他の義捐物資とは、實際上及び書類上明確に区分し処理するものとする。

【様式 11 物資受払簿】

物 資 受 払 簿

品 名							救助法物資 有・無	
月日	受入先	数量	担当者	月日	払 出 先	供与・貸与別	数量	担当者
・				・				
・				・				
・				・				
計				計				

【様式 12 物資供与及び受領書】

物資供与及び受領書

住宅被害	1 全焼 (焼)	2 流出	世帯 構成員数				
	件	件					
	3 半壊 (焼)	4 床上 (下) 浸水					
	件	件					
災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。 年 月 日 住 所 世帯主氏名							
供与年月日	品名	数量	備考	供与年月日	品名	数量	備考

第4 供与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具 (毛布、布団等)
- (2) 外着 (作業衣、婦人服、子供服等)
- (3) 肌着 (シャツ、ズボン下等)
- (4) 身廻品 (タオル、手拭、靴等)
- (5) 炊事道具 (鍋、釜、包丁、バケツ等)
- (6) 食器 (茶碗、お椀、皿、箸等)
- (7) 日用品 (石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等)
- (8) 光熱材料 (マッチ、ろうそく、薪、木炭、石油等)

第5 費用及び期間

救助法の定めに従って行うものとする。

第9節 給水計画

この計画は、災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給することを目的とし、住民の保護を図るために必要な事項は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

被災地の飲料水の応急供給の実施は、町長（担当 水道班）が行い、部員は相互連絡を密にし浄水の確保と給水に万全を期するものとする。救助法が適用された場合は知事が行き、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第2 給水の方法

給水班は、釧路保健所標茶支所の指示に基づき、関係機関に協力を求め被災地域への給水を行うものとする。

1 水道施設に被害のない場合

消防タンク車、給水車（ポリ容器等）により給水するものとする。なお給水に当たっては、広報車及び無線車を配置するものとする。

2 水道施設の内、給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係住民に被災状況を周知徹底させ、防災井戸、消防タンク車、給水車（ポリ容器等）により搬送給水するものとする。

3 水源池を含む水道施設全部が被災した場合

被災地において水源を確保することが困難なときは、水源池から給水するほか、防災井戸からの給水、近隣市町へ要請し飲料水の提供を受ける。搬送給水は、消防タンク車、給水車（ポリ容器等）、トラックによるほか、必要に応じ自衛隊の出動要請を得て行うものとする。

第3 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共同栓、消火栓及び医療施設等民生安定と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

第4 給水応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は他市町へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第5 住民への周知

給水に関しては、事前に給水時間、給水場所を住民に周知する。

第6 給水資機材保有状況

（令和3年2月現在）

資機材名	数量	能力	保管場所
大型ポリタンク	14 個	(1t/個)	水道課資材管理棟
ポリタンク	350 個	(18ℓ / 個)	水道課資材管理棟
非常用飲料水用水袋	90 個	(6ℓ / 個)	役場書庫

第7 防災井戸設置場所

設置地区	水量	所在地
標茶市街地区	5000 /min	標茶町川上10丁目50番地
久著呂地区	5000 /min	標茶町字中久著呂55番地1
オソベツ地区	4000 /min	標茶町字オソツベツ982番地2
茶安別地区	3000 /min	標茶町字中チャンベツ原野基線35番地1
虹別地区	3000 /min	標茶町字虹別原野67線105番地1
磯分内東部地区	6000 /min	標茶町字標茶788番地5
磯分内西部地区	6000 /min	標茶町字オソツベツ455番地2

第8 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第10節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者（町長）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者（町長）は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者（町長）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急

的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

(6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者（町長）は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第11節 医療及び助産計画

この計画は、災害のため医療機関の機能が停止し又著しく不足しあるいは混乱したため、被災地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療、又は助産の救護を実施することを目的とする。

第1 実施責任者

町長（担当 保健福祉班、医療対策部）が行い、救助法が適用された場合は知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

第2 医療及び助産の対象者

1 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失ったものとする。

2 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、出来る限り正確かつ迅速に把握し、本部長へ通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう、関係班に指示するものとする。

第3 医療及び助産の実施

1 医療班の編成

釧路市医師会長は、本部長の要請に基づき、医療班を編成し応急医療に当たるものとする。医療班の構成基準は、釧路市医師会長の定めるところによる。

2 医療品の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、保健班において町内医薬品等の取扱業者からの調達によるものとするが、町内での調達が困難な場合は、本部長は知事に対し調達を要請するものとする。

3 関係機関の応援

本部長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）
- (2) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

4 患者の移送

傷病患者は、現地での応急処置ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

第4 応急救護所の設置

応急救護所は次に掲げる施設とするが、全町的な大災害の場合は、他の公共施設等を使用するものとする。

施設名	所在地	電話番号	収容人員
開発センター	旭2丁目6番1号	485-2040	500
標茶小学校	川上1丁目24番地	485-2009	600
沼幌小学校	字ヌマオロ原野60番地1	488-4231	50
虹別小学校	字虹別原野67線108番地1	488-2242	100
磯分内小学校	字熊牛原野15線西3番地1	486-2017	100
塘路小中学校	字塘路8番地1	487-2140	100
中茶安別小中学校	字中チャンベツ原野基線35番地2	488-6133	50

第5 医療機関等の状況

1 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科目	ベッド数
標茶町立病院	開運4丁目1番地	485-2135	外科・内科・産婦人科・小児科・リハビリテーション科	60床
標茶町立特別養護老人ホームやすらぎ園	川上10丁目5番地	485-3501		
氏橋歯科医院	川上2丁目13番地	485-2058	歯科	
みつもと歯科クリニック	富士1丁目4番6号	485-2332	歯科	
金野整骨医院	旭1丁目3番16号	485-2523	整骨	

2 薬品及び衛生機材販売業者

名称	所在地	電話番号
標茶調剤薬局	開運2丁目56番地	485-4188
千葉一心堂	旭2丁目2番8号	485-2158
ドレミ薬局	旭2丁目1番1号	485-2003

第12節 防疫計画

この計画は、災害発生地域において予想される各種感染症に対する予防対策を講じ、それらの発生を防止することを目的とする。

第1 実施責任者

- 1 被災地の防疫は、本部長（町長）が知事の指導指示に基づき実施するものとする。（担当住民班）
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

第2 防疫の実施組織

- 1 本部長(町長)は、災害防疫実施のための各種作業実施組織として、防疫班等を編成するものとする。
- 2 本部長(町長)は、防疫を的確に実施するための防疫班(住民班にて編成)を編成するものとする。

第3 感染症の予防

- 1 感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。
 - (1) 消毒方法の施行に関する指示(感染症法第27条第2項)
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(感染症法第28条第2項)
 - (3) 家用水の供給に関する指示(感染症法第31条第2項)
 - (4) 物件に係る措置に関する指示(感染症法第29条第2項)
 - (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - (6) 臨時予防接種に関する指示(予防接種法第6条)
- 2 検病調査及び保健指導等
 - (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道等と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
 - (2) 関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
 - (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- 3 予防接種
感染症予防上必要あるときは、道及び保健所の指導により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。
- 4 清潔方法
家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、浸水地域に対しては、被災直後、各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消毒並びに汚染度の強い野菜等の投棄について、衛生上の指導を行うものとする。
- 5 消毒方法
町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。
 - (1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
 - (2) 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上、次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。
 - (3) 井戸の消毒を実施する。井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させるものとする。なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又はウイルスに汚染されたおそれが高いときは消毒のうえ、井戸替えを施さないと使用させないものとする。
 - (4) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

(5) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、次亜塩素酸ソーダ水溶液などで行う。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活の用に供される水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の命令があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等事情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20ℓを目安とする。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第5 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 防疫用薬剤の調達

町保有の消毒機器を使用し、防疫用薬剤は、町内業者から調達する。なお、不足が生じた場合は、保健所等から借用するものとする。

第13節 清掃計画

この計画は、災害時における被災地のゴミの収集、し尿の汲み取り、死亡獣畜の処理等清掃業務を確実に実施し、被災地区の環境衛生の万全を期することを目的とする。

第1 実施責任者

1 ゴミ及びし尿

- (1) 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て本部長（担当 住民班）が実施するものとする。
- (2) 被害が甚大で町のみで実施することが困難な場合は、近隣市町村及び道の応援を求め実施するものとする。

2 死亡獣畜及び放浪犬の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、各保有者が行うものとする。ただし、所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、本部長が実施するものとする。
- (2) 本部長（担当 住民班）において死亡獣畜を処理するときは、釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所の指示に基づき実施するものとする。
- (3) 放浪犬の処理は、本部長（担当 住民班）が実施するものとする。

第2 清掃の方法

1 班の編成

清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。

(1) ゴミ処理班

班長1名（住民課長）、班員2～4名

(2) し尿処理班

班長1名（住民課長）、班員2名

2 ゴミ及びし尿処理施設

ゴミ、廃棄物及びし尿処理施設は、次のとおりである。

(1) ゴミ処理施設

処理場名	処理能力	ごみ収集運搬車				
		区分	車種	台数	実績載量	1日の処理能力
標茶町クリーンセンター	12 t / 日	直営	塵芥車	1台	2.75 t	12 t / 日
		委託	〃	1台	2.75 t	

(2) し尿処理施設

処理場名	処理能力	貯溜槽 収容能力	し尿収集運搬車				
			区分	車種	台数	実績載量	1日の処理能力
川上郡 衛生センター	40 kl / 日	1,000 kl	委託	バキューム車	2台	10,200 □	22 kl / 日

第3 ゴミの収集、処理の方法

1 収集

被災地の住民に協力を要請し、伝染病の源となる汚物から順に収集するものとする。一般的なゴミはその後収集するものとする。また、災害の状況により、町の清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し被災地のゴミの収集に万全を期するものとする。

2 処理

町のゴミ処理施設を使用するものとする。

第4 し尿の収集、処理の方法

し尿の収集は、町が委託する業者のバキューム車で実施するものとし、便所の倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理するものとする。

第5 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては集中焼却又は埋却するものとし、移動し難いものについては、知事の許可を得て、他に影響を及ぼさないようにその場で焼却及び埋却するものとする。

第6 飼養動物の取扱

1 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

2 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行なうものとする。

3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第7 野外共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合は、必要に応じて野外に共同便所を設置するものとするが、必要箇所に対し最小限度の設置とし、この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

第14節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

この計画は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により、既に死亡していると推定される者の搜索、遺体の収容及び応急的な埋葬の実施について定めることを目的とする。

第1 実施責任者 町長（担当 住民班、保健福祉班）

救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとするが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。救助法が適用されない場合でも町長は警察官、自衛隊、あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

第2 行方不明者の搜索

1 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

2 実施の方法

行方不明者の搜索は、町長が消防機関及び警察官に協力を要請し、地域住民の応援を得て搜索班を編成するとともに、必要な舟艇、その他機械器具を活用して実施するものとする。

3 搜索要請

町において被災し、行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

- (1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- (2) 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

第3 変死体の届け出

変遺体については直ちに警察官に届け出るものとし、その検視後に処理するものとする。

第4 遺体の収容処理方法

1 実施者

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。
- (2) 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができないものについては町長が行うものとする。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。
- (2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所(町内の寺院、公共建物又は公園等遺体の収容に適当な場所)安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(3) 検索

遺体について、死因その他の医学的検査をおこなう。

第5 遺体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては、次の点に留意する。

- 1 事故死の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- 2 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。
- 3 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行路死亡人扱いとする。

第6 行方不明の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第7 火葬場の状況

施設名	所在地	処理能力	電話番号
しべちゃ斎場	宇標茶 936 番地 54	1回 2体	485-2932

第8 墓地の所在地

種 別	名 称	位 置
霊 園	標 茶 霊 園	開運9丁目16番 開運9丁目17番 開運9丁目17番2
第1種墓地	磯分内墓園 塘路墓地 虹別墓地	字熊牛原野15線東5番地2 字塘路1番地 字虹別原野893番地
第2種墓地	萩野墓地 虹別第1墓地 " 上虹別墓地 御卒別墓地 下沼幌墓地 久著呂墓地 阿歴内墓地 東阿歴内墓地 北片無去墓地 茶安別墓地 下茶安別墓地	字虹別468番地6 字虹別243番地1 字虹別243番地7 字虹別原野354番地2 字上オソツベツ原野364番地 字ヌマオロ原野西1線45番地1 字クチョロ原野415番地1 字阿歴内原野北1線232番地 字阿歴内原野北1線260番地 字塘路315番地 字中チャンベツ原野基線44番地2地先 字中チャンベツ原野南2線29番地

第15節 障害物除去計画

この計画は、災害により道路、住居又はその周囲に運ばれた土砂、樹木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図ることを目的とする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は町長（担当 建設班）が行い、救助法が適用された場合は、知事が行き、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとする。
- 2 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- 1 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- 2 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- 3 河川における障害物の除去は、河川の流路を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。

第3 除去の方法

- 1 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- 2 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第4 応援の要請

町長は、自ら障害物の除去を実施することが困難な場合は、道又は他市町村へ障害物の除去の実施又はこれに要する要因及び除去資機材の応援を要請するものとする。

第5 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し集積するものとする。

第6 障害物の保管等

- 1 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示するものとする。
- 2 保管した工作物等が滅失、破損するおそれがあるとき及びその保管に不相当の費用、手数料等を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

第7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第16節 輸送計画

この計画は、災害時において住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援あるいは救助のための資器材・物資の輸送（以下「災害時輸送」という）を、迅速確実に行うための輸送方法及び範囲等を定め、災害応急対策、復旧対策等の万全を期することを目的とする。

第1 実施責任者

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。災害時輸送の総括は、管理班が行うものとする。

第2 緊急輸送道路ネットワーク

地震等発生直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路をネットワーク化して機能させる、北海道内関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、「緊急輸送道路」指定に基づき、緊急時の輸送経路確保等のため、道路及び構造物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

第3 輸送の方法

- 1 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に標茶町の所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離、被害の状況等により標茶町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借り上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。なお、車両等による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力による輸送を、また積雪期はスノーモービル等により輸送を行う。

2 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、知事を通じ自衛隊等に対し航空機輸送の要請をするものとする。

なお、ヘリコプターの発着及び物資投下可能場所は、次のとおりとする。

施設名	所在地	着名地点からの方向距離	広さ	施設管理者	電話番号
標茶町育成牧場	字上多和	役場から北 17 km	41m×41m	町	486-2747
標茶町多目的運動広場	字標茶	役場から西 300m	180m×80m	〃	
釧路川河川敷公園	河川敷内	役場から東 500m	70m×120m (サッカー場)	〃	

3 舟艇の輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食糧等の供給の必要がある場合は、消防機関に要請し舟艇により輸送を行うものとする。

第4 輸送の範囲

- 1 罹災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 罹災者救出のために必要な人員、資器材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- 5 救援物資等の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第 76 条の規定に基づき北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合、町長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた「標章(様式 13)」は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、「緊急通行車両確認証明書(様式 14)」を当該車両に備え付けるものとする。

【様式 13 標章】

- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

【様式 14 緊急通行車両確認証明書】

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
運 行 日	時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

第6 費用の期限及び期間

救助法の基準による。

第7 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次の「輸送記録簿（様式 15）」により記録しておかなければならない。

【様式 15 輸送記録簿】

輸 送 記 録 簿

市町村

名 _____

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修 繕					燃料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費				故障 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円					円	円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第17節 労務供給計画

この計画は、災害時における災害応急対策実施に労務を必要とする場合、必要な労務者を確保することにより、災害対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（担当 保健福祉班、振興班）が行うものとする。

第2 民間団体への協力依頼

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、先ず奉仕団の要員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げを実施する。

2 本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務班を通じて要請するものとする。

- (1) 動員を必要とする理由
 - (2) 作業の内容
 - (3) 作業場所
 - (4) 就労予定時間
 - (5) 所要人員
 - (6) 集合場所
 - (7) その他参考事項
- 3 住民組織等の要請先
「第2章防災組織 第6節住民組織等への協力要請」に準じる。

第3 作業の種類

- 1 被災者の避難
- 2 医療、助産の移送
- 3 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- 4 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- 5 救援物資の支給
- 6 死体の捜索及び処理
- 7 土木作業、清掃作業
- 8 その他

第4 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が不足なときは、労務者を雇上げるものとする。

- 1 労務者雇上げの範囲
 - (1) 被災者の避難誘導
 - (2) 医療、助産のための移送
 - (3) 被災者救出用機械、器具、資材の操作
 - (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配付
 - (5) 救援物資支給
 - (6) 行方不明者の捜索及び処理

2 釧路公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げが出来ないときは、次の事項を明らかにして求人申し込みをするものとする。

- (1) 職業別、性別、所要労務者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 賃金

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

第5 費用及び期間

救助法の定めに基づいて行うものとする。

第18節 文教対策計画

この計画は、学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保護に関し定めることを目的とする。

第1 実施責任者

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行なうとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとられるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 北海道・町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとする。

第2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡報告を密にする。

- 1 学校施設の被害状況
- 2 その他の教育施設の被害状況
- 3 教育その他職員の罹災状況
- 4 児童生徒の罹災状況の概要
- 5 応急措置を必要とする事項

第3 応急教育対策

1 休校処置

(1) 災害が発生し又は予想される気象条件になったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置を取るものとする。また、児童、生徒を帰宅させる場合は、教師が付き添う等、児童、生徒の安全保護に留意するものとする。

(2) 登校前の処置

登校前に休校処置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網及び地区PTAを通じて速やかに連絡するとともに、ラジオ、テレビ等を利用し児童、生徒に周知徹底させるものとする。

2 施設の確保、予定場所と復旧対策

被害の程度	応急施設の予定場所及び復旧対策
応急修理のできる場合	速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。
校舎の一部が使用出来ない場合	特別教室、屋内体育館等を一時転用するなどにより授業の確保に努める。
校舎の全部、又は大部分が使用出来ない場合	(1) 公民館等公共施設を利用する (2) 近隣学校の校舎を利用する
特定の地域が、全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先である最寄りの学校、災害の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する (2) 応急仮校舎を建設する

3 教育の実施要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路その他被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

第4 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

第5 教科書及び学用品の調達並びに支給

1 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童、生徒で、教科書、学用

品を滅失又はき損した者に対して支給する。

2 支給品名

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 調達方法

(1) 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。また、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼するものとする。

(2) 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

4 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童、生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

5 救助法が適用されない場合

被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第6 学校給食等の措置

- 1 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- 2 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関に連絡の上、ただちに応急調達に努めるものとする。
- 3 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

第7 衛生管理対策

学校が被災者収容所施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理するものとする。

- 1 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2 校舎の一部にり者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間を出来るだけ隔絶すること。
- 3 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- 4 必要に応じて、釧路保健福祉事務所に依頼して被災学校の教職員、児童、生徒の伝染病予防接種、健康診断等を実施すること。

第8 文化財に対する措置

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び標茶町文化財保護条例（昭和41年標茶町条例第3号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、復旧に努めるものとする。その他の町の文化資料の保全保護は、教育部が当たるものとする。

第9 費用及び期間

救助法の定めに基づいて行うものとする。

第19節 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い又は破損のため居住することが出来なくなった世帯に対する住宅の確保及び居住の安定を図ることを目的とする。

第1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、本部長（町長）が行う。なお、救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 応急仮設住宅の建設

本部長は、必要により災害のため住家が半壊又は全壊した罹災者の一時的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住居がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行なう。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として知事が行なう。

(4) 建設戸数

町長の要請に基づき知事が決定する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき 29.7 m²を基準とする。構造は原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅に

より実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 維持管理

知事が設置した場合は、町長が委任を受けて維持管理する。

第3 住宅の応急修理

1 応急修理を受ける者

(1) 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

(2) 自らの資力で応急修理ができない者であること。

2 応急修理実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行なう。

3 修理の範囲と費用

(1) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(2) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

第4 災害公営住宅の建設

1 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）をうけて整備し入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合

ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

イ 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

ウ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 火災による場合

ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

イ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

2 建設及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設町に譲渡し、管理は建設地町が行うものとする。

3 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理はおおむね次ぎの基準によるものとする。

(1) 入居者の条件

ア 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

イ 当該災害発生後3か年間は、月収268,000円以下で、条例で定める金額を超えない世帯であること。

ウ 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(2) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(3) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(4) 国庫補助

ア 建設、買取りを行なう場合、標準建設、買取費等の2/3ただし、激甚災害の場合は3/4

イ 借り上げを行なう場合、共同施設等整備費の2/5

第5 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第20節 被災宅地安全対策計画

この計画は、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速且つ、的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安定を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の要請

町長は、自ら危険度判定を実施することが困難な場合は、知事（釧路総合振興局長）に応援を要請するものとする。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災住宅の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表に記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判

定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

道及び標茶町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 道と標茶町は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第21節 災害警備計画

災害に関する弟子屈警察署（以下「警察署」という。）が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

第1 災害に関する警察の任務

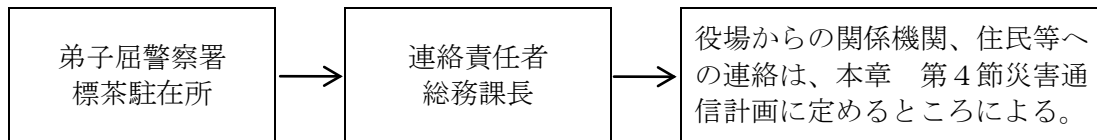
警察は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 災害警備

災害に関する予報及び警報の伝達については、北海道警察は次のとおり処置するものとする。

- (1) 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予警報について、警察署、駐在所を通じて町長に伝達する。
- (2) 警察署長は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関し、平素より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に万全を期すものとする。
- (3) 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、「本章 第3節災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところにより処置するものとする。

【表 19 警察からの災害情報等連絡系統図】



第3 事前措置に関する事項

- 1 町長が基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する場合は、次の事項を記載した文章（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文章を提出する）により警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。
 - (1) 派遣を要する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) その他派遣について必要な事項
- 2 警察署長は、町長からの要請により基本法第 59 条第 2 項に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。また、当該措置の事後処理は町長が行うものとする。

第4 避難に関する事項

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、「本章 第 6 節避難対策計画」に定める避難所を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借り上げ、給食などは、町長が行うものとする。

第5 応急措置に関する事項

- 1 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。
- 2 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとし、町長は応急公用負担を行った場合の損失の補償等の事後処理を行うものとする。

第6 救助に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検視に努めるとともに、状況に応じて町長の行う死体の搜索などの災害活動に協力するものとする。

第7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長、その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

第8 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、

犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

第9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、町長と打ち合わせを行うものとする。

第10 交通規制に関する事項

- 1 所轄警察署長は、その所轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- 2 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- 3 公安委員会が、基本法第76条の規定に基づく道路の区間を指定した場合には、警察署長は、緊急道路の確保のため、基本法第76条の3に基づく放置車両及び放置物件の撤去について、道路管理者、消防機関、自衛隊と協力し、障害物の除去に努める等、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

第22節 応急飼料対策計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長（担当 農林班）が実施するものとする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにし農協を通じ斡旋を要請するものとする。

なお、町内において処理不可能なときは、文書をもって釧路総合振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- 1 飼料（再播用飼料作物用種子を含む。）
 - (1) 家畜の種類及び頭羽数
 - (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
 - (3) 購入予算額
 - (4) 農家戸数等の参考となる事項
- 2 転飼
 - (1) 家畜の種類及び頭数
 - (2) 転飼希望期間
 - (3) 管理方法（預託、附添等）
 - (4) 転飼予算額
 - (5) 農家戸数等の参考となる事項

第23節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害に際して人命救助又は財産保護のため必要があると認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項を定めることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、及び通信等の応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請要領

- 1 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を記載した文書、「自衛隊災害派遣要請について（様式16）」をもって要請権者である知事（釧路総合振興局長）に依頼するものとする。また、口頭又は電話等により依頼した場合は、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) 派遣部隊が展開できる場所
 - (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- 2 町長は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知できるものとする。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記1の手続きを行うものとする。
- 3 対策担当部及び要請先
本部総務班が派遣依頼を行い、要請権者への連絡及び関係書類の提出先は釧路総合振興局地域創生部地域政策課防災係とする。なお、自衛隊における連絡先は、陸上自衛隊釧路駐屯地第27普通科連隊（Tel0154-40-2011内線262）である。

第3 災害派遣部隊の受入体制

- 1 部隊本部設置場所
部隊本部の設置場所は、本部内に置くものとする。
- 2 宿泊所、車両、機械等保管場所
町所有地及び町有施設を提供する。
- 3 連絡責任者及び連絡員
災害派遣部隊との連絡責任者は本部総務班長とし、連絡員は本部総務班員をもって充てるものとする。

る。

4 作業計画の樹立

本部長を指揮者とし、所要人員、各種資器材等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立して、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始出来るよう準備をしておくものとする。

第4 派遣部隊到着の処理

1 派遣部隊到着による作業計画等の協議

本部長は、目的地に誘導するとともに、関係各部長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置を取るものとする。

2 知事への報告

本部総務対策部は、派遣到着後及び必要に応じ、次の事項を釧路総合振興局長を経由して知事へ報告するものとする。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他必要な事項

第5 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣依頼の目的を達成したときは又は必要がなくなったときは、速やかに文書（「自衛隊災害派遣の撤収について（様式 17）」）をもって知事（釧路総合振興局長）に対しその旨を報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その文書を提出するものとする。

第6 経費等

1 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) くみ取料

2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することが出来るものとする。

【様式16 自衛隊災害派遣要請について】

	標総務第	号
	年	月
		日
北海道知事 様 (釧路総合振興局長 様)		
標茶町長		
自衛隊災害派遣要請について		
標記の件について、次のとおり「 」 のため緊急措置が必要なので、 自衛隊の災害派遣要請を要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年	月	日
時	～	年
月	日	時
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
区 域 _____		
活動内容 _____		
4 派遣部隊が展開できる場所		
5 連絡先及びその他参考となる事項		
連絡責任者職氏名		
電話番号	015-485-2111	F A X 番号 015-485-4111
その他		

【様式 17 自衛隊災害派遣の撤収について】

	標総務第	号
	年	月 日
北海道知事 様 (釧路総合振興局長 様)		
標茶町長		
自衛隊災害派遣の撤収について		
年 月 日付け標総務第 号をもって要請した災害派遣について、「		
」ので、次の日時をもって撤収要請します。		
記		
1	派遣場所	
2	撤収要請日時	
	年	月 日 時 分
3	撤収理由	

第24節 防災ボランティアとの連携活動

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ、及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画に定めるところによる。

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その他受け入れ態勢の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
標茶町災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に対するニーズの把握 2 ボランティア活動に対する情報の提供 3 ボランティア活動に対する支援 4 ボランティア活動に係る日本赤十字社北海道支部標茶地区（以下、本節中「日赤地区」という）並びに町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という）との連絡調整 5 自主防災組織、特定非営利活動法人その他の関係団体等との連絡調整 6 標茶町災害ボランティアセンターの設置要請及び支援
北海道	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に対する支援 2 ボランティア活動に対する情報の提供 3 ボランティア活動に係る日本赤十字社北海道支部（以下、本節中「日赤県支部」という）及び北海道社会福祉協議会（以下、本節中「道社協」という）との連絡調整 4 道外ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社北海道支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る日赤地区との連絡調整 2 ボランティア活動に係る北海道との連絡調整
日本赤十字社北海道支部標茶地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る標茶町との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録への協力、情報提供及び連絡調整
北海道社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 2 ボランティア活動に係る北海道との連絡調整 3 北海道内のボランティア関係団体との連絡調整 4 北海道外ボランティアの受入に係る関係団体との連絡調整
標茶町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 標茶町災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入 2 ボランティア活動に係る町との連絡調整 3 ボランティアの受付・登録・情報提供及び連絡調整
その他ボランティア団体（職域、職能等）等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る日赤道支部、日赤地区、道協、町社協との連絡調整 2 標茶町災害ボランティアセンターとの連携・協力

【町本部の担当】

担 当	担 当 業 務
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の被災状況および必要となるボランティア活動の把握 2 ボランティア活動に係る日赤北海道支部標茶地区、町社協との連絡調整 3 ボランティアの活動状況の把握

第3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

- (1) 町本部長は、被災地において、ボランティアニーズの把握に努める。
- (2) 町本部長は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤道支部、日赤道地区等、道社協、町社協と連携して、ボランティアに対して協力を要請する。
- (3) 町本部長は、当該町のボランティアの他、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、道本部長に対しての次の情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し広く呼びかける。

ア ボランティアの活動内容及び人数等

イ ボランティアの集合日時及び場所

ウ ボランティアの活動拠点

エ ボランティア活動に必要な装備、資器材の準備状況

オ その他必要な事項

2 ボランティアの受入れ

- (1) 町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともにボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- (2) ボランティアの受入れは、町社協が中心となって設置・運営を行う標茶町災害ボランティアセンターが行うものとし、ボランティアに対し、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア ボランティア活動の内容

イ ボランティア活動の期間及び活動区域

ウ ボランティア活動のリーダー等の氏名

エ ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）

オ 被害状況、危険箇所等に関する情報

カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報

キ その他必要な事項

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次の通りである。

ア 炊き出し

イ 介助

ウ 物資仕分け

エ 移送サービス

オ 募金活動

カ 引越し

キ 物資搬送

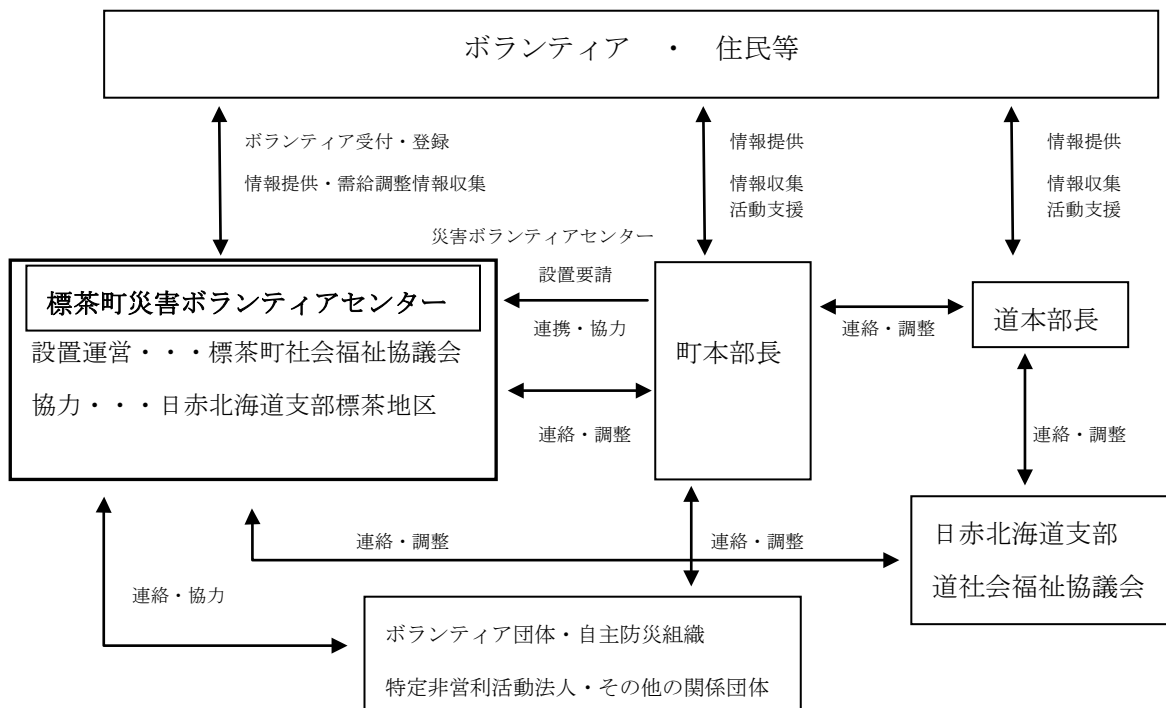
ク 入浴サービス

- ケ 話し相手
- コ 負傷者の移送
- サ 安否確認、調査活動
- シ 理容サービス
- ス シート張り
- セ 後片付け
- ソ 給食サービス
- タ 清掃
- チ 避難所の運営
- ツ 洗濯サービス
- テ その他、応急危険度判定、医療、無電等の専門知識、技術を生かした活動

4 ボランティア活動の継続、廃止等

町本部長は、災害の復旧状況やボランティアのニーズ・必要性等をふまえて、町社協と協議の上、ボランティア活動の規模や継続体制、標茶町ボランティアセンターの廃止等について決定するものとする。

【表 20 ボランティア活動に係る連絡調整図】



第25節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条の規定により町長は、指定地方行政機関及び指定公共機関の長等に対し、職員の派遣又はあっせんを要請するものとする。

第1 要請権者

要請権者は、町長とする。なお、町長が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別、人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあっせんは、道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第26節 消防防災ヘリコプター要請計画

災害時における消防防災ヘリコプターの要請についての計画は、次のとおりである。

第1 基本計画

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定（第15章 例規・協定 第2節 協定 第2）」の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

第3 実施方法

1 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

町から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

名	称	電話番号	F A X 番号
北海道総務部危機対策局危機対策課	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

第4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

1 災害応急対策活動

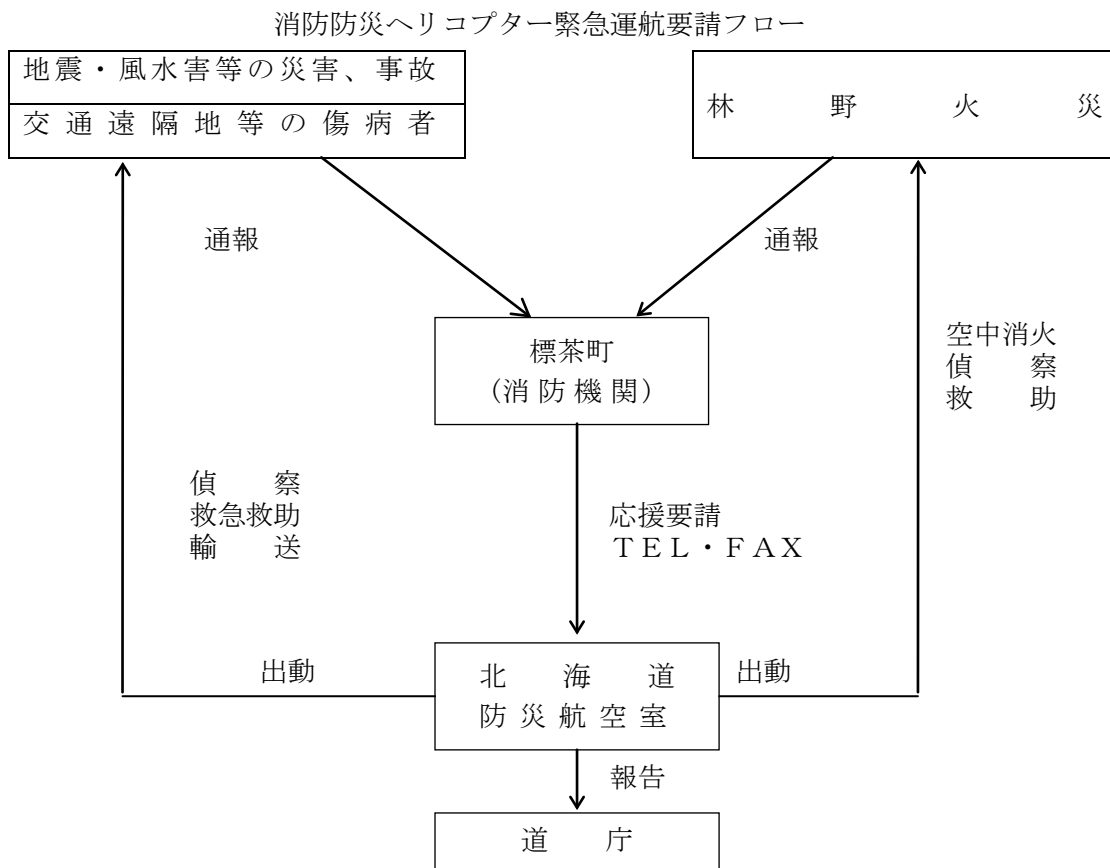
- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送

- 3 救助活動
 - (1) 被災者の救助・救出
- 4 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 偵察、情報収集
 - (3) 消防隊員、資機材等の搬送
- 5 広域航空消防防災応援活動

【表 21 消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー】



第5 ヘリコプター発着可能地（発着場所）

ヘリコプター発着可能地については「本章 第16節輸送計画」を参照のこと。

第15章 例規・協定 第2節 協定 第2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

第27節 広域応援（受援）計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援（受援）対策を講ずる。

第1 実施機関

町及び消防機関

第2 実施内容

- 1 町は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- 2 町は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、「釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 釧路管内8市町村防災基本協定」に基づき、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか他の市町村との応援の受入れ体制を確立しておく。
- 3 釧路北部消防事務組合消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道知事に緊急消防援助隊の応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
- 4 釧路北部消防事務組合は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう日頃から災害対策上必要な資材の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入れ体制を確立しておく。

第15章 例規・協定	第2節 協定 <ul style="list-style-type: none"> ・第1 北海道広域消防相互応援協定 ・第2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定 ・第3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 ・第15 釧路管内8市町村防災基本協定
-------------------	---

第28節 救急医療対策計画

この計画は、町内において天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対して、防災関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施しうる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

第1 救急医療の対策と範囲

1 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物の流出、バス、航空機などの転覆、墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の負傷者が生じ、関係機関に総合的救急対策が必要な事態を対象とする。なお集団的多数の負傷者とは、概ね50人以上に及ぶ災害とする。

2 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始出来るまでの応急的処置を含むものとする。なお、遺体の検視、洗浄、縫合等の処置も含むものとする。

第2 救急医療に関する組織

町長は、救急医療対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

第3 関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北 海 道	釧路総合振興局	1 救急医療についての総合調整 2 救急医療についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が1市町村内の場合を除く。） 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 北海道医師会に対する出動要請 5 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6 自衛隊の派遣要請
	釧路総合振興局 標茶地域保健支所	1 医薬品、医療器具補給の斡旋
標 茶 町		1 救急医療本部の設置（災害現場） 2 応急救護所の設置及び管理 3 釧路市医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備調達
釧路北部消防事務組合 標茶消防署 標茶消防団		1 現地本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
陸上自衛隊		1 要請に基づく傷病者等の救出及び搬送 2 救急医療物資の輸送支援
弟子屈警察署		1 傷病者等の搬出及び災害現場の警備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認 4 死体検視
日赤北海道支部		1 日赤救護班の派遣 2 日赤医療班の派遣 3 救援物資の給与
釧路市医師会		1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保

第4 集団救急医療体制

釧路市医師会長は、町長の要請に基づき災害救急救護隊を編成し、応急医療に当たるものとする。
なお、救護隊の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、釧路市医師会長の定めるところによる。

1 要請項目

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) その他必要な事項

2 災害救急救護隊の編成機関

町内の診療所及び医院とする。

3 出動範囲

釧路市医師会長は、町長の要請に基づき災害救急救護隊を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定招集し、出動を命ずるものとする。

第5 応援要請

知事（釧路総合振興局長）に対し、災害規模等必要に応じ次のとおり応援要請を行うものとする。

- 1 救護隊の支援（日赤病院）
- 2 傷病者の救出、搬送、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）

第6 救急医療活動報告書の提出

釧路市医師会長は、町長の要請により災害救急救護隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、次に掲げる内容を示した報告書を、事後速やかに町長に提出するものとする。

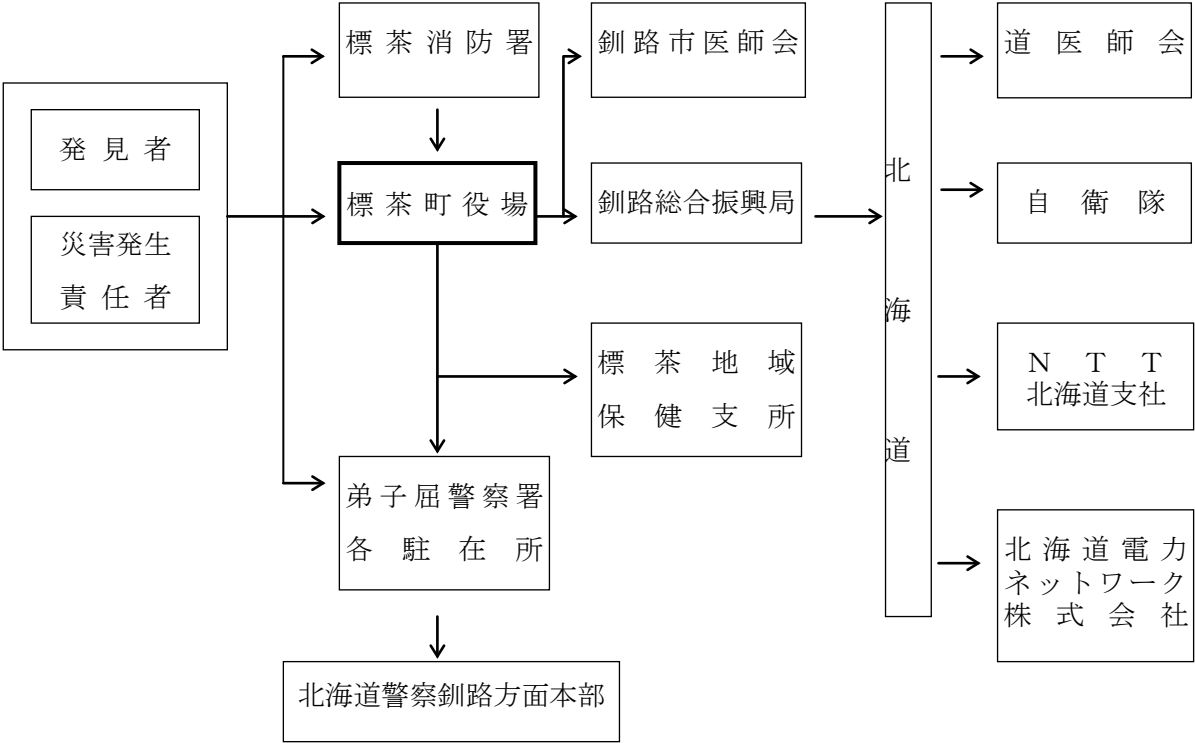
- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損の内容（数量、額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

第7 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。
なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立するものとする。

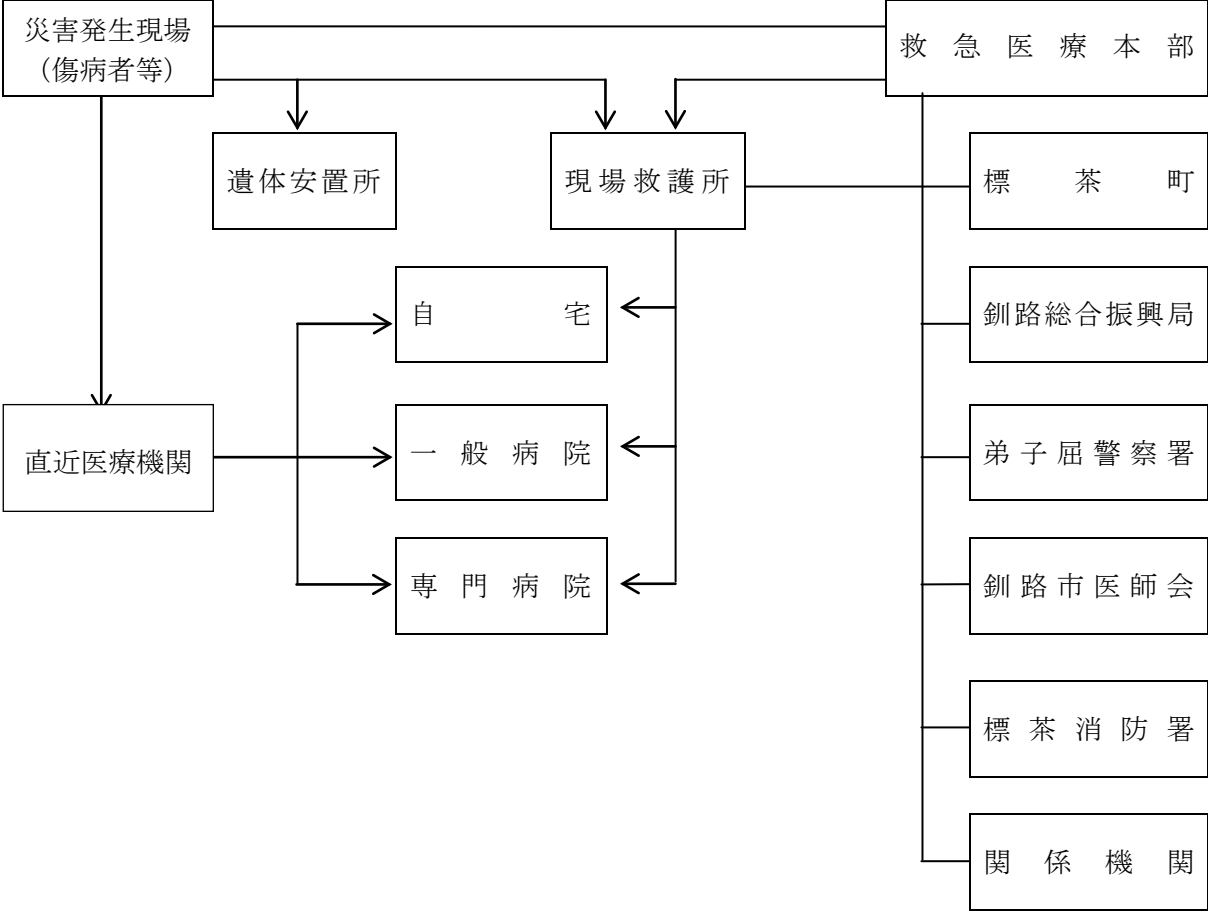
1 災害通報の伝達系統

【表 22 災害通報の伝達系統】



2 傷病者等の搬送系統

【表 23 傷病者等の搬送系統】



第8 経費の負担及び損害賠償

1 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

(1) 標茶町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合。

(2) 北海道

救助法が適用された災害の場合。

(3) 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合。

2 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は救助法施行令第11条の規定に基づき、知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従うものとする。

また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価により、それぞれ前記1の負担区分により弁償するものとする。

3 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等が、そのため死亡、負傷若しくは疾病にかかり又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

第9 傷病者の把握

傷病者の把握については、「傷病者に対する認識票（様式18）」を取り付けるとともに、「救急状況調書（様式19）」を作成し、「記録集計表（様式20）」に記載するものとする。

【様式18 傷病者に対する認識票】

○	首又は腕に、ゴムでかける。
認 識 票	
No.	
氏名	
年齢	
性別	
程度	

【様式 19 救急状況調書】

救 急 状 況 調 書

取扱隊員	認識 番号	職業	氏 名	年齢	性別	住所又は 傷病者等 の 特 徴	傷病 程度	収 容 医 療 機 関 名
	No.			歳	男 女		死 重 中 軽	病院 医院 診療所
	No.			歳	男 女		死 重 中 軽	病院 医院 診療所

【様式 20 記録集計表】

記 録 集 計 表

月 日 現 在 被 害 状 況	性 別	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容 場所	出動 隊名
		現場	医療機関						
月 日 時 分 現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								

第29節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

第 1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第 2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適用
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の場合	相当広範囲 な場合(全道 2,500)世帯 以上	被害が全道にわ たり、12,000 世 帯以上の住家が 滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの 又は損壊が甚だしく、補修により再使用する ことが困難で具体的には、損壊、焼失又は流 出した部分の床面積が、その住家の延床面積 の70%以上に達したものの、又は住家の主要な 要素の経済的被害を住家全体に占める損害割 合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家が損壊が甚だしいが、補修すれば元通り に再使用できる程度のもので、具体的には損 壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20 ～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の 経済的被害を住家全体に占める損失割合で表 し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居 住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1)生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2)会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計 を営んでいると認められる場合、個々の生活 実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
5,000人以上 15,000人未満	40	20	市町村の被害状 況が特に救助を 必要とする状態 にあると認めら れたとき。	

第3 救助法の適用手続き

- 1 町長は、災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する恐れがある場合には、直ちにその旨を釧路総合振興局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 3 局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知するとともに、知事に報告する。知事は、局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋 葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

災害対策共通編

第5章 災害復旧計画

第5章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針

災害復旧にあたっては、災害の再発を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害復旧対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等において迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施するものとする。

第2 復旧工事の実施

1 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とり急ぎ、必要最小限の復旧を図った後、逐次全面的な復旧工事を実施するものとする。

2 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事等の復旧による施設、設備は、早急に補強及び改修工事を実施するものとする。

3 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければ、更に被害が増大するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を実施するものとする。

第2節 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産施設災害復旧事業計画

- 3 上下水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第3節 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

第4節 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、おおむね次表のとおりである。

【表 24 事業別国庫負担及び補助率】

事業別国庫負担及び補助率

適用法令	事業名	事業体	対象及び内容	単位あたり事業費	国庫負担率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国道市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行：1カ所 500万円以上 道施行：1カ所 120万円以上 市町村：1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算出する
	砂防施設	国道	治水に施行する砂防設備	国施行：1カ所 500万円以上 道施行：1カ所 120万円以上	同上
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施工：1カ所 60万円以上	同上
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁	国 その都度決定する。 道施工：1カ所 120万円以上	同上
	緊急傾斜地崩壊防止施設	同上	急傾斜地崩壊危険区域にあたる擁壁、排水施設等	同上	同上
	道路	国道市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、渡船場	国施行：1カ所 500万円以上 道施行：1カ所 120万円以上 市町村：1カ所 60万円以上	同上
	下水道	道市町村	公共下水道、流域下水道、後下水道	道施行：1カ所 120万円以上 市町村：1カ所 60万円以上	同上
	公園等	同上	都市公園及び特定地域公園（カントリーパーク）の街路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	同上	同上
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	市町村、土地改良区等	農地	1カ所 30万円以上	5/10～9.9/10
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設、農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設	1カ所 30万円以上	6.5/10～9.9/10
	林業用施設	道市町村組合	林地荒廃防止施設、林道	1カ所 40万円以上	5/10～10/10
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	1カ所 40万円以上	2/10～9/10
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良法第85条、第85条の2、第87条の2の規定に基づいて	1カ所 75万円以上	8.5/10 基準額を超える場合

			国が実施している土地改良事業		は補正する
公営住宅法	公営住宅	道市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道市町村社会福祉法人	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設	施設整備～災害復旧所要額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	道市町村社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	同上	1/2 又は 1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	道市町村、社会福祉法人	身体障害者更生施設、身体障害者養護施設、身障者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	同上	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	道市町村社会福祉法人	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮、知的障害者福祉ホーム	同上	1/2
売春防止法	婦人保護施設	同上	婦人相談所、夫人保護施設	同上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道市町村社会福祉法人、日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童更生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧所要額1件につき80万円以上 [保育所については40万円以上] 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上 [保育所については、30万円以上]	1/2 又は 1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円	1/2 又は 1/3
感染商法	感染症指定医療機関 感染商法予防事業	市町村 市町村	感染症指定医療機関 感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	災害復旧所要額1件につき60万円以上 各種事業による	1/2 同上
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	道市町村	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設	道：60万円以上 市町村：30万円以上	2/3 〔離島4/5〕

第5節 応急金融対策

第1 農林業者に対する応急融資

- 1 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、天災による被害農林水産漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農林業経営の維持安定を図るよう推進する。
- 2 「農林漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行い、農林業経営の維持安定を図る。
- 3 農地等の災害復旧資金として「土地改良（災害対策）資金」など積極的導入を図る。

第2 生活確保資金融資

- 1 生活資金の貸付
被災した生活困窮者等の再起のため、次に掲げる貸付資金を確保するものとする。
 - (1) 救助法による生業資金
 - (2) 世帯構成のための災害援助資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金
 - (3) 災害援護貸付金
 - (4) 国民金融公庫資金
 - (5) その他公的融資資金

2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い又は破損等のために居住することが出来なくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

- (1) 世帯更生資金の災害援護貸付金又は災害復興住宅建設補助資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金

3 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

第6節 罹災証明書の交付

第1 町

- 1 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- 2 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書(様式第21号)を交付しなければならない。
- 3 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム(航空写真図等)の活用について検討する。

第2 消防機関

- 1 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。
- 2 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

【様式 21 罹災証明書】

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

標茶町長

印

第7節 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

第1 被災者台帳の作成

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- 2 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 3 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所
 - (5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - (6) 援護の実施の状況
 - (7) 要支援者であるときは、その旨及び要支援者に該当する事由
 - (8) 電話番号その他の連絡先
 - (9) 世帯の構成
 - (10) 罹災証明書の交付の状況
 - (11) 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 4 町長は、台帳情報の提供の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

個別災害対策編

第6章 地震災害対策計画

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

地震による災害が発生した場合、又は発生する恐れのある場合における応急対策計画は、次に定める計画によるものとする。

第1 組織及び活動

1 災害対策本部の設置

町長は、次の基準の一に該当すると認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準	
1	町内に震度5弱以上の地震が発生したとき
2	町内に地震による大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき

2 配備体制

関係機関は、本部が設置されると「第2章防災組織 第4節災害対策本部」に定められているところにより、直ちに配備体制を取るが、特に休日、勤務時間外においてこれら非常事態が発生した場合及び有線電話が途絶した場合は、職員は非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの部署に就くものとする。

3 活動

各班は、「第2章防災組織 第4節災害対策本部」に基づきそれぞれの活動を開始するものとする。

第2節 災害予防計画

第1 地震に強いまちづくり推進計画

町及び関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地震に強いまちづくりを推進する。

1 建築物の耐震、不燃化の推進

- (1) 町及び防災関係機関の施設管理者は、不特定多数の者が使用する公共施設及び防災上の拠点となる役場や学校、医療機関など応急対策上重要な施設の耐震性の確保を推進する。
- (2) 町は、不特定多数の者が利用する店舗及び住宅など建築物の耐震性の確保を促進するため、基準順守の指導等に努める。
- (3) 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進するとともに、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。

2 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路の整備に当って耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

3 通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関との情報連絡に必要な通信施設の整備に努めるとともに、耐震設計や情報ネットワークの充実に努める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農雑用水、工業用水等の確保を図るため、主要施設の耐震化、又は、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等について防災協定に基き実施に努める。
- (2) 町は、自ら保有するコンピューターやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第2 土砂災害予防計画

「第11章 土砂災害対策計画」を準用する。

第3 雪害対策計画

「第8章 雪害対策計画」を準用する。

第4 消防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、火災予防の指導及び消防力の充実に努めるとともに、初期段階で重要となる地域住民、事業所等による初期消火、救出能力の向上を図るための計画は、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」の定めるところにより行うものとする。

第5 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を守るための住宅等の防災対策計画は、次のとおりとする。

- (1) 市街地に建設する住宅及び商店の構造は、地震災害を考慮した耐震性と不燃性の推進を図る。
- (2) 木造建築物について、延焼のおそれのある外壁等の不燃化の促進を図る。
- (3) 既存建物で現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有しないものは、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。
- (4) 市街地の主要道路及び歩道に近接する既存ブロック塀等にあつては、点検、補強の指導を行うとともに、新たに施工する場合は、施工基準の順守を図る。また、自動販売機等についても、既存、新設を問わず倒壊を防止するための処置の促進を図る。

第6 防災訓練計画

地震に対する防災訓練は、「第3章災害予防計画 第3節防災訓練計画」によることとするが特に、次の訓練を重点項目とする。

1 訓練の実施

(1) 消火訓練

消防機関の出動及び指揮系統の確立

(2) 避難訓練

避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難者の把握

(3) 救出、救助訓練

被災地、被災家屋等からの救出及び救護の連携、医療機関との連携

2 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は自主防災組織、ボランティア及び地域住民等と連携した訓練を実施する。

第7 防災知識普及計画

「第3章災害予防計画 第2節防災知識普及計画」を準用する。

第8 避難計画

避難計画については、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」に定めるもののほか、避難場所、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

- (1) 避難指示の周知徹底を図る。
- (2) 避難所の設定
- (3) 避難経路の確保を図る。
- (4) 被災者の誘導迅速化を図る。
- (5) 被災による負傷患者の避難対策と医療対策の徹底を図る。

第9 自主防災組織等の育成

「第3章災害予防計画 第4節自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第10 災害時要支援者対策計画

「第3章災害予防計画 第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第11 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において、地震が発生した場合、他の季節に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町及び防災関係機関は、次により積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めるものとする。

1 積雪対策の推進

- (1) 積雪時における地震対策として、恒常的な除排雪体制の確立に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」に基づく相互に連携協力して、雪対策と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

- (1) 地震発生時の緊急輸送等の災害応急対策を円滑に実施するため、道路交通の確保に努める。
- (2) 国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に道路交通の確保に努める。
- (3) 道路管理者は、それぞれ管理する道路について、冬期交通に支障となる箇所について、改良及び防雪柵等適切な施設を設置する。

3 家屋倒壊防止

- (1) 町長は、積雪時の地震に対し、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重による被害の増大を防ぐため、雪の除去等の指導に努める。
- (2) 屋根雪処理を自力で不可能な世帯に対し、ボランティアの協力や、町内会等の相互扶助体制の確立を図る。

4 避難場所、避難路の確保

(1) 町及び防災関係機関は、避難所及びこれに通ずる道路の確保に努める。

5 寒冷対策

避難施設における暖房等について、電源を要しない暖房器具や燃料及び防寒具等の備蓄に努める。

第12 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

1 食料等の確保

(1) 町は、あらかじめ「第4章災害応急対策計画 第7節食料供給計画」に基き、備蓄、調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

(2) 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。

(3) 町は、防災週間や関連行事を通じて住民に対し最低3日間、推奨1週間の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期における暖房器具等の整備に努める。

3 備蓄倉庫の整備

町は、防災資機材の備蓄倉庫の整備に努める。

第13 住民の心構え

自主防災組織の育成等、阪神・淡路大地震の経験を踏まえ地震災害発生時の被害軽減を図るため、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する心構えを心がけるとともに、災害時に自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。地震発生時に家庭または職場において、個人または共同で、人命の安全を第一として被害の発生を最小限に止めるため必要な措置をとるものとする。また町は、下記の防災知識の普及を図るものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。

イ がけ崩れに注意する。

ウ 建物の補強、家具を固定する。

エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。

オ 飲料水や消火器の用意をする。

カ 非常用食糧、救急用品、非常時持出用品を準備する。

キ 地域の防災訓練に進んで参加する。

ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

ア まずわが身の安全を図る。

イ すばやく火の始末をする。

ウ 火が出たらまず消火する。

エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

- カ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応援救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力しあうこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3節 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づく応急対策の実施と、関係機関の連携を密にして被害の防止に努める。

第1 応急活動体制

1 災害対策本部の設置

地震による災害（少なくとも家屋、家具、器物に被害が見受けられる地震。概ね震度5以上）が発生し又は発生するおそれがある場合は、町計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町村、道及び防災関係機関の協力を得て、応急活動を実施するものとする。なお、町役場庁舎の破損及び火災による延焼が予想される場合は、防災施設有線電話を有している建物に仮移転する。

2 配備体制

関係機関は、本部が設置されると「第2章防災組織 第4節災害対策本部」に定められるところにより直ちに配備体制を取るが、特に休日、勤務時間外においてこれらの非常事態が発生した場合及び有線電話が途絶した場合は、職員は、非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの部署

に就くものとする。

3 活動

各部は、「第2章防災組織 第4節災害対策本部」に基づきそれぞれの活動を開始するものとする。
特に標茶町消防団にあつては、地震災害による被害の拡大防止を図るものとする。

第2 災害広報計画

地震災害に関する情報の収集・伝達については、災害が発生した直後から住民の行動計画に欠く事のできない重要なことから「第4章災害応急対策計画 第3節災害情報等の収集・伝達計画」によるもののほか、次に記載する事項により対処する。

1 地震情報の収集

- (1) 地震情報の収集は、一般公共のテレビ、ラジオのほか、北海道総合行政ネットワークによる情報等による標茶町に最も的確なる情報を収集する。
- (2) 情報の収集にあたっては、震度、震源、地震回数、その後の余震の予測などに重点を置く。
- (3) 地震発生後の町内の状況把握については「第2章防災組織 第4節災害対策本部」に準じて、職員がそれぞれ初期行動により地域の被災等を把握する。
- (4) 町内の各地域の状況把握は、電話による問合せのほか、電話途絶時には防災行政無線（移動局）等で現地より収集する。

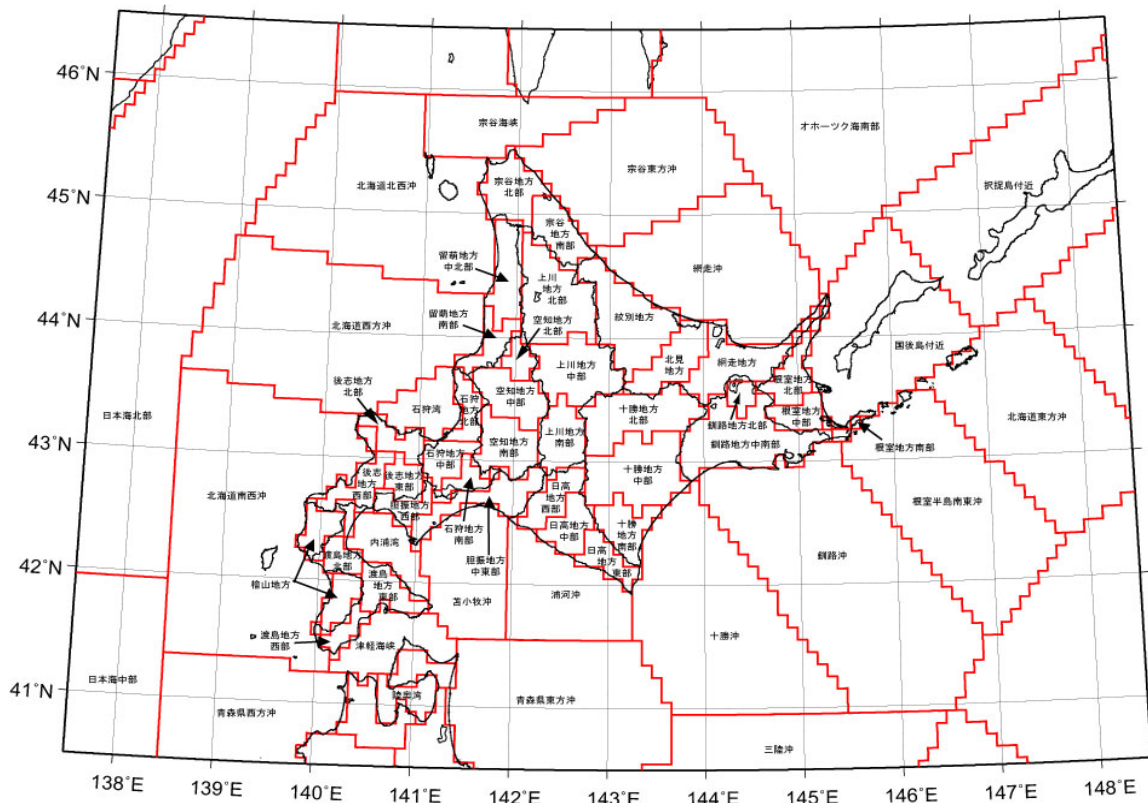
2 地震に関する情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1) 担当官署及び区域

地震に関する情報は、釧路管内に影響する地震が発生したときに札幌管区気象台及び釧路地方気象台が発表する。

ア 地震情報に用いる震央地名（北海道地方）



イ 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称（抜粋）

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町村名
北海道	北海道東	網走地方	網走市、美幌町、津別町、大空町、斜里町、清里町、小清水町
		北見地方	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町
		紋別地方	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部町、雄武町
		十勝地方北部	上士幌町、鹿追町、新得町、足寄町、陸別町
		十勝地方中部	帯広市、音更町、士幌町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
		十勝地方南部	中札内町、更別村、大樹町、広尾町
		釧路地方北部	弟子屈町
		釧路地方中南部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町
		根室地方北部	中標津町、標津町、羅臼町
		根室地方中部	別海町
		根室地方南部	根室市

ウ 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

エ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震情報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して

	・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	発表
--	--	----

(2) 情報の伝達

地震に関する情報は、「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」に基づき、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法により伝達するものとする。

ア 気象台より伝達された情報は、通常の勤務時間内は総務課が受理するものとし、勤務時間外（夜間・休日）は警備員が受理する。

イ 総務課長は、情報の伝達を受けた場合、速やかに町長、に報告するとともに、関係課長に連絡するものとする。また、警備員が受理した場合は、速やかに総務課長に連絡するものとする。

気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月気象庁)

使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

●地盤・斜面等の状況

階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
--------------------	---

石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 通信連絡施設の活用

通信連絡は「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」に定めるもののほか、機関との連携により、それぞれの施設を最大限活用する。

- (1) 有線電話途絶時の通信・連絡は、N T T無線、消防無線、警察無線、自衛隊無線、防災行政無線等を活用する。
- (2) 地震時の通信については、停電を考慮して発電機による電力供給をするなど、無線電話の確保と無線設備の安全確保を図る。
- (3) 通信機関が全体的に使用不能状況の場合は、所定の申請手続により、道にヘリコプターの要請及び車両等を現地に派遣して通信連絡体制を図る。
- (4) 災害の状況を把握するため、連絡員を現地に派遣し、本部及び報道機関との連絡調整に当てる。

4 広報活動

広報活動は、災害時の住民不安を和らげる被災者の対策に大きな役割を担うため、「第4章災害応急対策計画 第5節災害広報計画 第2節災害情報等の発表方法」を基本とする。広報車等によって周知する内容は、町及びその周辺に被害の発生がある場合には、札幌管区気象台発表の地震情報を受けて災害の規模に応じ内容等を精査し広報する。

主なものは、次のとおりとする。

- (1) 避難所について（避難場所の位置、経路等）
- (2) 交通、通信状況（交通機関の運行状況、不通場所、開通見込み日時）
- (3) 火災状況（発生場所）
- (4) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項）
- (5) 医療救護所の状況
- (6) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (7) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (8) 河川、土木施設状況
- (9) 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (10) 広報の方法については、本節によるほか、「第4章災害応急対策計画 第5節災害広報計画」による。

第3 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や、特に市街地では延焼拡大など多大な人的、物的被害が予測される。このため、被災地の地元住民や防災組織等は初期消火及び延焼拡大の防止に努めるため、消火活動に関する計画を次のとおり定める。

1 消防活動体制の整備

町は、地域の地震災害を防御し、被害を軽減するため、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」を基本とする応急消防活動、その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い整備する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ危険区域を把握し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 消防活動に有効な進入路
- (3) 崖くずれ、崩落危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス等）

3 相互応援協力の推進

消防活動が円滑に行われるよう鉦路北部消防組合管内署及び各署相互の連携及び近隣市町村の協力関係を図る。

4 地震火災消火対策

大地震時における火災の消火及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るための基本的な事項を次のとおり定める。

(1) 消防職員等の確保

住宅密集地域における火災の多発などにより、集中的消火活動の困難性や消防装備が破壊され、搬出不能などを考慮し消防職員、団員の招集及び町一般職の各分担的出動の徹底を図る。

(2) 消火水利の確保

地震時の水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となる場合を考慮し、防火水槽、配水池、河川水等多角的な水利確保に努める。

(3) 初期消火の徹底

住民に対し、平素から地震時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底に努める。

(4) 応急救出活動

震災時に倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障害者等の救出は、初期消火とともに重要な活動であり、並行して行われる初期活動であることから防災機関及び地域住民が、あらかじめ災害時要支援者の住居等を把握する。また、災害時にはこれら対象者の安否の確認を急務とする。

第4 避難対策計画

避難対策については、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」を基本とする。

第5 救助、救出計画

救助、救出計画については、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画 第12 救出計画」及び「第4章災害応急対策計画 第7節食料供給計画」、「第4章災害応急対策計画 第8節衣料、生活必需品等物資供給計画」、「第4章災害応急対策計画 第9節給水計画」、「第4章災害応急対策計画 第11節 医療及び助産計画」、「第4章災害応急対策計画 第19節住宅対策計画」、「第4章災害応急対策計画 第28節救急医療対策計画」を基本とする。

第6 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策の従事者等に対する食料供給に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第7節食料供給計画」に定めるところによる。

第7 衣料、生活必需品等供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第8節衣料・生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

第8 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため住居ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第19節住宅対策計画」に定めるところによる。

第9 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水の供給が困難となった場合の応急給水は、「第4章災害応急対策計画 第9節給水計画」に定めるところによる。

第10 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりとする。

1 水道施設

- (1) 水道班は、地震災害により被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車輛の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道施設

- (1) 水道班は、地震災害により被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車輛の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により下水道施設に被害を生じた場合は、その状況及び復旧見込み、排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消を図るものとする。

3 電気

- (1) 北海道電力ネットワーク(株)釧路支店弟子屈ネットワークセンターは、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。
- (2) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安の解消に努める。

4 電話

- (1) NTT東日本北海道東支店釧路営業支店及びNTTドコモ北海道釧路営業所は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。
- (2) 地震災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道関係の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

5 放送

地震災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。NHKなどの放送機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

第11 医療及び助産計画

地震災害時における医療及び助産の実施は、「第4章災害応急対策計画 第11節医療及び助産計画」に定めるところによる。

第12 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第12節防疫計画」に定めるところによる。

第13 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜、放浪犬の処理等の業務に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第13節清掃計画」に定めるほか、次のとおりとする。

- 1 被災地の廃棄物の処理は町が実施するが、倒壊家屋等の災害廃棄物の発生、廃棄物処理施設の被災等により、町のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

第14 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第14節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

第15 災害警備及び交通応急対策計画

地震災害においての地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備及び道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第21節災害警備計

画」に定めるところによる。

第16 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害対策要員の移送及び救出のための資機材、物資の輸送を迅速・確実に行うための計画は、「第4章災害応急対策計画 第16節輸送計画」に定めるところによる。

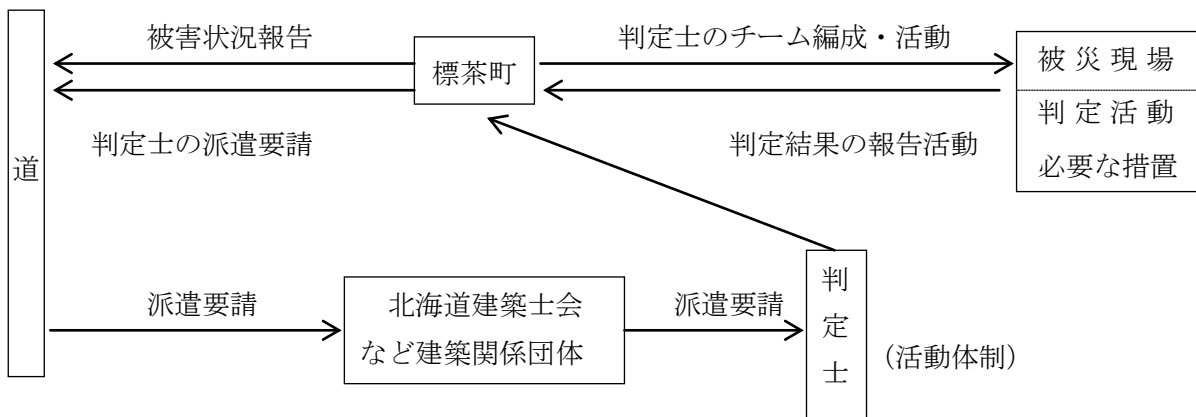
第17 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

道及び町（建設班）は、関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

【表25 被災建築物の応急危険度判定フロー図】



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防災対策

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

(1) 町・北海道

町及び道は、相互に連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第18 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第18節文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり行うものとする。

- 1 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
- 2 在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に防災上必要な安全教育や防災訓練等を行うとともに、災害発生時には地震の規模、状況に応じ児童生徒の安全確保のため、迅速かつ適切な指示と誘導を行うものとする。
- 3 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

第19 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請する計画については、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

第20 防災ボランティア活用計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第24節災害ボランティアとの連携活動」に定めるところによる。

第21 消防防災ヘリコプター要請計画

地震災害における消防防災ヘリコプターの要請についての計画は、「第4章災害応急対策計画 第26節消防防災ヘリコプター要請計画」に定めるところによる。

第22 広域応援(受援)計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策の実施に関する計画は、「第4章災害応急対策計画 第27節広域応援(受援)計画」を準用する。

個別災害対策編

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型

地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、標茶町防災会議の構成員及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章総則 第2節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務」のとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに標茶町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、基本法及び標茶町災害対策本部条例に定めるところによるほか「第2章防災組織 第4節災害対策本部」に準ずる。

第3 災害応急対策要員の参集

町内に地震が発生した場合には、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災に関わる各種計画の定めるところにより、万全の活動体制を整えるものとする。また、職員は、地震発生後の情報等の収集に努め、参集に備えるとともに「第2章防災組織 第5節非常配備体制」に定めるもののほか、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震発生時の情報収集及び避難指示等における住民等への伝達は、迅速かつ確実な手段を用いて行う。また、被災の状況により通常使用している情報伝達網が、寸断されることなども考慮し、国、道、関係機関等との連絡体制を整えるものとする。その他については「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」、「第4章災害応急対策計画 第3節災害情報等の収集・伝達計画」による。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

町は、地震の発生に伴い倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行うものとする。また、発生時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被害状況を把握したうえで、救護活動が可能な施設において実施するものとする。その他については、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」及び「第4章災害応急対策計画 第11節医療及び助産計画」に準ずる。

5 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量 企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。このほか物資調達に関しては、「第4章災害応急対策計画 第7節食料供給計画」、「第4章災害応急対策計画 第8節衣料、生活必需品等物資供給計画」及び「第4章災害応急対策計画 第9節給水計画」に準ずる。

6 輸送活動

町は、災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や応急対策に必要な資機材等を確保するための輸送を行うものとする。このほか輸送活動については、「第4章災害応急対策計画 第16節輸送計画」に準ずる。

7 保健衛生・防疫活動

町は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生する恐れがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。このほか保健衛生・防疫活動については、「第4章災害応急対策計画 第12節防疫計画」に準ずる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に「第4章災害応急対策計画 第7節食料供給計画」及び「第4章災害応急対策計画 第8節衣料、生活必需品等物資供給計画」による必要な物資等の確保を行う。
- (2) 町は、道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護並び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を道に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

- 1 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になる恐れがあるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した応援協定等に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。
- 2 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部等から応援協力を要請するものとする。その他については、「第4章災害応急対策計画 第25節職員応援派遣計画」及び「第4章災害応急対策計画 第27節広域応援（受援）計画」に準ずる。

第4 地域防災力の向上

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は広域的かつ甚大な被害が予想されるため、町民や自主防災組織等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。このため、町は、「第1章総則 第2節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民の責務」・「第3章災害予防計画 第4節自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災活動のリーダーの育成、自主防災組織等の育成、充実を図るとともに、防災関係機関との連携のもと、地域が一体となって推進するものとする。また、障がい者、高齢者、幼児、外国人等の災害時要支援者に対して「第3章災害予防計画 第7節避難行動要支援者の要配慮者に関する計画」に準じて情報提供や避難誘導等における災害発生への対応を強化するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備については「第6章地震災害対策計画 第2節災害予防計画 第1地震に強いまちづくり推進計画」に準じ、おおむね5か年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について

考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要構造物の耐震性を強化することにより、地震発生時の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。

第2 避難地の整備

一時避難地となる近隣公園においては、規模に応じた施設・設備等の整備を推進するものとする。

第3 避難路の整備

避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な復員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進する。

第4 消防用施設の整備等

震災後予想される火災から町民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。

第5 緊急輸送を確保するため必要な道路の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確保するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

第6 通信施設の整備

町その他防災関係機関は「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。通信施設の整備計画は次のとおりである。

- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

第5節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を「第3章災害予防計画 第3節防災訓練計画」に準じて少なくとも年1回以上実施するものとする。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各課、各機関ごとに行うも

のとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 2 地震に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

第3 児童生徒等に対する教育・広報

児童、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。また、児童、生徒が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- (1) 地震発生時における交通規制の内容
- (2) 地震発生時における運転者のとるべき措置
- (3) 地震予知情報等の知識

第6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

個別災害対策編

第8章 雪害対策計画

第8章 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- 1 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- 2 道道路線の除雪は、釧路建設管理部弟子屈出張所が行う。
- 3 町道路線の除雪は、町が行う。

第2 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

第3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、NTT東日本北海道東支店釧路営業支店は、施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

第4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク(株)釧路支店弟子屈ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第5 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置を取るものとする。

第6 積雪時における消防対策

- 1 町は除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。
- 2 消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。
- 3 積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

第7 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想カ所に防止柵の施設を行い、又、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

第8 警戒体制

各関係機関は、釧路地方気象台の発表する予警報及び気象情報を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

個別災害対策編

第9章 積雪・寒冷対策計画

第9章 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び「第8章雪害対策計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難対策措置等

1 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示を発令できるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

2 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、道防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 警察署

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難を指示できないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施する。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者（以下、本節において「道路管理者」という。）は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進**1 家屋倒壊の防止**

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所等、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進**1 被災者及び避難者対策**

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

個別災害対策編

第 10 章 融雪災害対策計画

第10章 融雪災害対策計画

この計画は、「第12章 水防計画」に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害を予防することを目的とする。

第1 気象情報の把握

融雪期においては、釧路地方気象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第2 水防区域内の警戒

水防区域内及び雪崩、地滑り又は山崩れ等の懸念のある地域、箇所危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- 1 町及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- 2 町は、関係機関と密接な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を、事前に検討しておくものとする。
- 3 町は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

第3 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活動を図るものとする。

第4 水防資器材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

個別災害対策編

第 11 章 土砂災害対策計画

第11章 土砂災害対策計画

急傾斜地における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、本計画の定めるところによる。

第1 現況

町内には、地すべり、落石による道路交通等に被害をもたらす、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。町における地すべり、落石、土石流等の危険区域は「第3章災害予防計画 第1節 目的 第2土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(一覧表)」に定めるとおりである。

第2 予防対策

1 地すべり災害、落石災害対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生するため、国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 国

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

(2) 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(3) 町

ア 住民に対し、地すべり危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知する。

2 土石流災害対策

(1) 釧路建設管理部、根釧西部森林管理署標茶森林事務所

ア 土石流危険溪流に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

(2) 北海道

ア 治山工事及び砂防工事の推進を始め、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ

て適切な処置を講ずるものとする。

イ 町に対し危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供等について指導する。

ウ 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

(3) 町

ア 住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 町の所管する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止策の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見を通報協力について周知する。

第3 警戒体制

町長は、異常降雨等により大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害が予想される場合は当該危険区域の巡視を行い警戒にあたるものとする。警戒巡視にあたって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

第4 避難及び救助

土砂災害警戒情報の発表及び、前兆現象から人的被害が発生するおそれがある場合においては、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」及び、別冊「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第5 土砂災害警戒情報

釧路建設管理部と釧路地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村を対象に発表する。

個別災害対策編

第12章 水防計画

第12章 水防計画

洪水その他による水害において、これを警戒し、若しくは防御し、又はその被害を軽減するために必要な組織及び活動に関する事項は、水防法に基づき、本章に定める「水防計画」によるものとする。

第1 水防責任の大綱

水防法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 標茶町

水防法第3条の規定に基づき、標茶町は水防管理団体として標茶町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 北海道開発局

- (1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- (2) 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。
- (3) 水防警報の発表・伝達に関すること。

3 釧路総合振興局

- (1) 釧路総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。
- (2) 釧路総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に受けた内容を通知すること。
 - ア 釧路地方气象台から、洪水等の発生に係る予報及び警報を発表する旨の通知を受けた場合（気象業務法第14条の2第1項）
 - イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づく通知を受けた場合、北海道開発局長と釧路地方气象台長が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合
 - ウ 水防法第16条第2項の規定に基づく通知を受けた場合、指定した河川につき北海道開発局長又は北海道知事が発表する水防警報の通知を受けた場合

4 釧路総合振興局釧路建設管理部

- (1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- (2) 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

5 居住者等の義務

水防法第24条の規定に基づき、標茶町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第2 水防組織と機構

1 町の組織

町の組織は、「第2章防災組織」に定めるところによる。

2 消防機関の組織

消防機関の組織は、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」に定めるところによる。

3 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、釧路北部消防事務組合消防団組織等に関する規則（昭和50年釧路北部消防事務組合規則第1号）に定めた次のとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防長が必要と認め指示したときは直ちに出勤し、現地水防活動に当たるものとする。

標茶消防団

管轄区域	分団名	所管区域
標茶町一円	消防団本部	標茶市街全域
	第1分団 茶安別消防部	茶安別地区
	第2分団 久著呂消防部	標茶市街全域 久著呂地区
	第3分団	磯分内地区
	第4分団 阿歴内消防部	塘路全域 阿歴内地区
	第5分団	虹別全域

第3 隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援

1 隣接市町水防管理団体との協力応援

水防法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

【表26 隣接市町村水防管理団体との協力応援系統図】



2 国土交通省北海道開発局長（以下本節内「河川管理者」という）との協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（釧路川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供。
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施。
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加。
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与。

(5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。

以上の事項に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を別に定めるものとする。

3 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、次章第21節の災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 水防法第27条第2項
- (2) 警戒区域の設定 水防法第21条第2項
- (3) 警察官の出動 水防法第22条
- (4) 避難のための立ち退きの場合における通知 水防法第29条

4 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」に基づき、北海道知事（釧路総合振興局長）に要請するものとする。

5 ボランティアとの協力応援

ボランティアとの協力応援は、災害時における町民生活の安定等を図る上で重要な役割を担うものであることから、「第4章災害応急対策計画 第24節災害ボランティアとの連携活動」に定めるところによる。

第4 重要水防区域及び水防施設

1 重要水防区域等の指定

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、「第3章災害予防計画 第1節目的」に定めるところによる。

2 水位観測所、水位・流量観測所、雨量観測所

町の区域内に設置された水位観測所、水位・流量観測所、雨量観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため相当の雨量があると認めたときは、釧路開発建設部釧路河川事務所と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

(1) 水位観測所

(単位：m)

水系名	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位
釧路川	釧路川	標茶	20.10	20.80	21.80	22.50	23.13

(2) 水位・流量観測所

水系名	河川名	観測所名	標高	河口からの距離km	流域面積km ²	位置	観測所施設		
							種類	自記計型式	電話応答有無
釧路川	釧路川	標茶	23.0	46.1	894.6	標茶町開運	普+自+テレ	デジ	有

(3) 雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	標高	支配面積 km ²	所在地	観 測		
						種類	自記計 型式	電話応 答有無
釧路川	釧路川	標茶	23.0	456.8	開運	普+ 自+ テレ	転 倒	無
釧路川	オソベツ川	中オソベツ	60.0	301.2	中オソベツ	普+ 自+ テレ	転 倒	無
釧路川	久著呂川	奥久著呂	234.5	223.4	奥久著呂	自+ テレ	転 倒	無
釧路川	多和川	虹別	207.7	67.8	虹別	普+ 自+ テレ	転 倒	無

3 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄

町の水防用資機材の備蓄は次のとおりである。なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ民間等から調達するものとする。

(1) 水防倉庫

設置場所	棟数	面積	所在地
標茶役場倉庫	1	624 m ²	川上4丁目2番地
標茶町防災センター	1	144 m ²	旭4丁目6番22号

(2) 水防資機材の備蓄

品名	土のう用袋	丸 太	照明灯	ボート	スコップ	そ の 他
数量	1,000		自家発電機 1		15	橋桁 18m 3本 高矢板 18m 6本

(3) 民間等から調達可能な水防資機材

土のう用布袋、土のう用ビニール袋・縄・スコップ・針金・ツルハシ・掛矢・一輪車・丸太・杭等

第5 気象警報等の通信連絡

1 水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等

水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、釧路地方気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動用予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の種類

区分	種類	発表機関	摘要
洪水予報 〔水防法 第10条第2項 第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項〕	注意報 警報 情報	釧路開発建設部 釧路地方気象台共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報 (北海道水防計画第2章第3節)
水防警報 (水防法第16条)	待機 準備 出動 指示 解除	釧路開発建設部 釧路総合振興局	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 (北海道水防計画第2章第4節)
気象予警報 〔水防法 第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項〕	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	釧路地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える (北海道水防計画第2章第2節)

(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。したがって、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されることになる。

2 水防警報の種類等

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量、その他の河川状況により警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水期間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報により、又は既に警戒水位を越え、災害のおそれがあるとき。

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき、又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
----	---	---

3 釧路川洪水予報の発表基準

(1) 洪水注意報

釧路川の水位が、大雨又は融雪水等により警戒水位を超えて洪水となるおそれがあるとき。

(2) 洪水警報

基準地点の水位が警戒水位を超え、はん濫などにより重大な災害が起こるおそれがあるとき。

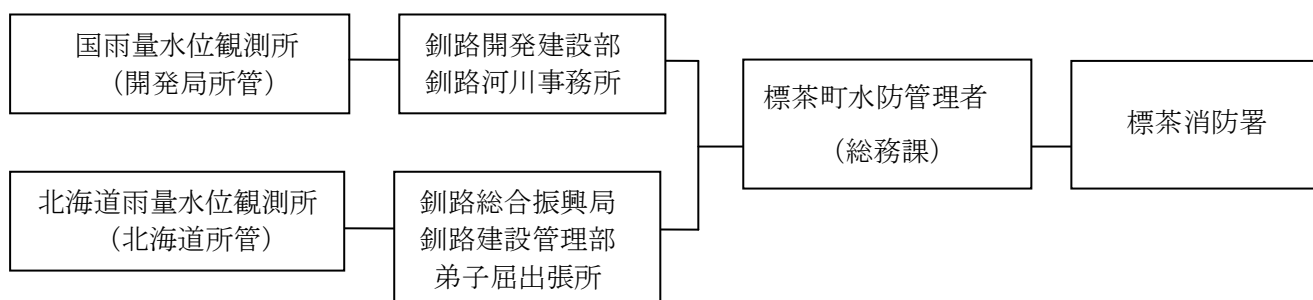
(3) 洪水情報

(1) 及び (2) の注意報・警報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき。

4 通報系統

雨量水位観測情報系統は、次のとおりとする。

【表27 雨量水位観測通報系統図】



5 町の通信連絡

町の通信連絡は、株式会社N T T東日本通信施設（電話「N T T線」）によるが、同施設が使用不能の場合は、「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」に定める他の災害通信系統を用いて行うものとする。

第6 水防信号の指定

水防法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン			摘要
第1信号	●休止●休止●休止	● — 休止 5秒 — 15秒	● — 休止 5秒 — 15秒	● — 休止 5秒 — 15秒	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号
第2信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	● — 休止 5秒 — 6秒	● — 休止 5秒 — 6秒	● — 休止 5秒 — 6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	● — 休止 10秒 — 5秒	● — 休止 10秒 — 5秒	● — 休止 10秒 — 5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号
第4信号	乱打●	● — 休止	● — 休止	● — 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号
		1分 — 5秒	1分 — 5秒	1分 — 5秒	

（備考）1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること。

第7 水防活動

1 町の配備体制

町は、水防法第10条の規定による洪水予報及び水防法第16条の規定による水防警報を受けたとき、又は洪水が予想されるとき町の配備体制は、「第2章 防災組織」で定めた非常配備基準及び配備体制によるものとする。

2 非常監視及び警戒

建設班は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するとともに、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表のりで、水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部よりの漏水と、扉の閉まり具合
- (6) 橋梁と、その他構築物と取り付け部分の異常
- (7) ため池等については、(1)から(6)までのほか次の事項について注意するものとする。

ア 取入口の閉塞状況

イ 流域の山崩れの状態

ウ 流入水及び浮遊物の状況

エ 余水土及び放水路付近の状況

オ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

3 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(2) 警戒区域設定の報告

(1)において警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

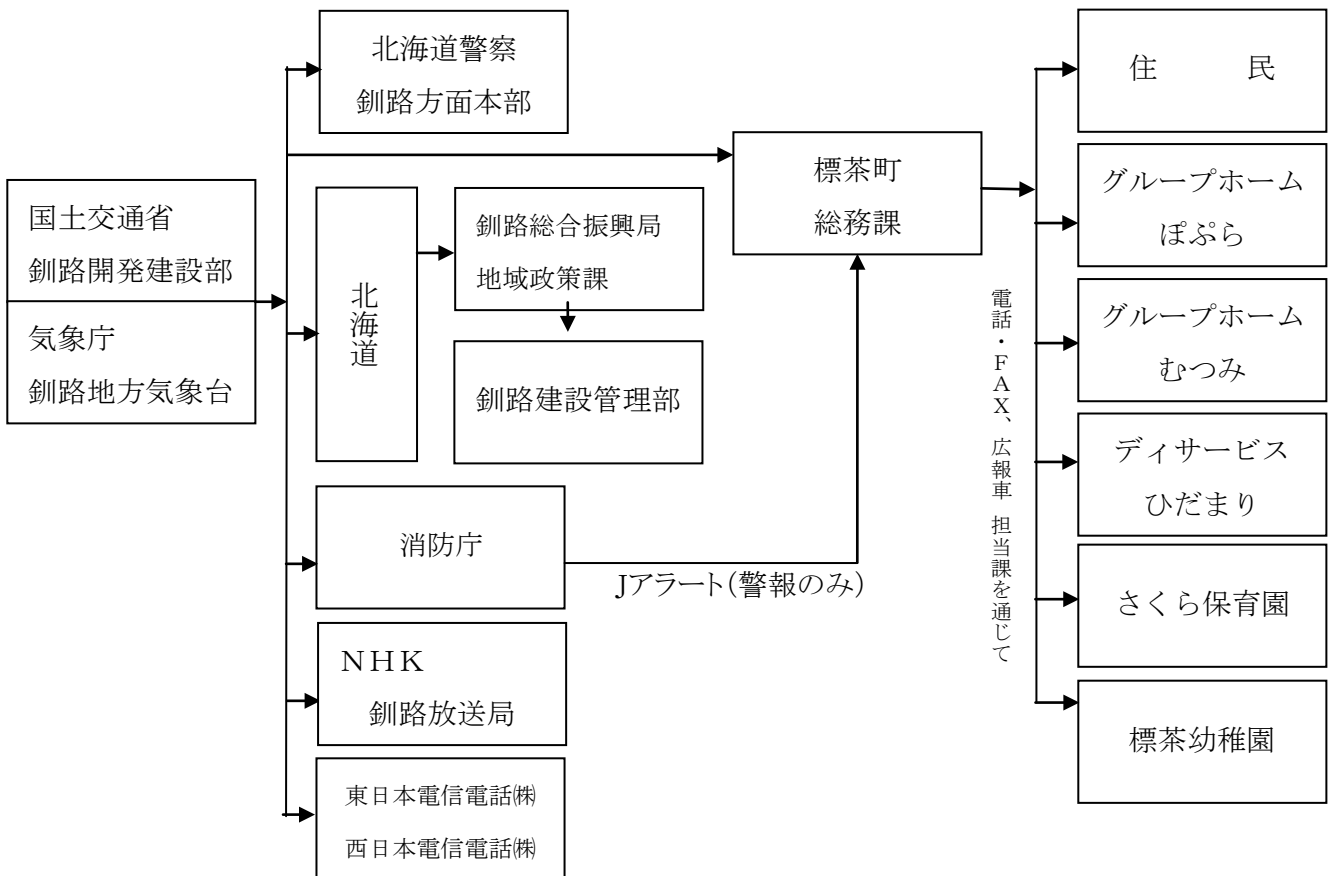
第8 避難計画

水防管理者は、堤防等が決壊した場合又は破堤、浸水のおそれのある場合は、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。「表28 洪水時に情報伝達を行う要配慮者利用施設」に掲げる高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設について洪水時に円滑克迅速な避難の確保が図られるよう、「表29 指定河川洪水予報伝達系統図」に基づき、洪水予報等を電話、ファクス、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

【表28 洪水時に情報伝達を行う要配慮者利用施設】

区分	施設名	住所	電話番号	FAX	河川名
介護施設	グループホームぽぷら	富士5丁目16番地	485-1165	485-1165	釧路川
介護施設	グループホームむつみ	旭2丁目4番19号	485-5511	485-5511	釧路川
介護施設	ディサービスこすもす	平和3丁目46番地	485-5111	485-5111	釧路川
保育所	さくら保育園	桜5丁目1番地	485-2426	485-2426	釧路川
幼稚園	標茶幼稚園	桜5丁目1番地	485-1582	485-1582	釧路川

【表29 指定河川洪水予報伝達系統図】



第9 報告

1 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに釧路総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

2 水防活動実施報告

水防活動が終了したときは、当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに、「水防活動実施報告書（様式22）」により活動状況を釧路総合振興局に報告するものとする。

【様式 22 水防活動実施報告書】

水防活動実施報告書

(年 月分)

水防管理団体分		水防活動延べ人員	活 動 費								水防活動を実施した年月日	備考
指定別 非指定	団体名		使用資費			機械等 借料	食料費	出 動 手当等	その他	計		
			主 要 資 材	そ の 他 資 材	小 計							
指定		人	円	円	円	円	円	円	円	円		

〔報告書記載上の注意事項〕

- 1 道有水防倉庫の資機材を使用した場合は、団体名欄に道有と記入するものとする。
- 2 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、及び置石である。
- 3 「主要資材」欄の上段（ ）書には主要資材の使用額が25万円を超える場合には、その使用額を記入すること。
- 4 「その他資材」欄には、主要資材以外の使用額を記入し、上段（ ）書には、土、砂、砂利の使用額を記入すること。
- 5 「機械等借料」欄は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段（ ）には、水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入すること。
- 6 3～5に係る（ ）書きは全て内書きとする。
- 7 用紙はA4版横書きとする。
- 8 「備考」欄には、具体的な災害名（台風〇〇号、低気圧による大雨等）を記入のこと。

第10 水防管理

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるため、水防法第32条の2の規定により水防訓練を実施するものとする。

第11 洪水避難マップ（洪水ハザードマップ）

1 作成の背景

平成12年12月の国の河川審議会により、「洪水ハザードマップは水災防止のため極めて有効な施策」と位置付けられ、洪水ハザードマップの積極的な作成及び公表が必要である旨が答申された。この答申に基づいて、平成13年7月に水防法の一部が改正され、浸水想定区域制度が創設された。この制度は、洪水予報河川について、浸水想定区域の指定を義務づけ、適切な避難場所の設定など、円滑かつ迅速な避難のための措置を講ずることにより、一層効果的に住民の避難を確保するものである。この制度の円滑な運用手段として、ハザードマップの作成が位置付けられた。

2 作成の目的

当町においては、昭和54年4月と昭和58年4月の大雨・融雪により、それぞれ家屋・道路等各施設に大きな被害を受けた。最近では、平成28年8月の台風11号、平成30年3月と令和2年3月の大雨・融雪により釧路川への樋門を閉鎖したことにより内水はん濫が生じ、家屋等に被害を受けた。これらの被害は、幸いにも堤防の決壊（破堤）には至らず甚大な被害の発生にはなっていないが、洪水時に万一堤防が決壊（破堤）した場合、多くの尊い人命や財産が失われるばかりでなく、社会的にも経済的にも大きな混乱が生じるおそれがある。そこで、河川のはん濫による浸水が想定される範囲及びはん濫した場合の避難場所を示し、水防に対する知識の普及や自主防災活動の一助になるよう作成した。

3 想定規模及びはん濫範囲

大雨の規模は、釧路川でおおむね1000年に1回程度起こる大雨により、河川がはん濫した場合のはん濫範囲を重ね合わせて示している。なお、はん濫の範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより変わることがあり、別図の中で示した浸水想定区域以外の区域でも、場合によっては浸水することもありうる。

個別災害対策編

第 13 章 林野火災災害対策計画

第13章 林野火災災害対策計画

この計画は、林野火災を予防又は消火して、森林資源の保全を図ることを目的とする。

第1 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、標茶町林野火災予消防対策協議会（農林課が担当）を設置し、構成機関相互の緊密な連携のもとに、国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。

1 実施機関

標茶町、標茶町教育委員会、標茶町農業委員会、標茶町立病院、釧路総合振興局、陸上自衛隊、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所、根釧西部森林管理署、釧路北部消防事務組合標茶消防署、弟子屈警察署、弟子屈警察署標茶町内各駐在所、標茶町森林組合、地域振興会及び森林愛護組合、京都大学フィールド科学教育センター、日本製紙(株)、王子木材緑化(株)、(株)不二木材、平野産業(株)、明盛建設(株)、塘路林産

2 協力機関

釧路開発建設部釧路河川事務所、釧路農業改良普及センター、標茶駅、北海道猟友会標茶支部、標茶町緑化推進委員会、町内各小中学校、標茶高等学校、鳥獣保護員兼自然保護監視員、国設鳥獣保護区管理員、森林保全巡視員、森林保全巡視指導員

3 標茶町林野火災対策本部の設置

標茶町林野火災対策本部を、標茶町農林課内に置くものとする。

第2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな原因となるので、気象予警報を的確に把握し予防の万全を期する。

1 林野火災気象通報

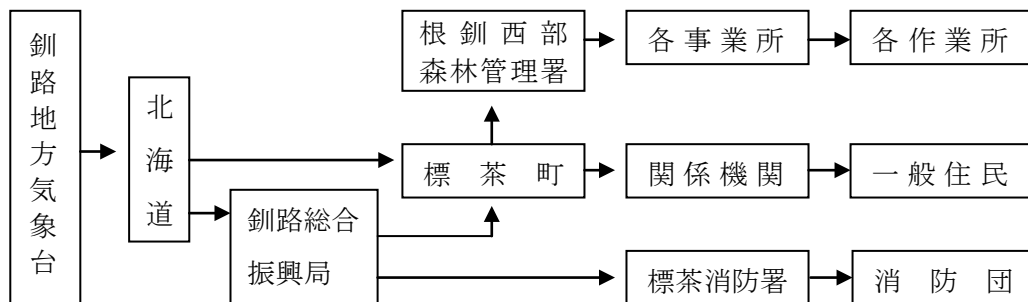
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行う。

2 伝達系統

釧路地方気象台から発表された通報の連絡系統及び関係機関のとるべき措置は、次のとおりとする。

(1) 伝達系統

【表 30 林野火災対策における気象情報伝達系統図】



(2) 関係機関の措置

ア 釧路総合振興局

気象情報により、火災発生の危険があると判断される場合、北海道防災無線により各市町村へ伝達する。

イ 標茶町

気象情報を得たときは、とるべき措置について関係機関と協議し、その他関係機関に通報するとともに、一般住民への広報を実施する。

ウ 関係機関

適切な措置をするとともに、通報及び下部機関へ連絡するものとする。

第3 林野火災予防思想の普及対策

林野火災に対する関心をより一層向上せしめるため、警防思想の普及を図る。

- (1) テレビ、ラジオ放送及び新聞、その他広報紙による啓発
- (2) ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗掲示による啓発
- (3) バス等運輸機関における啓発
- (4) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (5) 小、中学校児童生徒による協力（標語、ポスターの募集）
- (6) 山火事予防パレードの実施

第4 林野火災予防対策

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、次のような事項を厳守するよう啓発する。

- (1) 入林中の焚火や喫煙を禁止する。
- (2) 危険期間の入林は禁止する。
- (3) 入林する場合は、民有林については所有者、国有林については根釧西部森林管理署、町有林については標茶町の許可を必要とする。
- (4) その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

2 火入れ対策

林野火災危険期間中（4月・5月・6月とし、以下「危険期間」という）の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、標茶町火入れの許可に関する条例（昭和60年標茶町条例第1号）の遵守を励行させる。

3 民有林野対策（林野事業者対策、大面積森林所有者及び不在地主対策等）

(1) 林内事業者対策

造林、造材等の林内事業者に対して、危険期間内は次の体制をとるものとする。

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置する。
- イ 事業箇所に火気責任者が指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。

エ 林内事業者は、車両等を林道に駐車させる場合は、他の車両等の交通の障害にならないように留意する。

(2) 大面積森林所有者及び不在地主対策

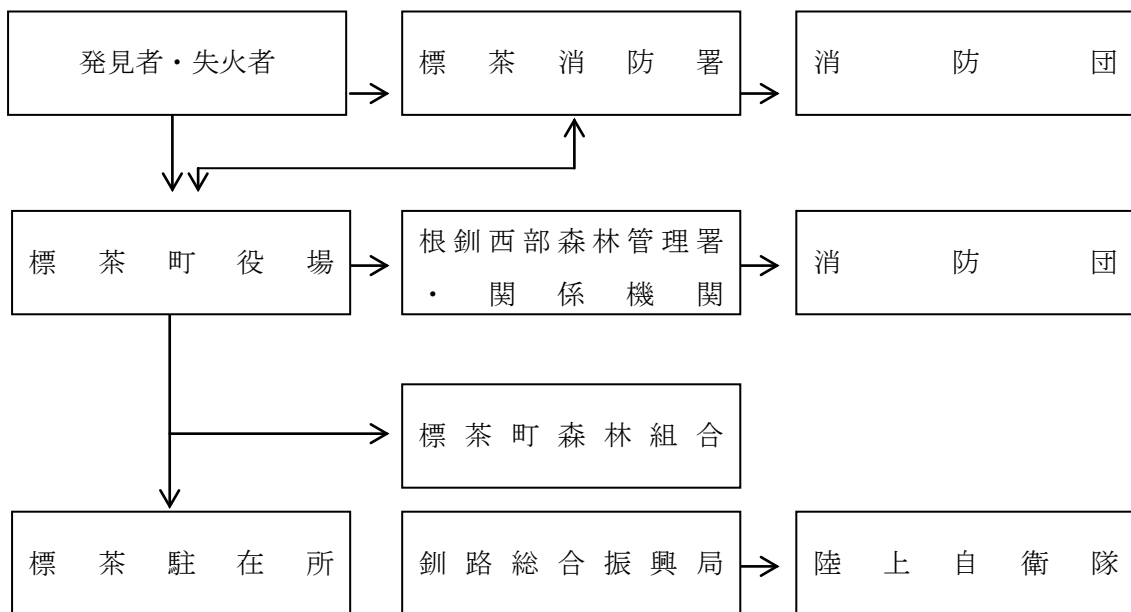
大面積森林所有者及び不在地主は、自己の所有山林から林野火災が発生しないよう、地元森林愛護組合等の協力を得て、予防の万全をはかるものとする。

第5 林野火災消防対策

町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の事項に留意する。林野火災発生の際は、森林愛護組合及び関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとし、地元消防機関で消火困難になったときは、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」に基づく自衛隊派遣要請をする。

- (1) 消防組織の整備
- (2) 林野火災消火訓練
- (3) 消火器材の整備
- (4) 前進基地(ヘリポート)の設置 (第4章災害応急対策計画 第16節輸送計画 第3輸送の方法)のヘリコプター発着所参照)
- (5) 山火事発生通報の系統確立

【表 31 林野火災発生通報の系統図】



個別災害対策編

第 14 章 事故災害対策計画

第 14 章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。この様な社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、火事災害など大規模な事故による被害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について応急対策を定める。

第 1 節 航空災害対策計画

第 1 情報通信

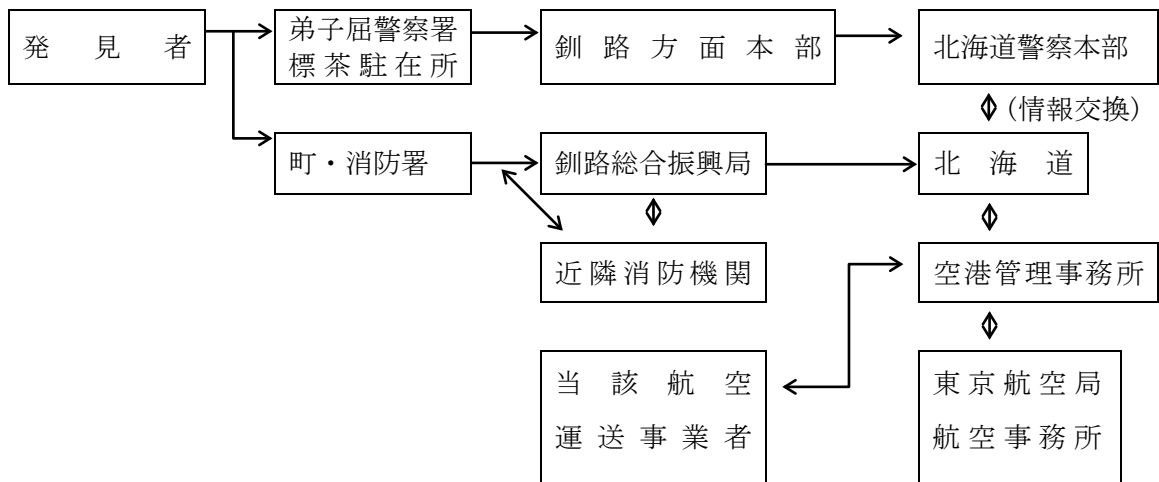
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第 4 章 災害応急対策計画 第 4 節 災害通信計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

1 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

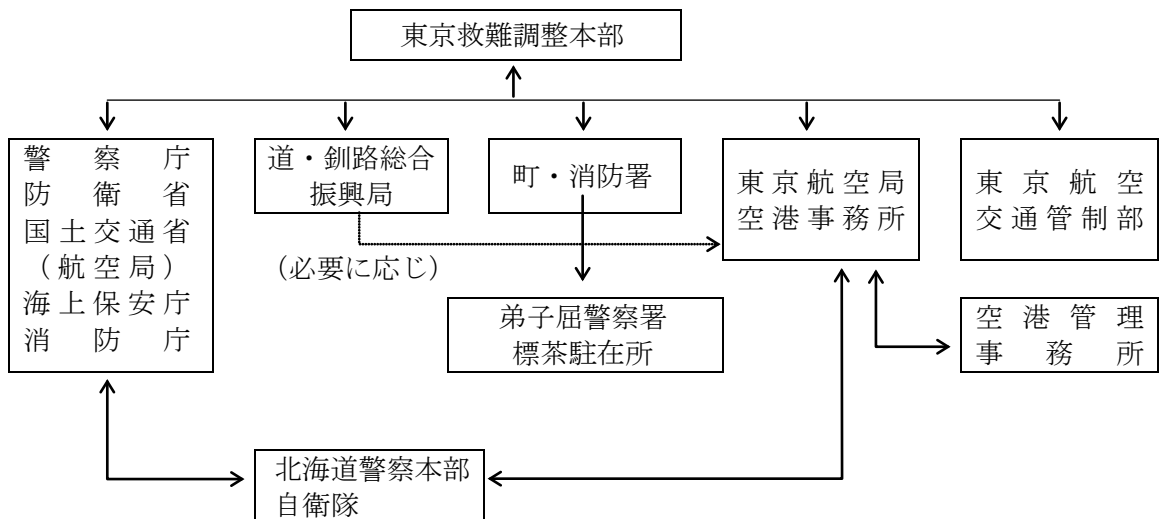
(1) 発生地点が明確な場合の情報通信連絡系統

【表 32 発生地点が明確な場合の情報通信連絡系統図】



(2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）の情報通信連絡系統

【表 33 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）の情報通信連絡系統図】



2 実施事項

- (1) 町は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 町は、関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等情報を必要としている者に対して行う災害広報は、「第4章災害応急対策計画 第5節災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

1 実施機関

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

2 実施事項

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 各事故災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 各事故災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等地域に与える影響
- カ その他必要な事項

第3 応急活動体制

1 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 災害（事故）対策現地合同本部の設置

道地域防災計画の「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、

本部員として派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、応急対策にあたるものとする。

第4 搜索活動

航空機事故の搜索活動は、東京救護調整本部を通じて、各関係機関と密接に協力の上、実施するものとする。

第5 災害拡大の防止

危険物等による災害は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握し、事業者に対する応急措置命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

第6 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」、「第4章災害応急対策計画 第28節救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第7 消防活動

事故災害時における消防活動については、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」の定めにより実施するものとする。

第8 避難措置

人命の安全を確保するため、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

第9 行方不明者の搜索及び遺体の収容

行方不明者の搜索及び遺体の収容等は、「第4章災害応急対策計画 第14節行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

第10 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第4章災害応急対策計画 第21節災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

第11 防疫及び廃棄物処理等

事故災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第4章災害応急対策計画 第12節防疫計画」及び「第4章災害応急対策計画 第13節清掃計画」の定めるところにより実施するものとする。

第12 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

第13 広域応援(受援)

事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講じることができないときは、「第4章災害応急対策計画 第27節広域応援(受援)計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(第15章 例規・協定 第2節 協定第3)」等に基づき、応援を要請するものとする。

第 2 節 道路災害対策計画

第 1 情報通信

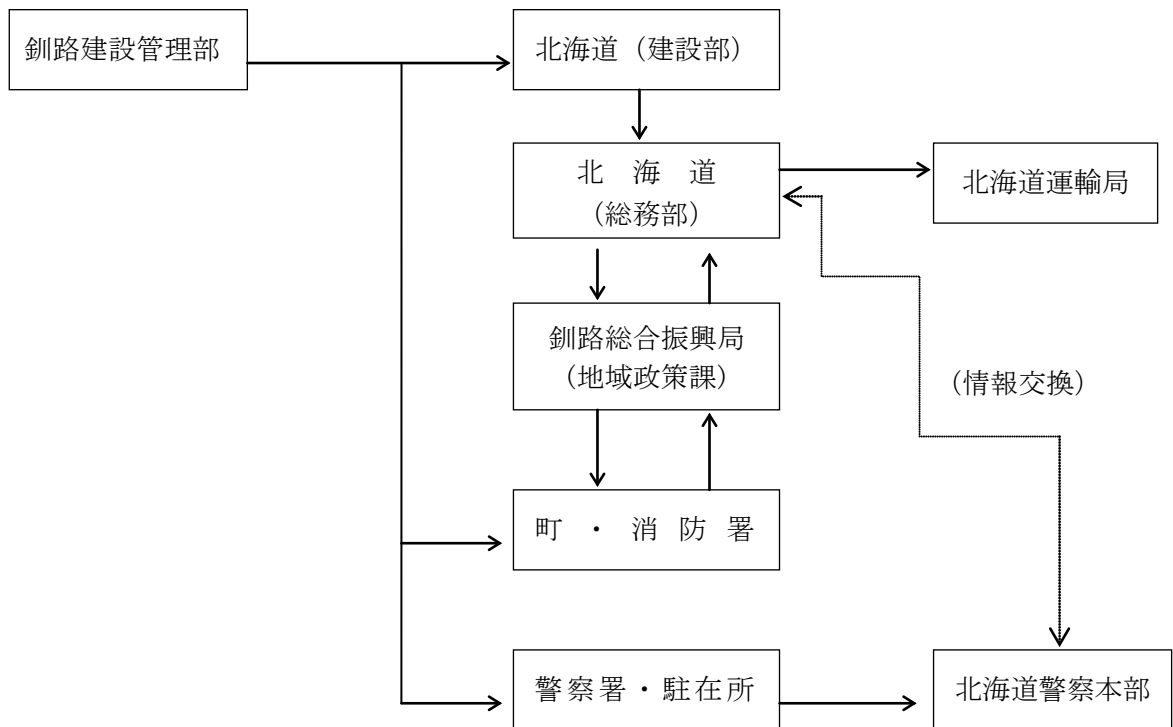
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第 4 章災害応急対策計画 第 4 節災害通信計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

1 情報通信連絡系統

それぞれの事故災害の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

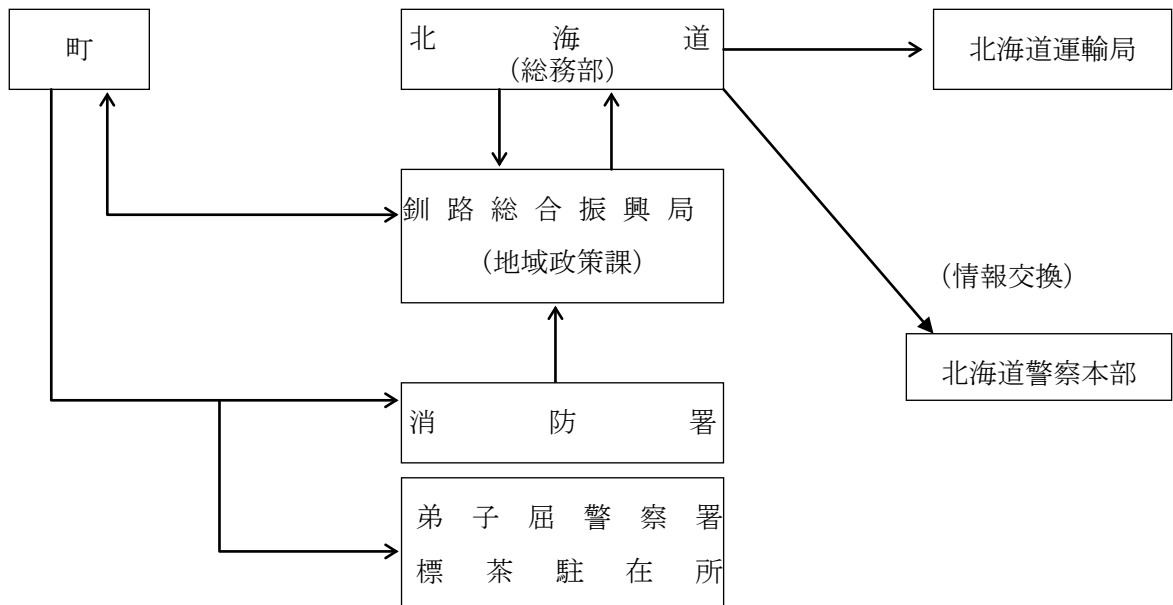
(1) 道の管理する道路の場合の情報通信連絡系統図

【表 34 道の管理する道路の場合の情報通信連絡系統図】



(2) 町の管理する道路の場合の情報通信連絡系統図

【表 35 町の管理する道路の場合の情報通信連絡系統図】



2 実施事項

- (1) 災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

第2 災害広報

事故災害時における災害広報については、「本章 第1節航空災害対策計画 第2災害広報」の定めるところにより、実施するものとする。

第3 応急活動体制

事故災害時における応急活動体制については、「本章 第1節航空災害対策計画 第3応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

第4 搜索活動

道路災害の搜索活動は、各関係機関と密接に協力の上、実施するものとする。

第5 災害拡大の防止

危険物等による災害は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握し、事業者に対する応急措置命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

第6 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第4章災害応急対策計画 第6節 避難対策計画」、「第4章災害応急対策計画 第28節救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第7 消防活動

事故災害時における消防活動については、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」の定めにより実施するものとする。

第8 避難措置

人命の安全を確保するため、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

第9 行方不明者の搜索及び遺体の収容

行方不明者の搜索及び遺体の収容等は、「第4章災害応急対策計画 第14節行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

第10 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため「第4章災害応急対策計画 第21節災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

第11 防疫及び廃棄物処理等

事故災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第4章災害応急対策計画 第12節防疫計画」及び「第4章災害応急対策計画 第13節清掃計画」の定めるところにより実施するものとする。

第12 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

第13 広域応援(受援)

事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講じることができないときは、「第4章災害応急対策計画 第27節広域応援(受援)計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(第15章 例規・協定 第2節 協定第3)」等に基づき、応援を要請するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

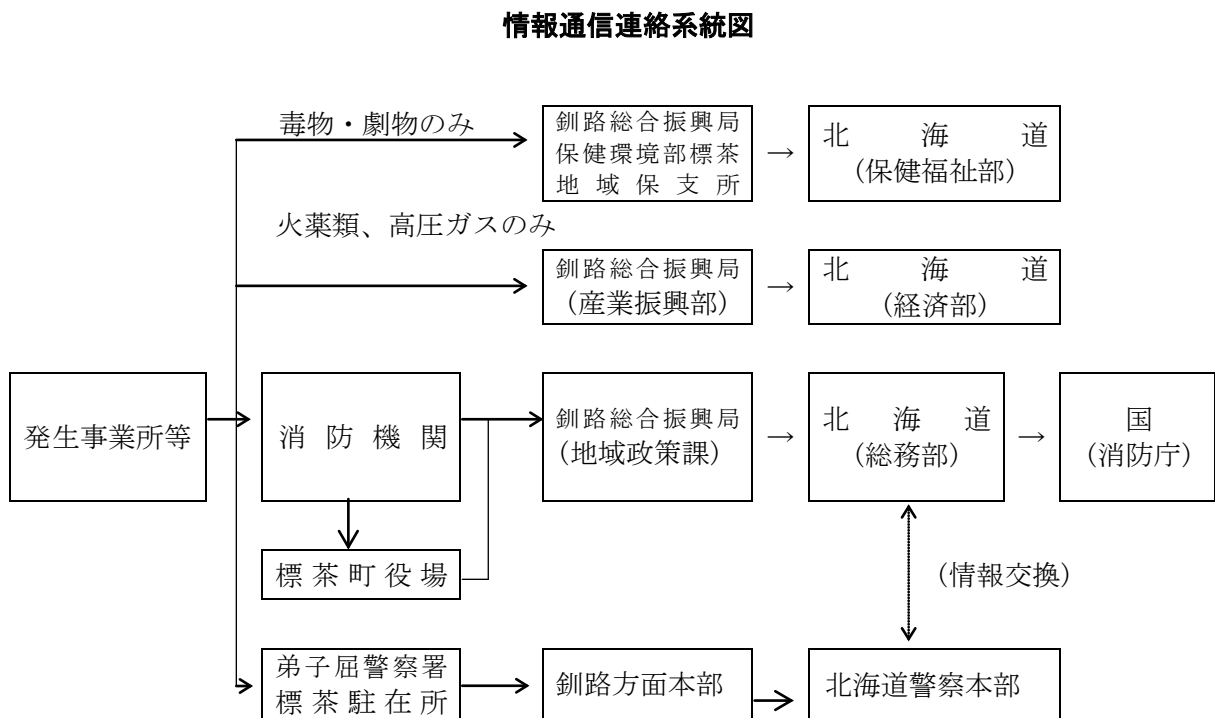
5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第3 情報通信

事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」及び「本章 第1節航空災害対策計画 第1情報通信」による。また、情報通信系統は次のとおりとする。

【表 36 危険物災害の場合の情報通信連絡系統図】



第4 災害広報

事故災害時における災害広報については、「本章 第1節航空災害対策計画 第2災害広報」の定めるところにより、実施するものとする。

第5 応急活動体制

事故災害時における応急活動体制については、「本章 第1節航空災害対策計画 第3応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

第6 搜索活動

危険物等災害の搜索活動は、各関係機関と密接に協力の上、実施するものとする。

第7 災害拡大の防止

危険物等による災害は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握し、事業者に対する応急措置命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」、「第4章災害応急対策計画 第28節救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第9 消防活動

事故災害時における消防活動については、「第3章災害予防計画 第9節消防計画」の定めにより実施するものとする。

第10 避難措置

人命の安全を確保するため、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

第11 行方不明者の捜索及び遺体の収容

行方不明者の捜索及び遺体の収容等は、「第4章災害応急対策計画 第14節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

第12 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第4章災害応急対策計画 第21節災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

第13 防疫及び廃棄物処理等

事故災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第4章災害応急対策計画 第12節防疫計画」及び「第4章災害応急対策計画 第13節清掃計画」の定めるところにより実施するものとする。

第14 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

第15 広域応援(受援)

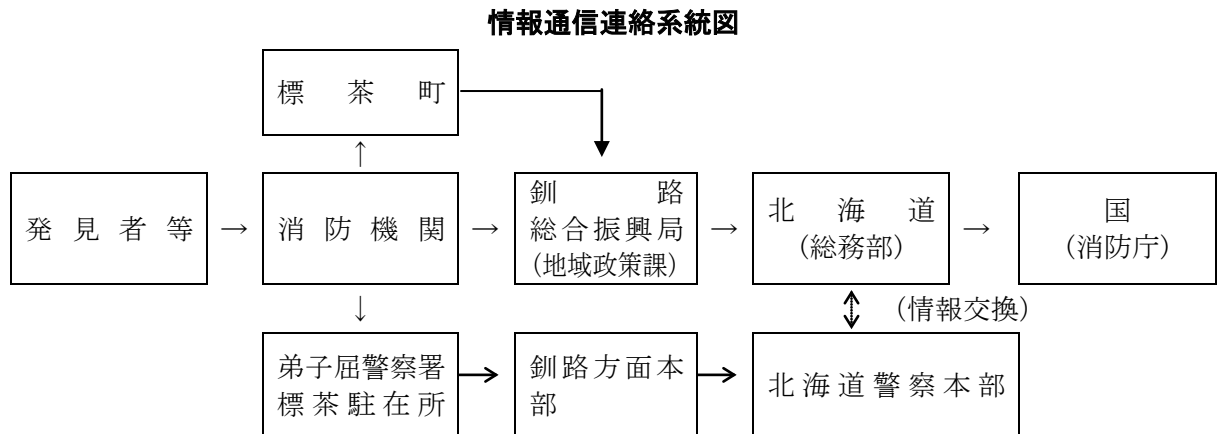
事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講じることができないときは、「第4章災害応急対策計画 第27節広域応援(受援)計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(第15章 例規・協定 第2節 協定第3)」等に基づき、応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第4章災害応急対策計画 第4節災害通信計画」及び「本章 第1節航空災害対策計画 第1情報通信」による。また、情報通信連絡系統は次のとおりとする。

【表37 大規模な火事災害の場合の情報通信連絡系統図】



第2 災害広報

事故災害時における災害広報については、「本章 第1節航空災害対策計画 第2災害広報」の定めるところにより、実施するものとする。

第3 応急活動体制

事故災害時における応急活動体制については、「本章 第1節航空災害対策計画 第3 応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

第4 搜索活動

大規模な火事災害の搜索活動は、各関係機関と密接に協力の上、実施するものとする。

第5 災害拡大の防止

危険物等による災害は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握し、事業者に対する応急措置命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

第6 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」、「第4章災害応急対策計画 第28節救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第7 消防活動

事故災害時における消防活動については、「第3章災害予防対策計画 第9節消防計画」の定めにより実施するものとする。

第8 避難措置

人命の安全を確保するため、「第4章災害応急対策計画 第6節避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

第9 行方不明者の搜索及び遺体の収容

行方不明者の搜索及び遺体の収容等は、「第4章災害応急対策計画 第14節行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

第10 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第4章災害応急対策計画 第21節災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

第11 防疫及び廃棄物処理等

事故災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第4章災害応急対策計画 第12節防疫計画」及び、「第4章災害応急対策計画 第13節清掃計画」の定めるところにより実施するものとする。

第12 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、「第4章災害応急対策計画 第23節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

第13 広域応援(受援)

事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講じることができないときは、「第4章災害応急対策計画 第27節広域応援(受援)計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(第15章 例規・協定 第2節 協定第3)」等に基づき、応援を要請するものとする。

資料編

第 15 章 例規・協定

第 15 章 例規・協定

第 1 節 例規

第 1 標茶町防災会議条例

標茶町防災会議条例

昭和 38 年 1 月 31 日条例第 2 号

改正 平成 12 年 2 月 21 日条例第 4 号

平成 13 年 3 月 14 日条例第 13 号

平成 18 年 3 月 7 日条例第 4 号

平成 24 年 9 月 14 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき標茶町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 標茶町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長又は消防署長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(10) その他特に必要と認める団体の役員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

7 委員（第5号及び第6号の委員は除く。）の任期は2年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則（平成12年2月21日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月14日条例第13号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 標茶町災害対策本部条例

標茶町災害対策本部条例

昭和 38 年 1 月 31 日条例第 3 号

改正 平成 18 年 11 月 1 日条例第 37 号

平成 24 年 9 月 14 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、標茶町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 1 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第3 標茶町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱

標茶町災害時避難行動要支援者名簿作成要綱

平成29年3月31日訓令第17号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10に定める避難行動要支援者名簿の作成、取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する、標茶町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもののうち、次の要件に該当する者
 - ア 65歳以上の者のみで構成する世帯の者
 - イ 要介護度3以上の認定を受けている者
 - ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - エ 療育手帳の交付を受けている者のうち、区分Aの判定を受けている者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - カ 前各号のほか、災害時に支援が必要であると町長が認める者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 町長は、避難行動要支援者名簿（別記様式第1号。以下「名簿」という。）を作成、保管しなければならない。

- 2 町長は、名簿の作成に際し、法第49条の10第3項及び第4項の規定により、前条第1項第2号に該当する者に係る個人情報について、町が保有する場合はその情報を利用し、北海道が保有する場合は、北海道に対し、情報の提供を求めるものとする。
- 3 町長は、要支援者を把握するため、前項に掲げる方法のほか、民生委員児童委員、その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

(名簿の外部提供)

第4条 町長は、災害の発生に備え、名簿を次の各号の団体（以下「関係機関」という。）に対して提供するものとする。

- (1) 標茶消防署
- (2) 弟子屈警察署
- (3) 標茶町民生児童委員協議会
- (4) 標茶町社会福祉協議会
- (5) 町内会・自治会・自主防災組織

(6) その他避難行動要支援者の支援又は地域福祉に関わる活動を行っている団体のうち、町長が認める団体

2 町長は、名簿の外部提供に際しては、災害時支援及び災害予防のための個人情報の取扱いに関する同意書（別記様式第2号）により、本人又は本人の親権者もしくは法定代理人等から、名簿情報の提供に関する同意を得なければならない。

3 関係機関は、名簿の提供を受けたときは、標茶町避難行動要支援名簿受領書兼秘密保持義務宣言書（別記様式第3号）を町長に提出するものとする。

（名簿情報の取扱い）

第5条 関係機関は、前条第1項の規定により提供を受けた名簿情報を、避難行動要支援者の支援以外の目的に利用してはならない。

2 関係機関は、正当な理由がなく、名簿情報及び支援上知り得た個人の情報を漏らしてはならない。

3 関係機関は、名簿情報及び支援上知り得た個人の情報を、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

（名簿情報の変更及び抹消）

第6条 町長は、名簿情報について変更があったことを確認したとき又は避難行動要支援者が第2条第2号の要件に該当しなくなったときは、職権により名簿情報を変更又は抹消するとともに、関係機関にその旨を通知するものとする。

2 避難行動要支援者は、名簿情報に変更が生じたとき又は抹消を希望するときは、避難行動要支援者名簿変更（抹消）届出書（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

（緊急時の名簿情報の取扱い）

第7条 町長は、法第49条の11第3項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲を限度として、避難支援等関係者その他の者（以下「支援者等」という。）に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

2 支援者等は、前項の規定により名簿情報の提供を受けた場合、避難支援等の実施後、速やかに提供を受けた名簿情報に関する書類を町長に返却しなければならない。

3 支援者等による名簿情報の取扱いについては、第5条各項の規定を準用する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

避難行動要支援者名簿登載事項外部提供同意書

氏 名		性別	男 ・ 女		
生 年 月 日	年 月 日				
住 所	標茶町				
避難支援等を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 高齢者（65 歳以上）のみの世帯 <input type="checkbox"/> 介護保険認定者（要介護 3 以上） <input type="checkbox"/> 身体障害者（身体障害者手帳 1・2 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（療育手帳 A 判定） <input type="checkbox"/> 精神障害者（精神障害者手帳 1 級） <input type="checkbox"/> その他 （ ） 【特記事項】 持病： _____ かかりつけ医療機関 _____ 服薬： _____ その他： （ ）				
緊急時の家族等の連絡先		氏名	続柄	住所	電話番号
	①				
	②				

私は、避難行動要支援者名簿に登載された事項について、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項及び標茶町個人情報保護条例第 8 条に基づき関係機関へ外部提供することに同意します。

年 月 日

本人氏名 _____ (印)

代理人氏名 _____ (印)

別記様式第 3 号（第 4 条関係）

標茶町避難行動要支援者名簿受領書兼秘密保持義務宣言書

年 月 日

（提出先） 標茶町長

団体等の名称

受領者住所

受領者氏名

印

私は、下記法令に基づき災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項に定める避難行動要支援者名簿の提供を受けました。

提供を受けた避難行動要支援者名簿及び記載された個人情報については、災害対策基本法第 49 条の 13 の規定により、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らさないことを宣言します。

〔名簿の提供を受ける根拠〕

- ・災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項
- ・標茶町個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

要支援者名簿変更（抹消）届出書

年 月 日

（届出先） 標茶町長

届出者 住所
 氏名 ⑩
 本人との関係
 電話番号

避難行動要支援者の登録について、次のとおり届け出ます。

要支援者	氏 名		性別	男 ・ 女
	住 所			
	電話番号			

変更

変更事項	
理 由	

抹消

理 由	
-----	--

備考 必要に応じ関係書類を添付すること。

第2節 協定

No.	協定締結日	協定等名称	構成・相手方	協定内容	備考
第1	H3.2.13	北海道広域消防相互応援協定	全道の市・町・消防の一部事務組合	・災害発生時の相互応援体制及び情報交換、連絡調整	H6.7.25 改正 H18.4.3 改正 H21.3.31 改正 H29.4.27 全部改正 R2.3.23 改正
第2	H8.6.25	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	全道の市・町・消防の一部事務組合	・災害発生時の消防防災ヘリコプターの相互応援	
第3	H9.11.5	災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	・北海道 ・北海道市長会 ・北海道町村会	・災害発生時の職員の派遣、物資の提供、施設の提供、避難住民の受入など	H20.6.10 改正 H27.3.31 改正
第4	H10.4.1	北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	北海道	災害対策の事務及び一般行政事務について市町村と緊密な連携を図るため北海道が各市町村庁舎に北海道総合行政情報ネットワークを設置する	H25.4.1 改正
第5	H17.4.1	災害発生時における標茶町と標茶町内郵便局の協力に関する協定	標茶町内郵便局	・緊急車両としての者利用の提供 ・情報提供、広報活動 ・郵便業務の災害特別取扱事務及び援護事務など	H20.6.30 改正 H24.3.30 改正 H26.3.31 改正
第6	H19.4.1	防災情報の共有に係る協定書	北海道開発局長	開発が所有する光ファイバーに接続し防災情報を共有する	H21.2.23 改正
第7	H20.7.15	標茶町防災対策の推進に資する協力体制に関する協定	標茶町土木建設業協会	・町内の緊急災害時の円滑な対応 ・防災関連行事および地域防災住民活動の推進 ・その他、町防災対策に必要な取組への対応	H29.8.7 改正
第8	H21.7.1	標茶町防災対策の推進に資する建築分野等での協力体制に関する協定	標茶町災害対策建築協議会	・町内の緊急災害時の円滑な対応 ・防災関連行事および地域防災住民活動の推進 ・その他、町防災対策に必要な取組への対応	
第9	H22.6.1	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	・土木被害等の被害状況の把握 ・二次被害の防止に資する応急措置の準備	
第10	H22.9.22	災害発生時における標茶町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	・被災場所におけるLPガスの被害状況および復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置および復旧工事 ・避難場所等へのLPガスの供給および供給に必要な関連機器の設置工事 ・LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策	

				・その他、標茶町が必要とする要請事項	
第11	H23.7.25	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	・自販機の電光掲示板による情報提供 ・緊急時における自販機在庫飲料の無償提供	
第12	H23.12.20	災害時協力協定書	一般財団法人 電気保安協会	・災害時における公共施設電気設備の点検検査	
第13	H24.3.1	災害時における生活関連物資供給等に関する協定	標茶町商工会	・災害時における生活関連物資の調達および安定供給	
第14	H24.3.16	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	・株式会社共成レンテム ・株式会社サンワ機械リース	・レンタル機材の優先供給	
第15	H24.9.24	釧路管内8市町村防災基本協定	釧路管内8市町村	・人的応援 ・資機材および生活必需品等の提供 ・代替事務所、避難所等の提供	
第16	H26.3.28	災害時の応援に関する協定	・北海道 ・北海道市長会 ・北海道町村会 ・財務省北海道財務局	・避難所施設運営補助 ・災害ボランティアおよび支援物資等の受付事務 ・有価物の分別等作業 ・り災証明書申請受付および発行に関する事務 ・り災建物判定にかかるとの現地調査補助	
第17	H26.10.6	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人 釧根トラック協会川上支部	・緊急時における物資の輸送業務	
第18	H29.4.12	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブンイレブンジャパン	・業務活動中の見守り活動 ・災害時における物資の調達及び供給	
第19	H30.10.5	標茶町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の連携に関する協定	・標茶町 ・北海道開発局 ・釧路地方気象台	タイムラインの円滑な実施のための情報提供や助言	
第20	R2.4.24	次亜塩素酸水溶液の提供に関する協定書	株式会社サトケン	サトケンが所有する機材により精製した次亜塩素酸水溶液を標茶町民に提供する	
第21	R2.8.5	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	明治安田生命相保険相互会社釧路支社	災害時の物資の提供、実施可能な活動の提供	
第22	R4.1.12	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	災害時における情報連絡員を町災害対策本部に派遣する。連絡体制を確立し停電等の情報共有に努める。	

第1 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

平成3年2月13日締結

平成6年7月25日改正

平成18年4月3日改正

平成21年3月31日改正

平成29年4月27日全部改正締結

令和2年3月23日改正

北海道広域消防相互応援協定（平成3年4月1日）の全部改正（平成29年4月27日）消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(代表消防機関の任務の代行)

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

(応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第 9 条 第 7 条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第 2 要請又は第 3 要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第 10 条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第 11 条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第 12 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 14 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日締結）

この協定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

別表

地区	構成市町等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とちち広域消防事務組合

第2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

平成8年7月1日施行

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊

員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

第 3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

平成 9 年 11 月 5 日締結

平成 20 年 6 月 10 日改正

平成 27 年 3 月 31 日改正

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援隊」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第 2 条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船舶、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援等の要請の区分)

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船舶、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品目、数量等
 - (5) 受入を求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道

北海道知事

北海道市長会

北海道市長会長

北海道町村会

北海道町村会長

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局の市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

平成9年11月5日締結

平成20年6月10日改正

平成27年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事

北海道市長会

北海道市長会長

北海道町村会

北海道町村会長

別表 連絡担当部局（北海道）

担当部課名	N T T電話番号(内線)	総合行政情報 ネットワーク電話番号
総務部危機対策局危機対策課	011-231-4111(22-563)	6-210-22-563
石狩振興局地域政策部地域政策課	011-231-4111(34-240)	6-210-34-240
渡島総合振興局地域政策部地域政策課	0138-51-9111(2191)	6-250-2191
檜山振興局地域政策部地域政策課	01395-2-1010(2191)	6-310-2191
後志総合振興局地域政策部地域政策課	01395-2-1010(2191)	6-310-2191
空知総合振興局地域政策部地域政策課	0126-23-2231(2191)	6-450-2191
上川総合振興局地域政策部地域政策課	0166-26-1211(2191)	6-550-2191
留萌振興局地域政策部地域政策課	0164-42-1511(2191)	6-410-2191
宗谷総合振興局地域政策部地域政策課	0162-33-2510(2191)	6-510-2191
オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課	0152-44-7171(2191)	6-650-2191
胆振総合振興局地域政策部地域政策課	0143-22-9131(2191)	6-750-2191
日高振興局地域政策部地域政策課	01462-2-2211(2191)	6-610-2191
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	0155-24-3111(2191)	6-850-2191
釧路総合振興局地域政策部地域政策課	0154-43-9144	6-710-2191
根室振興局地域政策部地域政策課	01532-3-6131(2191)	6-810-2191

第4 北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定

北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定

平成10年4月1日締結

平成25年4月1日改正

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の設置する北海道総合行政情報ネットワークの設置、管理、運営及び経費負担について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎、施設内（以下「庁舎等」という。）に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備（以下「通信設備」という。）を設置し、災害対策事務並びに行政事務に関する甲と乙との緊密な連携に資するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、通信設備の設置に要する庁舎等を甲に無償で使用させるものとする。

（通信設備の利用）

第3条 乙は、第1条の範囲内において、庁舎等に設置された通信設備を無償で使用することができる。

2 乙の地域を管轄する消防組織が乙の電話交換機に内線で接続されている場合、当該消防組織は無償で通信設備を経由した通話を行うことができる。

（通信設備の管理）

第4条 乙は、通信設備の端末装置等を利用者として適切に管理するとともに、コンピュータウィルスの持ち込み防止など、通信設備の障害回避に努めるものとする。

2 甲は、通信設備を確実かつ安全に運用するため、必要なセキュリティ対策を講ずるほか、定期的に通信設備の点検を行うものとする。

3 前項の点検等の作業に際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 通信設備の維持管理に要する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担する経費

ア 通信設備の維持管理に要する経費

イ 機器の故障復旧に要する経費

ウ 甲の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ただし、ア及びイに係る経費のうち、乙の責めによるものの経費は、乙の負担とする。

(2) 乙が負担する経費

ア 通信設備に要する電気料金

イ 乙の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の庁舎と消防本部を接続する専用回線に係る回線使用料金

エ 通信設備の使用に要する消耗品費

(ア)用紙及びトナーカートリッジ

(イ)可搬型発動発電機のエンジンオイル、燃料、バッテリー補充液及びプラグ

(ウ)一斉指令用自動録音装置の録音テープ及び乾電池

(3)前2号以外の経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(設置場所の変更等)

第6条 乙は、庁舎の移転、改築等により通信設備の設置場所を変更しようとする場合、あらかじめ甲に協議するものとする。

2 北海道総合行政情報ネットワークが提供する機能の利用を目的として、通信設備に乙が整備した通信設備を接続（拡張接続という。）しようとする場合は、あらかじめ甲に申請するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の1ヶ月前に甲又は乙から特段の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間、なおその効力があるものとし、以後、同様とする。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

この協定は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年4月1日

甲 北海道
北海道知事

乙 標茶町
標茶町長

第5 災害発生時における標茶町と標茶町内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における標茶町と標茶町内郵便局の協力に関する協定

平成17年4月1日締結

平成20年6月30日改正

平成24年3月30日改正

平成26年3月31日改正

北海道標茶町（以下「甲」という。）と標茶町内郵便局（以下「乙」という。）は、標茶町内に発生した地震その他による災害時において、甲と乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、標茶町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金減免

ウ 被災地あて救助用郵便物の等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 標茶町 総務課長

乙 標茶郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両社で協議し決定する。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 住 所 川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町
代 表 標茶町長

乙 住 所 川上郡標茶町旭1丁目3番6号
標茶町内郵便局
(標茶郵便局・塘路郵便局・虹別郵便局・久著路郵便局)
代 表 日本郵便株式会社 北海道支社長

第6 防災情報の共有に係る協定書

防災情報の共有に係る協定書

平成19年4月1日締結

平成21年2月23日改正

北海道開発局長（以下「甲」という。）と標茶町長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する防災に係る情報（画像情報を含む。以下同じ。）を相互に共有すること（以下「共有」という。）について必要な事項を定め、もって迅速かつ適確な防災対策、状況に応じた施設の維持管理等に資することを目的とする。

（防災情報の共有）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、それぞれが保有する防災情報を共有するものとする。

- (1) 天災その他の事由により、次条第1項に規定する情報共有機器（この号及び次号において同じ。）に故障、異常等が発生し、又は、次条第3項の規定により情報共有機器を使用できないとき。
- (2) カメラの倍率変更等、保守、点検その他の管理のために情報共有機器を使用できないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、防災情報を共有できないことについてやむを得ない事情があるとき。

（共有の方法）

第3条 防災情報の共有は、甲の所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網（以下「光ファイバ網」という。）、防災情報共有サーバ等（以下「情報共有機器」という。）を使用して行うものとする。

- 2 情報共有機器を使用するに当たっては、甲の定める防災情報セキュリティポリシー実施手順によるものとする。
- 3 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生し、又は情報の漏えい、滅失若しくはき損の恐れがある場合は、そのおそれがなくなるまでの間、情報共有機器の使用を停止することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により情報共有機器の使用を停止する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

（光ファイバ網への接続および管理の特則）

第4条 光ファイバ網への接続に当たり、甲又は乙が整備する機器は別紙のとおりとする。

- 2 光ファイバ網への接続機器は、別紙の分類に基づき、それぞれが管理するものとする。
- 3 この協定に定めるもののほか、光ファイバ網への接続機器の管理に必要な事項は、別に定めるものとする。

（情報共有機器の故障等における報告義務）

第5条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報共有機器の更新等）

第6条 甲及び乙は、情報共有機器の更新、改修等を行う場合は、あらかじめ相手方と協議するものとする。

(防災情報共有推進協議会等への参加)

第7条 乙は、甲が設置し、甲及び甲と防災情報の共有に係る協定書を締結した防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）で構成する防災情報共有推進協議会（以下「協議会」という。）に参加するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定の締結時に協議会が設置されていない場合は、乙は、釧路開発建設部長が設置する釧路地方道路防災連絡協議会に参加するものとする。

(権利等の帰属)

第8条 防災情報及びカメラを操作する権限は、当該情報及びカメラの所有者に帰属するものとする。

(防災情報の取扱い)

第9条 甲及び乙は、情報気溶融機器を使用して知ることのできた防災情報を、自らのために使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を公表し、又は変更、切除その他改変しようとする場合は、あらかじめ所有機関の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により承諾を得た場合は、協議会（第7条第2項の規定により釧路地方道路防災連絡協議会に参加している場合は、当該協議会）に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は情報共有機器を使用して知ることのできた情報、情報共有機器の構成及び情報管理に関する情報を漏らしてはならない。

(譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙のいずれから、この協定の改廃等について申出がないときは、同一の内容でさらに1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、この協定を解除することができる。

(1) 防災情報の共有を故意に怠った時。

(2) この協定の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。

(3) この協定の定めに違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、この協定を解除することについてやむを得ない事情があるとき。

(協定に定めのない事項等)

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議した定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々 1 通を保有する。

平成 21 年 2 月 23 日

甲 北海道開発局長

乙 標茶町長

防災情報共有に係る維持管理に関する覚書

平成21年2月23日締結

北海道開発局釧路開発建設部長（以下「甲」という。）と標茶町長（以下「乙」という。）は、「防災情報の共有に係る協定書」（平成21年2月23日締結）第4条第3項の規定に基づく防災情報の共有に係る構成機器（光ケーブル、L3-SW）の維持管理等に関する事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、防災情報共有に係る構成機器の維持管理に関する事項を定め、平常時及び災害時の適切な管理を行うことを目的とする。

（構成機器の設置と占有）

第2条 乙は、甲に対して構成機器の設置場所を無償で提供するものとする。また構成機器の設置に伴い事務手続きが必要な場合は、乙が行うものとする。

2 構成機器の設置に当たり、甲、乙協議の上、施工方法等を決定し施工するものとする。

3 危機の所在地、設置場所、仕様及び設置台数は、別表-1のとおりとする。

（財産の帰属）

第3条 財産の帰属については、原則、防災情報共有に係る構成機器の整備に関する費用を負担した者に帰属するものとする。

（構成機器の設置期間）

第4条 構成機器の設置期間は、機器を設置した日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この期間を1年間継続するものとし、当該期間を満了したときも同様とする。

（構成機器の維持管理）

第5条 甲は、構成機器が正常に機能するよう、機器の保守点検等必要な維持管理を行うものとする。維持管理対象範囲は別添図のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って、日常管理を行うものとする。

3 甲及び乙は、機器に異常が発生した時には、その旨を速やかにお互いに連絡するものとする。甲、乙の連絡窓口は別表-2のとおりとする。

4 乙は甲の地域防災情報共有システム及び、そのネットワークに支障を及ぼさないものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は事項に定める経費を除き、構成機器の設置、保守点検等必要な経費を負担するものとする。ただし、乙の責任により生じた機器障害はこの限りでないものとする。

2 乙は、危機に係る電気料、使用に係る費用及び光ケーブルの共架占用料を負担するものとする。

（覚書の解除）

第7条 甲及び乙は、必要に応じ、協議の上、この覚書を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により覚書を解除したときには、第3条の規定に伴い、甲及び乙の経費で構成機器を撤去するものとする。

(覚書外の事項)

第 8 条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し、疑義が生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この覚書の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々 1 通を保有する。

平成 21 年 2 月 23 日

甲 釧路開発建設部長

乙 標茶町長

別表－ 1

設置機器名	設置場所	仕様	設置数量
光ケーブル	標茶町役場構内	SM-4C	4.5m
L3-SW	標茶町役場 機器収納筐体内	(W×H×D mm) 445×44×301	1台

別表－ 2

甲乙	問合せ窓口	電話番号
甲	釧路開発建設部 防災対策官付 防災対策専門官	0154-24-7000 (内 3672)
乙	標茶町役場 総務課交通防災係	015-485-2111

第7 標茶町防災対策の推進に資する協力体制に関する協定

標茶町防災対策の推進に資する協力体制に関する協定

平成20年7月15日締結

平成29年8月7日改正

標茶町（以下「町」という。）と標茶町土木建設業協会（以下「協会」という。）とは、町防災対策の推進において相互に連携し、協力体制を確立することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、標茶町防災計画に基づき、標茶町内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町が協会に対し住民の安全を図るための協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第3条 この協定に基づく協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機、資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施
- (4) 防災行事等への協力
- (5) その他、防災対策に必要な取組への対応

（協力費用の負担）

第4条 災害時において、協力業務に要した費用は、町が負担することとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、町及び協会が協議して決定するものとする。

（附則）

この協定は、平成29年8月7日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、町・協会押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月7日

標茶町長

標茶町土木建設業協会

会長

第8 標茶町防災対策の推進に資する建築分野等での協力体制に関する協定

標茶町防災対策の推進に資する建築分野等での協力体制に関する協定

平成21年7月1日締結

標茶町(以下「甲」という。)と標茶町災害対策建築協議会(以下「乙」という。)とは、「安心安全なまちしべちや」の実現を目指し、町防災対策の推進において相互に連携し、協力体制を確立することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における住民生活の安定を図るための業務協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の範囲)

第2条 乙は、次の各号について、できる限り甲に協力するものとする。

- (1) 標茶町内の緊急災害時の円滑な対応。
- (2) 町防災関連行事及び地域防災住民活動の促進。
- (3) その他、町防災対策に必要な取組への対応。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示をしない限り、翌年3月31日まで延長するものとし、以降についても同様とする。

(改正、疑義等の解決)

第4条 本協定の改正等が必要な場合又は、本協定の運用等に関する疑義等が生じた場合は、甲乙において協議し決定するものとする。

(附則)

この協定は、平成21年7月1日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年7月1日

甲 標茶町長

乙 標茶町災害対策建築協議会
代表幹事

別表

標茶町災害対策建築協議会構成員一覧

	構成員及び代表者氏名	
代 表 幹 事	株式会社 赤坂建設	
第 1 幹 事 会 社	有限会社 星工務店	
第 2 幹 事 会 社	ささき電設株式会社	
第 3 幹 事 会 社	株式会社 永昌工業	
構 成 員	有限会社 小山内建設	有限会社 村山建設
	有限会社 カネゼン建設	株式会社 笹野電気
	有限会社 ライフクリエイトくまがい	株式会社 サトケン

「標茶町防災対策の推進に資する建築分野の協力体制に関する協定」運用基準

標茶町(以下「甲」という。)と標茶町災害対策建築協議会(以下「乙」という。)とは、地震・風水災害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑に応急救援活動等を行う為に必要な応援に関し、次のとおり運用基準を定める。

(協力内容)

1 協定に基づく応援内容は次のとおりとする。

- 1) 情報ネットワークの整備・共有、施設の異常や気象の変化など災害情報の提供
- 2) 協力実施体制を甲乙双方が構築。共有する。災害時の機動的・効果的な対応準備
- 3) 乙の会員が、災害時に提供できる建設資機材保有状況の把握と定期的報告
- 4) 施設の被害状況を早期に確認するために行う応急行動
- 5) 施設を緊急に対応しなければならない場合に行う応急工事
- 6) 甲と乙の双方が必要であると合意した業務

(費用の負担)

2 協定に基づく応援に要する費用は、町の通常取引事例を基準とするほか、次のとおりとし、その他については甲・乙協議の上決定する。

乙の負担は前項1の1) 2) 3) とし、甲の負担は同4) 5) とする。

(連絡責任者)

3 この協定に定める事項の実施を確実に期するため、甲及び乙並びに乙構成員に連絡責任者を置く。

第9 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

平成22年6月1日締結

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、標茶町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1)大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2)大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- (3)その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)土木施設等の被害状況の把握
- (2)二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3)その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年6月1日

甲 北海道開発局長

乙 標茶町長

第 10 災害等の発生時における標茶町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害等の発生時における標茶町と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定

平成 22 年 9 月 22 日締結

標茶町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、標茶町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第 2 条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第 4 条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第 3 条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1） 被災場所における L P ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2） 被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3） 避難場所等への L P ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4） L P ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5） 大規模火災現場における L P ガス設備の撤去等の安全対策
- （6） その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第 4 条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第 5 条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する標茶町災害対策本部会議、標茶町国民保護対策本部会議若しくは標茶町緊急対処事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年9月22日

甲 川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町長

乙 釧路市堀川町7番35号
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長

第11 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

平成23年7月25日締結

標茶町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
標茶町 総務課（代表）	015-485-2111
（夜間・休日）	015-485-2111

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
釧路事業所（代表）	0154-23-3131
釧路事業所（衛星携帯）	090-6690-0862
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月25日

甲 川上郡標茶町川上4丁目2番地

標茶町長

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

(別紙) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示 (標茶町)

設置施設名	所在地
標茶町役場	標茶町川上4丁目2番地
標茶町開発センター	標茶町旭2丁目6番地
標茶町農業者トレーニングセンター	標茶町川上10丁目47番地
標茶町磯分内酪農センター	標茶町字熊牛原野15線西1番地1
標茶町虹別酪農センター	標茶町字虹別原野66線104番地1

注) 標茶町磯分内酪農センターは令和2年2月19日をもって協定解除

第12 災害時協力協定書

災害時協力協定書

平成23年12月20日締結

標茶町（以下「甲」という。）と一般財団法人 北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、標茶町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、標茶町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証明するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年12月20日

甲 川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町長

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
一般財団法人 北海道電気保安協会
理事長

第13 災害時における生活関連物資供給等に関する協定

災害時における生活関連物資供給等に関する協定

平成24年3月1日締結

標茶町（以下「甲」という。）及び標茶町商工会（以下「乙」という。）は、地震等災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が生活関連物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が標茶町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

2 甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに当該物資を調達するとともに、甲の指定する職員の指示に従い、物資の搬送業務に従事するものとする。

2 甲は、物資の引渡し場所に甲の職員又は指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費 用）

第4条 前条の規定により、会員店舗が供給した生活関連物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、生活関連物資の調達及び供給に関する事故の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項が変更した時も同様とする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、町外の間屋等との間での連携を強化し、協力協定の締結等広域的支援を受ける体制の整備に努め、甲は乙に対し必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、1年間更新するものとし、以降同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の定める事項について疑義が生じた場合は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月1日

甲 標茶町川上4丁目2番地
標茶町長

乙 標茶町旭5丁目23番地
標茶町商工会
会長

第14 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

平成24年3月16日締結

標茶町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム（以下「乙」という。）及び株式会社サンワ機械リース（以下「丙」という。）とは、標茶町内における地震、風水害、その他の災害及び事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）におけるレンタル機材の供給に関し次のとおり協定を協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害等応急対策業務において、機材の調達及び供給について乙及び丙が積極的な協力により、円滑な活動を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙及び丙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、機材の調達及び供給を受けようとするときは、原則として次の各号に掲げての事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が電話その他の方法で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1） 要請の理由
- （2） 必要とする機材の種類及び数量
- （3） 機材の引渡し場所
- （4） その他必要な事項

（要請事項に対する措置）

第4条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状態を甲に報告するものとする。

（機材の納入方法）

第5条 乙及び丙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ機材を納入するものとする。

2 甲は、機材の納入場所に乙及び丙の職員又は指定したものを派遣し、要請にかかる機材を確認の上、乙及び丙から引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請を受け、乙及び丙が供給した機材の単価及び運搬等の費用については、甲の負担とする。

（費用の請求）

第7条 乙及び丙は、第5条第2項に規定する物資受け渡し後に、前条の代金を甲に請求するものとする。この場合の費用については、災害発生直前における当該地域の適正価格を基準とし、甲、乙及び丙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙及び丙から前条の規定に係る費用の請求があったときは、内容を確認の上、その代金を乙及び丙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 災害等発生時に本協定を円滑に事項するために、甲、乙及び丙それぞれが連絡責任者を置く。

2 責任者は、甲・乙及び丙間の連絡・協議を行う。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙及び丙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにもかかわらず、乙及び丙が本協定の締結を継続することが困難となった場合は、乙及び丙は甲に対し、その旨を書面にて通知し、甲はこれを受諾し、本協定は終了する。

(協議事項第)

第11条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙並びに丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙並びに丙各記名押印の上各1通を保有する

平成24年3月16日

甲 標茶町
標茶町長

乙 株式会社 共成レンテム
代表取締役社長

丙 株式会社サンワ機械リース
代表取締役社長

第15 釧路管内8市町村防災基本協定

釧路管内8市町村防災基本協定

平成24年9月24日締結

釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町（以下「提携市町村」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力することにより、災害対策強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被害者の救護を図り、もって提携市町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 提携市町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実に図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

- （1）地域防災計画その他各提携市町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供
- （2）各提携市町村が実施する防災訓練への協力参加
- （3）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- （4）提携市町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- （5）災害時における役場機能維持や医療体制など広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- （6）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第3条 提携市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市町村に対して応援を要請することができるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）人的応援
 - ア 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - イ ボランティアのあっ旋
- （2）資機材及び生活必需品等の提供
 - ア 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
 - イ 被害者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品などの物資並びに資機材の提供又はあ

っ旋

(3) 代替事務所、避難所等の提供

ア 被害市町村における災害対策本部機能の維持等を目的とした施設の提供

イ 被災者の避難のための敷地、施設等の提供

(4) その他

ア 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災市町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」別表第2第1要請の定めにより、応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）に対して文書又は口頭により要請するものとする。

なお、口頭による要請を行った場合には、後日速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容

(3) 前条第2号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量

(4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、具体的な応援内容

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 第4条第1号により、応援のため派遣された職員は、原則として被災市町村長の指揮下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費負担については、原則として「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協議会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。

2 前項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援市町村とが協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市町村が必要と認めたときは、自主的に被災地の情報収集を行うとともに、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は応援を行おうとする市町村の負担とする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第9条 各提携市町村は、それぞれが友好都市関係を持つ市町村又は相互応援協定を締結している市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場

合等、特別の事情があるときは提携市町村に対して協力を求めることができるものとする。

(連絡担当部局)

第 10 条 提携市町村は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書 9 通を作成し、各市町村長及び立会人が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 9 月 24 日

釧路市長

釧路町長

厚岸町長

浜中町長

標茶町長

弟子屈町長

鶴居村長

白糠町長

(立会人) 北海道釧路総合振興局長

第16 災害時の応援に関する協定

災害時の応援に関する協定

平成26年3月28日締結

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙または丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- （1）法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- （2）災害救助法（昭和22年法律第118）による救助の行われる災害
- （3）乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- （1）避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- （2）災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- （3）有価物（現金、保険証、基金等）の遺失物の分別等作業
- （4）り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- （5）り災建物判定にかかる現地調査補助
- （6）その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出

するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

(自主応援)

第7条 甲は、乙若しくは災害市町村との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁
北海道町村会
北海道町村会長

別添 2

「災害時の応援に関する協定」締結に伴う委任状

「災害時の応援に関する協定」を、北海道知事、北海道財務局長、北海道市長会長、北海道町村会長の四者により締結するため、添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職 北海道町村会長乙を代理人として定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書 1 通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成 26 年 3 月 12 日

甲 標茶町長

乙 北海道町村会長

第17 緊急時における輸送業務に関する協定書

緊急時における輸送業務に関する協定書

平成26年10月6日締結

標茶町（以下「甲」という。）と一般社団法人釧根地区トラック協会川上支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模災害時のとき又は災害のおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、乙に対し、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）甲の輸送業務に協力させるものとする。

（報告手続）

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行なったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（損害賠償及び紛争解決）

第6条 指定運送事業者は、物資の輸送業務中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第7条 物資の輸送業務中の従事者の責に帰することができない理由により、該当従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年10月6日

甲 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町
標茶町長

乙 北海道川上郡標茶町字熊牛原野15線西1番地
一般社団法人釧根地区トラック協会川上支部
川上支部長

第18 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

平成29年4月12日締結

標茶町（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン・イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）標茶町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）標茶町以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン・イレブン店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン・イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン・イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙2)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月12日

甲 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町長

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役

第19 標茶町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）の連携に関する協定

標茶町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画
（タイムライン）の連携に関する協定

平成30年10月5日締結

標茶町（以下「甲」という。）、北海道開発局釧路開発建設部（以下「乙」という。）及び釧路地方気象台（以下「丙」という。）は、標茶町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）（以下「タイムライン」という。）に基づく、甲によるタイムラインの円滑な実施に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインに基づき、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行うことにより、甲の区域において、住民の円滑な避難誘導、被害軽減を図り、住民の安全及び安心を確保し、生活の安定を保持するため、甲、乙及び丙のタイムラインに係る連携内容について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況等を乙及び丙に情報提供するものとする。乙及び丙は、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や水位の予測等の情報を甲に提供する。また、乙及び丙は、可能な範囲で甲に助言等を行うものとし、その内容は、以下のとおりとする。

- (1) 甲による乙及び丙への事前防災行動の実施状況等に関する情報提供
- (2) 甲による乙及び丙へ住民の避難行動等に関する情報提供
- (3) 乙による甲への釧路川の水位予測等の情報提供及び助言
- (4) 乙による甲への釧路川における樋門等の水位・操作に関する情報提供
- (5) 乙による甲への災害対策用資機材等の確保状況の情報提供
- (6) 丙による甲への気象に関する予測等の情報提供及び助言
- (7) 乙及び丙による甲が開催する防災会議等への参加又は情報提供

（タイムラインに係る連携の開始時期）

第3条 乙及び丙がタイムラインに係る連携を開始する時期は、以下のとおりとする。

- (1) 甲から要請があったとき。
- (2) 乙及び丙が、甲の区域において台風等により風水害が発生するおそれが高いと判断したとき。

（平素の連携）

第4条 乙及び丙は必要に応じ、甲が実施するタイムラインの変更・更新、区域内の巡視、防災訓練及び防災に関する資料の整備等について連携するものとする。

(その他)

第 5 条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度甲、乙及び丙が協議するものとする。

平成 30 年 10 月 5 日

甲 標茶町長

乙 北海道開発局 釧路開発建設部長

丙 釧路地方気象台長

第20 次亜塩素酸水溶液の提供に関する協定書

次亜塩素酸水溶液の提供に関する協定書

令和2年4月24日締結

標茶町長（以下「甲」という。）と株式会社 サトケン 代表取締役（以下「乙」という。）とは、乙が所有する機材により精製した次亜塩素酸水溶液を標茶町民に提供するため、その内容について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の標茶町民の公衆衛生に寄与するため、甲が乙の協力を得て、次亜塩素酸水溶液を標茶町民に迅速かつ円滑に提供するため必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする内容）

第2条 この協定の対象は、乙が所有する機材で精製した次亜塩素酸水溶液を無償で標茶町民に提供するものとする。

（提供内容の協力要請）

第3条 甲は、前条の提供について乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（提供内容の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により次亜塩素酸水溶液の提供を実施するものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 標茶町川上4丁目2番地
標茶町長

乙 標茶町旭2丁目8番23号
株式会社 サトケン
代表取締役

第21 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

令和2年8月5日締結

標茶町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他大規模災害等、または武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給、迅速かつ円滑な応急対策活動等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に対して要請する業務の種類は次のとおりとする。

- （1）乙が保有する物資の供給及び運搬
- （2）前号に掲げるもののほか、特に甲が要請するものであって乙が実施可能な活動

（要請の方法）

第3条 甲は、協力を要請する場合、災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は、口頭等で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第4条 第2条の規定に基づき、甲が乙に要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）タオル
- （2）生活支援物資（飲料水）

（物資の受渡し）

第5条 物資の受渡しは、甲が指定するものとし、甲と乙が連絡を取り合い、甲と乙のどちらか運搬可能な職員が当該場所に職員を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（報告の方法）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書の提出が困難な場合は、口頭等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の供給・運搬に要した経費は実施者が負担をするものとする。但し、特異な事態が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償等)

第 8 条 甲の要請により協力した乙の従業員が、業務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）その他関係する法律等で定める損害補償等の要件に該当するときは、当該規定に基づき、損害を補償するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度 甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第 10 条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年 8 月 5 日

甲 川上郡標茶町川上 4 丁目 2 番地
標茶町長

乙 北海道釧路市北大通 1 0 - 2 - 1 真釧路道銀ビル
明治安田生命保険相互会社釧路支社
支社長

第22 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

標茶町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力をを行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力をを行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施するものとする。なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月12日

甲 標茶町長

乙 北海道電力株式会社
執行役員

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
釧路支店長

大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、標茶町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）間にて令和4年1月12日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙及び丙が管理する電力設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業（以下「電力設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域のほか、町道の通行に支障となる電力設備等の除去を行う周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 電力設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

2 前項による除去等を甲が実施する際、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、電力設備等除去作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して電力設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から電力設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による電力設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまで

の期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認められた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による電力設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の影響（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協議）

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年1月12日

甲 標茶町長

乙 北海道電力株式会社
執行役員

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
釧路支店長

別紙第1号様式（細目協定第3条関係）

令和 年 月 日

標茶町長 様

北海道電力株式会社 執行役員 総務部長
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店長

大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書

大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定第3条及び大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定第3条の規定に基づき、次のとおり停電復旧作業の支援を要請します。

記

記被災の状況 （対象作業）	・停電復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業 ・道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業 （対象を○で囲む） ※被災の状況が分かるように可能な限り写真を添付する。
場所（住所）	※別途地図を添付する。
作業内容	（例）電柱○本、電線○本、倒木○本の除去 ※作業の規模が分かるように記載する。
作業希望日時	年 月 日、 時 分
現地連絡責任者	氏名： 携帯電話：
その他必要事項	

以上

大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、標茶町（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）間にて令和 年 月 日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙及び丙が一体となって行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業（以下「樹木等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業とする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものと

する。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認められた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の影響（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年1月12日

甲 標茶町長

乙 北海道電力株式会社
執行役員

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
釧路支店長

別紙第1号様式（細目協定第3条関係）

令和 年 月 日

標茶町長 様

北海道電力株式会社 執行役員 総務部長

北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店長

大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書

大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定第3条及び大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定第3条の規定に基づき、次のとおり停電復旧作業の支援を要請します。

記

記被災の状況 （対象作業）	・停電復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業 ・道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業 （対象を○で囲む） ※被災の状況が分かるように可能な限り写真を添付する。
場所（住所）	※別途地図を添付する。
作業内容	（例）電柱○本、電線○本、倒木○本の除去 ※作業の規模が分かるように記載する。
作業希望日時	年 月 日、 時 分
現地連絡責任者	氏名： 携帯電話：
その他必要事項	

以上

沿 革

昭和47年	4月	1日	標茶町地域防災計画作成
平成元年	2月		一部改正
平成3年	10月		一部改正
平成6年	3月		一部改正
平成9年	9月		一部改正
平成18年	5月		全部改正
平成19年	2月		一部改正
平成20年	2月		一部改正
平成21年	2月		一部改正
平成22年	3月		一部改正
平成23年	3月		一部改正
平成24年	3月		一部改正
平成25年	3月		一部改正
平成26年	3月		一部改正
平成27年	3月		一部改正
平成28年	3月		一部改正
平成29年	3月		一部改正
平成30年	3月		一部改正
平成31年	3月		一部改正
令和3年	3月		一部改正
令和4年	3月		全部改正

標茶町地域防災計画

発行 標茶町防災会議

〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

T E L (015) 485-2111 (代表)

F A X (015) 485-4111 (代表)

E-mail info@office.town.shibecha.hokkaido.jp